

【研究ノート 17】

Majjhima-nikāya と対応しない『中阿含經』の説示年代の推定

森 章司

- 【001】 『中阿含』 001 「善法經」 ……453
【002】 『中阿含』 002 「昼皮樹經」 ……454
【003】 『中阿含』 003 「城喻經」 ……455
【004】 『中阿含』 004 「水喻經」 ……456
【005】 『中阿含』 005 「木積喻經」 ……457
【006】 『中阿含』 006 「善人往經」 ……459
【007】 『中阿含』 007 「世間福經」 ……460
【008】 『中阿含』 008 「七日經」 ……462
【009】 『中阿含』 011 「塩喻經」 ……464
【010】 『中阿含』 013 「度經」 ……465
【011】 『中阿含』 015 「思經」 ……466
【012】 『中阿含』 016 「伽藍經」 ……467
【013】 『中阿含』 020 「破羅牢經」 ……469
【014】 『中阿含』 021 「等心經」 ……470
【015】 『中阿含』 022 「成就戒經」 ……472
【016】 『中阿含』 024 「師子吼經」 ……478
【017】 『中阿含』 025 「水喻經」 ……480
【018】 『中阿含』 033 「侍者經」 ……481
【019】 『中阿含』 036 「地動經」 ……484
【020】 『中阿含』 038 「郁伽長者經」 ……490
【021】 『中阿含』 040 「手長者經」 (上)
『中阿含』 041 「手長者經」 (下) ……494
【022】 『中阿含』 042 「何義經」 ……516
【023】 『中阿含』 043 「不思議經」 ……517
【024】 『中阿含』 044 「念經」 ……518
【025】 『中阿含』 045 「慚愧經」 (上)
『中阿含』 046 「慚愧經」 (下) ……519
【026】 『中阿含』 047 「戒經」 (上)
『中阿含』 048 「戒經」 (下) ……520
【027】 『中阿含』 049 「恭敬經」 (上)
『中阿含』 050 「恭敬經」 (下) ……522
【028】 『中阿含』 051 「本際經」
『中阿含』 052 「食經」 (上)
『中阿含』 053 「食經」 (下) ……523
【029】 『中阿含』 056 「弥醯經」 ……525
【030】 『中阿含』 057 「即為比丘説經」 ……527
【031】 『中阿含』 058 「七宝經」 ……528
【032】 『中阿含』 060 「四洲經」 ……530

- 【033】 『中阿含』 061 「牛糞喩經」 ……532
- 【034】 『中阿含』 062 「頻鞞娑邏王迎仏經」 ……533
- 【035】 『中阿含』 065 「烏鳥喩經」 ……540
- 【036】 『中阿含』 066 「説本經」 ……541
- 【037】 『中阿含』 069 「三十喩經」 ……544
- 【038】 『中阿含』 073 「天經」 ……551
- 【039】 『中阿含』 090 「知法經」 ……553
- 【040】 『中阿含』 092 「青白蓮華喩經」 ……555
- 【041】 『中阿含』 094 「黒比丘經」 ……556
- 【042】 『中阿含』 095 「住法經」 ……560
- 【043】 『中阿含』 096 「無經」 ……561
- 【044】 『中阿含』 109 「自觀心經」
『中阿含』 110 「自觀心經」 ……562
- 【045】 『中阿含』 112 「阿奴波經」 ……564
- 【046】 『中阿含』 113 「諸法本經」 ……566
- 【047】 『中阿含』 114 「優陀羅經」 ……567
- 【048】 『中阿含』 117 「柔軟經」 ……568
- 【049】 『中阿含』 118 「龍象經」 ……569
- 【050】 『中阿含』 119 「説処經」 ……570
- 【051】 『中阿含』 120 「説無常經」 ……571
- 【052】 『中阿含』 124 「八難經」 ……572
- 【053】 『中阿含』 125 「貧窮經」 ……573
- 【054】 『中阿含』 129 「怨家經」 ……574
- 【055】 『中阿含』 130 「教曇弥經」 ……575
- 【056】 『中阿含』 136 「商人求財經」 ……578
- 【057】 『中阿含』 137 「世間經」 ……580
- 【058】 『中阿含』 138 「福經」 ……582
- 【059】 『中阿含』 139 「息止道經」 ……583
- 【060】 『中阿含』 140 「至辺經」 ……584
- 【061】 『中阿含』 141 「喩經」 ……585
- 【062】 『中阿含』 142 「雨勢經」 ……587
- 【063】 『中阿含』 156 「梵波羅延經」 ……589
- 【064】 『中阿含』 158 「頭那經」 ……590
- 【065】 『中阿含』 159 「阿伽羅訶那經」 ……591
- 【066】 『中阿含』 160 「阿蘭那經」 ……592
- 【067】 『中阿含』 172 「心經」 ……593
- 【068】 『中阿含』 176 「行禪經」 ……594
- 【069】 『中阿含』 188 「阿夷那經」 ……595
- 【070】 『中阿含』 202 「持齋經」 ……596
- 【071】 『中阿含』 215 「第一得經」 ……598
- 【072】 『中阿含』 218 「阿那律陀經」
『中阿含』 219 「阿那律陀經」 ……600
- 【073】 『中阿含』 222 「例經」 ……601

【001】 『中阿含』 001 「善法経」 (大正 01 p.421 上、国訳 04 p.007)

支謙訳『七知経』 (大正 01 p.810 上)

AN.007-007-064 (vol.IV p.113、南伝 20 p.367)

『増一阿含』 039-001 (大正 02 p.728 中、国訳 09 p.183)

[1] これらの経の概要は以下のとおり。

『中阿含』 001 「善法経」 : あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「もし比丘あって七法を成就すれば漏尽を得る。七法とは、①法(正経……説義までの十二部経)を知ること、②義を知ること、③時(下相、高相、捨相)を知ること、④節(食事の量などの節度を保つこと)を知ること、⑤己(所信、戒、聞、施、慧、弁、阿含)を知ること、⑥衆(刹利衆、梵志衆、居士衆、沙門衆)を知ること、⑦人の勝如(人の種類のこと)を知ることである」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

支謙訳『七知経』 : ある時世尊は舎衛の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「七法道弟子あって現世に安穩にして尽を得しむ」として、①知法、②知義、③知時、④知節、⑤自知、⑥知衆、⑦知人を説かれた。世尊の所説に皆は歡喜して受けた。

AN.007-007-064 : [仏在処不記載] 世尊は説かれた。七法を成就する比丘は世の福田である。法を知り、義を知り、自己を知り、量を知り (mattaññū)、時を知り (kālaññū)、衆を知り (parisaññū)、人の勝劣を知る者 (puggalaparoparaññū) である、と。

『増一阿含』 039-001 : ある時世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「①法と②義と③時を知り、④自ら己を知り、⑤自ら止足(節度の意)を知り、⑥大衆の中に入り、⑦人々の根(能力の意)を知るならば、現法中に於て快樂無為となり、意欲漏を断ずることは疑い無い。それ故に比丘よ、方便を求めてこれらを成就すべきである」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

[2] AN.007-007-064には仏在処が記されないが、他の対応経は祇樹給孤独園である。この経には説時を推定させる情報としては仏在処しかなく、われわれの見解では釈尊は生涯に舎衛城で計8回の雨安居を過ごされたと考えており、おそらくそのうちのいずれかの年であると考えられるが、しかしこの説時は祇樹給孤独園がブツダの教団に寄進された釈尊48歳=成道14年の雨安居前以降とするほかない。

- 【002】 『中阿含』 002 「昼皮樹経」（大正 01 p.422 上、国訳 04 p.011）
AN.007-007-065 (vol.IV p.117, 南伝 20 p.372)
『増一阿含』 039-002 (大正 02 p.729 中、国訳 09 p.185)

[1] この経の概要は以下のとおり。

『中阿含』 002 「昼皮樹経」：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「三十三天の晝度樹（Pāricchattaka）の葉には紅葉して落葉し、花を咲かせるまでに 7 段階（①葉萎黄、②葉落、③葉還生、④生網 [蕾のこと]、⑤生如鳥喙、⑥生如鉢、⑦尽敷開）があり、三十三天の衆は悦楽歎喜する。このように聖弟子には 7 つの段階（①出家を思念する、②出家学道、③初禪、④第二禪、⑤第三禪、⑥第四禪、⑦心解脱・慧解脱）を経て解脱に至る。このように漏尽の阿羅漢が衆会するのは三十三天の衆晝度樹の下に衆会するが如しである」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歎喜奉行した。

AN.007-007-065：[仏在処不記載] 世尊は「比丘らよ」と呼びかけ、次のように説かれた。三十三天（Tāvātimsa）の晝度樹（pāricchattaka koviḷāra）は季節によってさまざまに変化して讃嘆されるように、①聖弟子が出家し、②鬚髪を剃り、③初禪、④第 2 禪、⑤第 3 禪、⑥第 4 禪を具足し、⑦漏を尽して解脱を具足することは讃嘆される、と。

『増一阿含』 039-002：ある時世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は切利天にある晝度樹が季節の移り変わりによって様々に変化することに喩え、比丘らに、「比丘もまさしくそうである。①心に出家学道をせんことを欲し、②出家して鬚髪を剃除し、③初禪、④二禪、⑤三禪、⑥四禪、⑦有漏を尽して無漏心解脱、智慧解脱を成就する。このとき戒徳の香は四方に漂って称誉しない者はない。それ故に比丘らよ、戒徳の香を成就すべきである」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歎喜奉行した。

[2] この経には説時を推定させる情報としては仏在処を祇樹給孤独園とする以外にはない。したがって説時は、祇樹給孤独園がブツダの教団に寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前以降とするほかない。

- 【003】 『中阿含』 003 「城喩經」 (大正 01 p.422 下、国訳 04 p.012)
AN.007-007-063 (vol.IV p.106、南伝 20 p.359)
『増一阿含』 039-004 (大正 02 p.730 中、国訳 09 p.188)

[1] これらの經の概要は以下のとおり。

『中阿含』 003 「城喩經」：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「辺城に七事 (①堅く地を築く、②塹を掘る、③道を作る、④軍隊、⑤武器の準備、⑥文武両道の大將をたてる、⑦城の周囲に高い牆壁を築くが具足し、四食 (①水草や樵木、②稻穀や麥、③豆類、④甘蔗や魚塩や脯肉) が豊穡であれば外敵に破られることはない。そのように聖弟子は七善法 (信、慚恥、羞愧、精進、多聞、正念、智慧) と四増上心 (初禪、第二禪、第三禪、第四禪) を成就すれば、安穩なる涅槃を得る」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.007-007-063：[仏在処不記載] 世尊は、「国境の町に 7 つの資具が具足し、4 つの食が得られれば外敵に征服されることはない。このように聖弟子には 7 つの法が成就し、四禪が得られれば魔波旬に破られることはない」と説かれた。

『増一阿含』 039-004：ある時世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は王が遠国にあって治めるための 7 つの教訓に喩え、比丘らに、「①戒律を成就し、②眼が色を見ても想著を起さず、同様に耳が声、鼻が香、舌が味、身が触、意が法を認識しても想著を起さず、③多聞であって忘れず、④諸の方便を多くして清淨の梵行を修め、⑤四増上心の法を思惟し、⑥四神足を得、⑦陰入界を分別し、また十二因縁の所起の法を分別するならば魔波旬に侵されない」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

[2] この經にも仏在処を祇樹給孤独園とする以外の情報はない。したがって説時は、祇樹給孤独園がブツダの教団に寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前以降とするほかない。

[004] 『中阿含』004「水喩經」（大正01 p.424上、国訳04 p.017）

失訳『鹹水喩經』（大正01 p.729下）

AN.007-002-015 (vol.IV p.011、南伝20 p.244)

『増一阿含』039-003（大正02 p.729下、国訳09 p.187）

[1] この經の概要は以下のとおり。

『中阿含』004「水喩經」：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「七水人を説こう、諦に聞きなさい。七水人とは、①常に水中に臥す者、②水面に出るも再び没する者、③水を出て住する者、④水を出て住した後に観る者、⑤水を出て住した後に観て渡る者、⑥水を出て住した後に観て渡り、渡り終って彼岸に至る者、⑦水を出て住した後に観て渡り、渡り終って彼岸に至り、岸に住する者である。このように人には、①不善法に覆われ、悪法の報いを受けて生死輪廻する者、②信を得て善法を修習するも、後に信を失ってしまう者、③信を得て善法を修習し、後にも信を失わない者、④信を得て善法を修習し、後にも信を失わずに善法の中に住し、苦の如真と苦の習と苦の滅と苦滅の道を知る者で、三結（身見、戒禁取見、疑）を尽して須陀洹を得る者、⑤一度天上か人間に往来することを得る者（一來、斯陀含の者）、⑥五下分結（貪欲、瞋恚、身見、戒禁取見、疑）を尽して不退法を得た者（不還、阿那含の者）、⑦解脱した者がいる」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

失訳『鹹水喩經』：あるとき世尊は舎衛城の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は水喩七事を説こうと、水に没する人、自ら頭を出してまた没する人などに喩えて、仏道修行のさまざまな階梯を説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.007-002-015 (vol.IV p.011、南伝20 p.244)：[仏在処不記載] 世尊は一度水に沈んでそのままの人、一度浮かび上がって再び沈む人など七人に譬えて、仏道を修する7種類の補特伽羅があると説かれた。

『増一阿含』039-003：ある時世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「七事水喩の人を説こう。七事水喩とは、①水底に没する人、②暫く水面にあっても水没する人、③水面を出て眺める人、④水面に頭を出してとどまる人、⑤水中にいて渡る人、⑥彼岸に到ろうとする人、⑦彼岸に至った人である。それは、①不善の法にある者、②信根が薄く善法があっても牢固でなく、命終して地獄に生れる者、③信と善根があっても身口意の行を増益せず、命終して阿修羅に生れる者、④三結を断じて不退転となる者、⑤この世に来て苦際を断じる者、⑥阿那含を成就した者、⑦無余涅槃界に於て般涅槃した者に喩えられる。閑静な処あるいは樹下にあつて坐禅し、懈怠を起すことなかれ」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

[2] この經にも仏在処を祇樹給孤独園とする以外の情報はない。したがって説時は、祇樹給孤独園がブツダの教団に寄進された釈尊48歳＝成道14年の雨安居前以降とするほかない。

[005] 『中阿含』005「木積喩經」（大正01 p.425上、国訳04 p.020）

AN.007-007-068 (vol.IV p.128、南伝20 p.384)

『増一阿含』033-010（大正02 p.689上、国訳09 p.051）

[1] これらの經の概要は以下のとおり。

『中阿含』005「木積喩經」：あるとき世尊は拘薩羅を遊行して、その道中で積まれた木が燃えているのを見て、道の側にあった樹木の下で結跏趺坐された。そして比丘らに、「あの火を抱くのと女性を抱くのとではどちらが楽しいと思うか」と問われた。比丘らが「女性を抱く方が楽しいと思う」と答えると、世尊は「私が教えを説くのは、あなたたちが沙門の道を見失わないようにするためである。無上の梵行を成就しようとする者は、たとえ火を抱いて苦しみを受けようとも火を抱きなさい。そうすれば死そうとも死後に悪趣に墮すことはない。信施を受けて按摩されるよりも腓を縄で縛られなさい、信施・礼拝・恭敬をされるよりも利刀で髀を断たれなさい、信施の衣服を受けるよりも熱した板金を纏いなさい、信施の食を受けるよりも熱鉄丸を呑みなさい、信施の寝具を得るよりも熱した鉄銅床の上に座臥しなさい、信施の房舎等を受けるよりも熱した鉄銅の釜に身を投じなさい」と説かれた。この教えによって60人の比丘が漏尽したが、60人の比丘は戒を捨てて還俗した。世尊の教えははなはだ深甚であり学道も難いからである。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.007-007-068：あるとき世尊は比丘らと共にコーサラを遊行して、その途上で大きな火が燃えているのを目撃された。世尊は道を外れた一樹下に坐されたのち、比丘らに、「破戒や悪法や不浄をなす者は、①娘を抱くよりも火炎を抱きなさい、②長者の問訊を楽しむよりも毛で作られた縄で両方の脛を巻いて擦られなさい、③長者の合掌業を楽しむよりも鋭き刀で伐たれなさい、④長者の信施の衣を受用するよりも熱せられた鉄板で身を巻かれなさい、⑤長者の信施の食を受用するよりも熱せられた鉄釘を飲みなさい、⑥長者の信施の牀を受用するよりも熱せられた鉄牀に坐しなさい、⑦長者の信施の房を受用するよりも熱せられた鉄釜に投げ入れられなさい。何故ならば、死後に悪趣に墮さないからである。このようにして自利を觀察する者、利他を觀察する者、その両方を觀察する者によって不放逸が完成する」と説かれた。この教えが説かれた時60人の比丘は口から血を吐いて学道を拒否して退転し、60人の比丘は漏より解脱した。

『増一阿含』033-010：あるとき世尊は摩竭国の光明池の側に住され、そこから大比丘衆500人と俱に人間を遊化された。そのとき世尊は大樹が燃えているのを見られ、比丘らに、「火中に身を投じようとも女性と交遊するな。無戒を以て人の礼拝恭敬、人の衣裳、人の信施の食、人の床臥具、人の医薬を受けるな。無戒の人は三悪趣に生ずる。それ故に戒身、定身、慧身、解脱身、解脱所見身を修行すべし」と説かれた。この教えが説かれた時60人の比丘が漏を尽して悟り、60人の比丘が法服を捨てて白衣となった。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

[2] この経の仏在処は『中阿含』005 と AN.007-007-068 はコーサラ国内とし、『増一阿含』033-010 はマガダ国内とする。『増一阿含』の光明池なる池の所在はわからない。2つの文献がコーサラ国とするのであるからこれを採用しておく。

固有名詞を有する人物は登場しない。

説かれた内容はたいへん厳しいもので、これによって60人の比丘は漏尽解脱したが、60人の比丘は還俗したという。さもありませんとあきらめる。釈尊教団が安定化し既成化した状況にあって、釈尊はこれを引き締めたいというお気持ちがあったのではないかと想像される。仏在処をコーサラ国内と理解し、この時期をコーサンビーの破僧事件が起こった釈尊69歳＝成道35年の直後で舎衛城で雨安居を過ごされ年と考え、この説時は釈尊70歳＝成道36年の雨安居の後としたい。

【006】 『中阿含』 006 「善人往経」（大正 01 p.427 上、国訳 04 p.027）
AN.007-006-052 (vol.IV p.070、南伝 20 p.317)

[1] この経の概要は以下のとおり。

『中阿含』 006 「善人往経」：あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「七善人所往至処⁽¹⁾と無余涅槃を説こう」と前置きされて、「無我を觀じて、①焼いた麩がわずかに燃えて尽きるように、少しの慢が尽きず五下分結がすでに断じた中般涅槃と、②熱せられた鉄を鎚で打つと火花が空中に飛んで消滅するように、少しの慢が尽きず五下分結がすでに断じた中般涅槃と、③火花が空中に飛び上り地上に落ちる前に消滅するように、少しの慢が尽きず五下分結がすでに断じた中般涅槃と、④火花が空中に飛び上り、地上に落ちて消滅するように、少しの慢が尽きず五下分結がすでに断じた生般涅槃と、⑤火花が地上に落ちて薪草を燃やし燃え尽きて消えるように、少しの慢が尽きない行般涅槃と、⑥火花が地上に落ちて薪草を燃やし、燃え尽きて消えるように、少しの慢が尽きず五下分結がすでに断じた無行般涅槃と、⑦火花が地上に落ちて薪草を燃やし、山林や村を焼き、平地に至って燃え尽きるように、少しの慢が尽きず五下分結がすでに断じた上流阿迦膩吒般涅槃を七善人所往至処といい、現法中に滅度を得るのを無余涅槃という」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.007-006-052：[仏在処不記載] 世尊は「7の人種と無余涅槃を説くべし」と前置きして、熱せられた鉄鉢と鉄屑を喩えにして、中間般涅槃 (antarāparinibbāyin) の3種と損害般涅槃 (upahaccaparinibbāyin) と無行般涅槃 (asāṅkhāraparinibbāyin) と有行般涅槃 (sasāṅkhāraparinibbāyin) と色究竟 (akaniṭṭhagāmin) と、そして無余涅槃 (parinibbāna) を解説された。

- (1) 「七種不還」ともいう。『新版 仏教学辞典』（法蔵館 1995年4月）の解説を若干のアレンジを加えて引用させていただくと次のようになる。①現般涅槃。不還果の聖者が欲界にあるままで般涅槃する者。②無色般涅槃。欲界に死んで無色界に生じ、そこで般涅槃する者。③中般涅槃。欲界に死んで色界に生まれる場合、そこに至る中有の位において般涅槃する者。④生般涅槃。色界に生じおわってあまり時をおかずに般涅槃する者。⑤有行般涅槃。色界に生じおわって、そこで長く修行してから般涅槃する者。⑥無行般涅槃。色界に生じおわって、そこで修行することなくして長く時を経て般涅槃する者。⑦上流般涅槃。色界に生じてからさらにそこから次第に上の天に進み、ついに色界の最高天である色究竟天または無色界の最高天である有頂天に生まれ、そこで般涅槃する者。

[2] パーリには仏在処の記載がないが、漢訳の舍衛国勝林給孤独園を採用する。それにしてても有力な情報とはいえず、例によって祇樹給孤独園がブツダの教団に寄進された釈尊48歳＝成道14年の雨安居前以降とするほかない。

[007] 『中阿含』007「世間福経」（大正01 p.427下、国訳04 p.029）

『増一阿含』040-007（大正02 p.741中、国訳09 p.224）

[1] これらの経の概要は以下のとおり。

『中阿含』007「世間福経」：あるとき世尊は拘舍弥の瞿沙羅園に住された。そのとき尊者摩訶周那が晡時に宴坐より起ち、世尊のもとにやって来て、「世間の福はどのようなもので、出世間の福はどのようなものでしょうか」と質問した。世尊は、「世間の福とは、善男子・善女人が比丘に、①房舎や堂閣、②床座等、③衣、④朝粥、⑤中食を施与し、⑥園民を供給し、⑦風雨寒雪のとき増施供養することであり、この七世間福により大果報を得る。その功德は恰も恒河の水源より流れて大海に入るようなものである。また出世間の福とは、善男子・善女人が仏・仏弟子の、①某所に滞在されると聞いて喜び、②到来されると聞いて歡喜し、③到達されたと聞いて歡喜し、④拜謁して、⑤礼拝供養をし、⑥仏・法・僧の三歸を得て、⑦五戒を受けることであり、この七出世間福により大果報を得る。その功德は恰も五大河の水を量ることができないほどである」と説かれた後、「是の如き人は衣・飲食、床榻・茵褥及び諸の坐具を施せば、無量の福報を將いて妙処に至る、猶お河水の引いて大海に入るがごとし」という偈を誦された。尊者摩訶周那と比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

『増一阿含』040-007：あるとき世尊は阿踰闍処の江水の辺に住された。そのとき大均頭が世尊のもとを訪れて、「功德を増益する法は何か」と尋ねた。世尊は、「七功德法がある。①僧伽藍を建立すること、②床座を僧伽藍に寄進すること、③比丘僧伽に食事を布施すること、④遮雨衣を比丘僧伽に施すこと、⑤薬を比丘僧伽に施すこと、⑥曠野に井戸を作ること、⑦道の近くに家を建て止宿させることである。その功德は大海の水を量ることができないように無量である」と説かれた。均頭は世尊の所説を歡喜奉行した。

[2] この経の仏在処は『中阿含』は拘舍弥の瞿沙羅園で、『増一阿含』は阿踰闍処の江水の辺である。阿踰闍は‘Ayojjhā’の音写であろうが、しかしこれは現在のUP州の‘Ayodhyā’ではなく、玄奘の『大唐西域記』によればKaṇṇakujjaからガンガーの本流に沿ってPayāgapatiṭṭhāna=Kosambīに行くその途中にあったものと考えられる⁽¹⁾。『増一阿含』が江水というのはガンガー河のことであろう。そうとしても原始仏教聖典においてはこの地を仏在処とする経はほとんどなく⁽²⁾、蓋然性としては『中阿含』の方の情報をとるべきであろう。したがってこの経の仏在処はコーサンビーであると考えておきたい。

またこの経の釈尊の他の主人公はマハーチュンダである。この人物についてはこの「モノグラフ」に掲載した前稿の【研究ノート16】の【008】MN.008 *Sallekha-s.*（削減経）の説時を検討した時に言及した。その結論としてはマハーチュンダはコーサンビーと縁が深く、ゴーシタ園を建造した時に營事比丘として任命されたというエピソードが注目される。釈尊はこのゴーシタ園の寄贈を受けるためにコーサンビーに初めて遊行されたが、それは55歳=成道21年のことであった。マハーチュンダが營事比丘としてゴーシタ園の建造にかかわっ

ていたとするなら、この年には確実に彼もコーサンビーに滞在していたはずであるから、この経の説時は55歳＝成道21年の雨安居中であったとしておく。なお彼は釈尊が入滅された時には四大長老の1人に数えられていた。釈尊入滅後にも生存していたのであって、したがってこの時の彼はまだ若かったであろう。この経の彼の質問の内容に未熟さが感じられるのはそのせいかも知れない。

- (1) 【論文 26】「原始仏教時代の通商・遊行ルート」（「モノグラフ」第 20 号 2015 年 11 月）pp.042、307 参照
- (2) 上記論文 p.042 の註 (3) 参照

[008] 『中阿含』008「七日経」（大正01 p.428下、国訳04 p.032）

AN.007-007-062 (vol.IV p.100、南伝20 p.353)

『増一阿含』040-001（大正02 p.735中、国訳09 p.205）

[1] この経の概要は以下のとおり。

『中阿含』008「七日経」：あるとき世尊は毘舍離の捺氏樹園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「一切行は無常、不久住の法である」として、無雨と太陽の喩え（①降雨なければ諸樹百穀が枯れるの喩、②二日（2つの太陽）が世に出れば溝渠川流が涸れるの喩、③三日（3つの太陽）が世に出れば大江河が涸れるの喩、④四日（4つの太陽）が世に出れば閻浮洲の五河の源泉が涸れるの喩、⑤五日（5つの太陽）が世に出れば大海の水が徐々に減じて消失するの喩、⑥六日（6つの太陽）が世に出れば大地と須弥山が燃えて煙るの喩、⑦七日（7つの太陽）が世に出れば大地と須弥山が燃えてその炎が梵天に至るの喩）を以て教誡し、昔日の自分であった**善眼大師**という外道仙人の因縁譚を語られ、そのときには究竟しなかったが今は一切の苦を脱することを得たと説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.007-007-062：あるとき世尊はヴェーサーリーのアンバパーリ園 (Ambapālīvana)に住された。そのとき世尊は比丘らに、「諸行は無常であり堅固ではなく安息ではないので遠離して解脱すべきである」と告げ、いくつもの太陽が出現したときに起る諸現象（①須弥山 (Sineru) に雨が降らず干ばつで草木が枯れ、②第二の太陽出現のときに小河、小池が枯渇し、③第三の太陽出現のときに五大河のガンガー (Gaṅgā) 河、ヤムナー (Yamunā) 河、アチラヴァティ (Aciravatī) 河、サラブー (Sarabhū) 河、マヒー (Mahī) 河が枯渇し、④第四の太陽出現のときに七大湖のアノッタター (Anotattā) 湖、シーハパパーター (Sihapapātā) 湖、ラタカーラー (Rathakārā) 湖、カンナムンダー (Kaṇṇamuṇḍā) 湖、クナーラー (Kuṇālā) 湖、チャッダンター (Chaddantā) 湖、マンダーキニー (Mandākīnī) 湖が枯渇し、⑤第五の太陽出現のときに大海の水位が下がり、⑥第六の太陽出現のときに大地、須弥山王がくすぶり、⑦第七の太陽出現のときに大地、須弥山王が燃焼して炎となるという現象）に例えて、諸行無常の教えを説かれた後、昔日の**スネッタ (Sunetta)** という師主の因縁譚を述べて、その師主が得られなかった「戒と定と慧と無上の解脱はゴータマによって覺られた」と説かれ、偈を唱えられた。

[2] この経の仏在処はヴェーサーリーのアンバパーリ園である。このアンバパーリ園が『涅槃経』のいうように、釈尊の最後の遊行のときに寄進されたとは俄には信じがたいが、さりとてそれがいつごろのことかはよく解らないので、一応この経が説かれたのもそのときとしておく。こう考えれば、内容もそれにふさわしいようにも思われる。釈尊79歳=成道45年の雨安居前ということになる。

なお次の経の仏在処は舍衛城の祇樹給孤独園であり細部も上記経とは相違するが、これもこの対応経としておく。

『増一阿含』040-001（大正02 p.735 中、国訳09 p.205）：ある時世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき多数の比丘たちは食後に普会講堂に集まって、「須弥山は広大であるがいずれは崩れ壊れる」と世界の壊滅について論議していた。世尊はこれを天耳を以て聞かれて講堂を訪られた。そして須弥山世界の構造や、この世界が壊敗する時には降雨せず2日現れ、3日現れ、4日現れ、5日現れ、6日現れ、7日現れる。そしてまた成ずる時には地肥、粳米生じ、そうすると盗みが生じ、懲罰者としての刹利生じ、次々に四姓が生じて、生老病死がある。このように世間は無常である、だから静処に閑居し懈怠するなど説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

【009】 『中阿含』 011 「塩喩経」 （大正 01 p.433 上、国訳 04 p.045）
AN.003-010-099 (vol. I p.249、南伝 17 p.409)

[1] この経の概要は以下のとおり。

『中阿含』 011 「塩喩経」：あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「人は自分の行った業によりその果報を受ける。①身と戒と心と慧を修した者は寿命が極めて長いが、不善業を作せば苦果現法の報いを受ける。②身と戒と心と慧を修さない者は寿命が甚だ短く、不善業を作せば苦果地獄の報いを受ける」と、1両の塩を少水に投げたり、1両の塩を恒水に投げたりするなどの譬喩を以て解説された。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.003-010-099：[仏在処不記載] 世尊は、「人は造った業に随って異熟を受ける。1類の人は少量の悪業を作って地獄に墮ちるが、1類の人は同じく少量の悪業を作っても現法において異熟を受け、未来には受けない」と説かれ、1握りの塩を1椀の中に投げたり、ガンガーの流れに投げたりする喩えをもってこれを解説された。

[2] 『中阿含』は仏在処を舍衛城の祇樹給孤独園とするが、AN.は仏在処を記さない。舍衛城の祇樹給孤独園を採用するしかない。

またこの経には固有名詞を有する人物は登場しない。

したがって例によってこの説時を祇樹給孤独園がブッダの教団に寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前以降とする。

【010】 『中阿含』 013 「度経」 （大正 01 p.435 上、国訳 04 p.051）
AN.003-007-061 (vol. I p.173、南伝 17 p.280)

[1] これらの経の概要は次のとおり。

『中阿含』 013 「度経」：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「沙門梵志には人の為すところを、①宿命の造に因るとし、②尊祐の造（主宰神の所造）に因るとし、③無因無縁であるとする、との3種の説をなす者がある。この宿命論と尊祐論と無因無縁論は、いずれも主体の意思を認めないので抑止力がなく、その為の努力も認めない。だからこれらは邪説である。これに対して自ら覺るところの法を説くなら、六界（地、水、火、風、空、識）により六処あり、六処により更楽（觸のこと）があり、更楽により覺（受のこと）がある。この覺により苦と苦の集と苦の滅と苦滅の道を知る。苦滅の道とは八正道であり、これを修習すれば正智を得られる」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.003-007-061：[仏在処不記載] 世尊は「比丘らよ」と呼びかけ、次のように説かれた。外道は一切の因は前世にある (*sabbam taṃ pubbe katahetu*) と説き、あるいは一切の因は神の化作である (*sabbam taṃ assaranimmānāhetu*) と説き、あるいは一切は無因無縁である (*sabbam taṃ ahetu-appaccaya*) と説く。もしそうなら楽も苦も殺人も不与取も一切は前世に因があることになり、神の化作になり、無因無縁となり、これでは精進は認められない。しかし私は四諦を説き、これはいかなる沙門婆羅門にも謗られない。

[2] 前経に同じく『中阿含』は仏在処を舎衛城の祇樹給孤独園とするが、AN.は仏在処を記さない。舎衛城の祇樹給孤独園を採用するしかない。またこの経にも固有名詞を有する人物は登場しない。

したがってこの説時も祇樹給孤独園がブツダの教団に寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前以降とするしかない。

【011】 『中阿含』 015 「思経」 （大正 01 p.437 中、国訳 04 p.059）
AN.010-021-207~208 (vol.V p.297、南伝 22 下、pp.257~260)

[1] これらの経の概要は下記のとおり。

『中阿含』 015 「思経」：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「故意になした業は現世か後世に必ずその報いを受けるが、故意でなしたのではない業は必ずしもその報いを受けない。故意になした業には身の三業（殺生、不与取、邪淫）と口の四業（妄語、両舌、麁語、綺語）と意の三業（貪、嫉恚、邪見）があり、苦果を与え、苦報を受ける。多聞の聖弟子は、これらの十不善業を捨てて、身と口と意の三善業を成就し、四無量心（慈、悲、喜、捨）を修するならば、必ず阿那含かそれ以上の果報を得る」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.010-021-207~208：[仏在処不記載] 世尊は「比丘らよ」と呼びかけ、次のように説かれた。業を通達しなければ苦の辺際を尽すことはできない。不善の身三・語四・意三の業があれば苦報があり、善の身三・語四・意三の業があれば楽報がある。慈心解脱・悲心解脱・喜心解脱・捨心解脱を修せば不還果以上の果報がある、と説かれた。

[2] 前経と同じく祇樹給孤独園がブツダの教団に寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前以降とする。

[012] 『中阿含』016「伽藍經」（大正01 p.438中、国訳04 p.061）
AN.003-007-065 (vol. I p.188、南伝17 p.303)

[1] これらの経の概要は下記のとおり。

『中阿含』016「伽藍經」：あるとき世尊は比丘らと共に伽藍国に遊行して羈舎子村に至り、その北にある尸提憇林に住された。そのとき村の伽藍人らは大名称あり如来・仏であって自ら覚った法を説く釈迦族出身の沙門瞿曇がこの村に滞在していると聞いて、眷族を引連れて世尊を訪ねた。彼らは「村を来訪する沙門梵志らはいずれも自説を称讃し他説を非難する。どの説が真実なのか」と尋ねた。そこで世尊は「疑いがあれば迷いを生じる。疑いを生じてはならない。凡夫は貪と瞋と痴によって十悪（殺生、不与取、邪淫、妄語、両舌、麤語、綺語、貪伺、恚、邪見）を生ずる。多聞の聖弟子は十悪を離れ、十善を行じ、四無量心（慈心、悲心、喜心、捨心）を修して、四安穩住処（①この世とあの世があり、善悪業の報があるという正見相応の業を受持して死後に善処に生れる。このような人は怨・恚・諍がない。②もしこの世もあの世もなく善悪業の報もないとすれば、現法中に於て他に謗られず、正智の人にほめられる人は怨・恚・諍がない。③もし悪をなさず、悪を念じなければ苦を生じない。このような人は怨・恚・諍がない。④もし世の怖と不怖を犯さず、常に一切世間を慈愍し衆生と諍わなければ、このような人は怨・恚・諍がない）を得る」と説かれた。彼らはこの教えを聞き、三宝に帰依して優婆塞となった。一切の伽藍人および比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.003-007-065：あるとき世尊は大比丘サンガとともにケーサーマ族を遊行して、ケーサープッタ（Kesaputta）というカーラーマ族の町（Kālāmānaṃ nigama）に入られた。カーラーマ族の人々は釈迦族から出家した沙門ゴータマは阿羅漢・仏・世尊であり、……という盛名を聞いて世尊のもとへやって来て、「村を来訪する沙門や婆羅門たちは自説を唱え他説を謗るが、誰が真実を語っているのか」と質問した。世尊は「風説や伝説などを信ずることなく、その教えが無益と苦をもたらすか、益と樂をもたらすかを自ら覚るべきである。貪と瞋と痴とは無益と苦をもたらし、無貪と無瞋と無痴とは益と樂をもたらす。このような聖弟子は貪と瞋と痴を離れて四無量心（慈、悲、喜、捨）に住すれば4つの安心（assāsa）がある。①もし後世あり業報があるならば死後天に生まれ、②もし後世なく業報なければ現法において無苦有樂にして自己を守り（attānaṃ pariharāmi）、③もし悪をなす人に悪が報いるならば、私は何人に対しても悪意を抱かないから苦しみはなく、④もし悪をなす人に悪が報いないならばいずれにしても自分が清浄であると見る、という4つの安心が得られる、と説かれた。彼らはこの教えを聞き、三宝帰依して優婆塞となった。

[2] この経の仏在処はケーサープッタ（羈舎子）というカーラーマ族（伽藍人）の町である。ケーサープッタもカーラーマ族もこの経にしか見いだせない。パーリはここをケーサーマ族とするからこれを採用してよいであろう。

この経は名声ある釈迦族出身の沙門ゴータマが来ていると聞いてやってきた町の人びとが釈尊の教えを聞くというシチュエーションの経である。前稿【研究ノート16】の【150】MN.150 *Nagaravindeyya-s.*（頻頭城経）において、それまでに説時を推定したパーリのこのようなシチュエーションの経について調査し、そのリストを掲げておいた。この調査は婆羅門を対象としたものであり、この経は「カーラーマ族の人々」として婆羅門ではないので若干の相違はあるが、その調査結果として、釈尊53歳の年は「コーサラ国の婆羅門たちを教化されることが多かった」としておいた。この経もこのような流れの中にあるとしてよいのであろう。

これを踏まえてこの経の説時は、釈尊53歳＝成道19年の雨安居後ということにしたい。釈尊の生涯としてはかなり早い時期ということになる。

【013】 『中阿含』 020 「破羅牢経」（大正 01 p.445 上、国訳 04 p.082）
SN.042-013 (vol.IV p.340、南伝 16 上 p.055)

[1] これらの経の概要は次のとおり。

『中阿含』 020 「破羅牢経」：あるとき世尊は大比丘衆とともに拘麗瘦に遊行され、その北村の北にある尸提憇林に住された。そのとき波羅牢という伽弥尼（聚落主）が太名称あり如来・仏であって自ら覚った法を説く釈迦族出身の沙門瞿曇がこの村に滞在していると聞いて世尊を訪ね、「沙門瞿曇は『幻は幻であると知る』と説かれると聞いたが、それは世尊を誹謗することにならないのでしょうか」と質問した。世尊は「彼のいうことは真実です。しかし拘麗瘦の卒が禁戒を犯すと知っていても、あなたは禁戒を犯さないように、幻を知っているからといって幻者だとはいえない。何故ならば、如来は幻がもたらす所の果報を知り、それを断ずる所を知っているからである」と答えられた。さらに世尊は「十悪業道を断じて十善業道を修し、四無量心を修すれば解脱への道を進むことができる」と説かれた。この教えを聞いた波羅牢は法眼浄を得、三宝に帰依して優婆塞となった。波羅牢伽弥尼および比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

SN.042-013：あるとき世尊はコーリヤ（Koliya）国のウッタラと名づけるコーリヤ族たちの町（Uttaram nāma Koliyānam nigama）に住された。そのときパータリヤという聚落主（Pāṭaliya gāmaṇi）が世尊を訪ね、「人々が『沙門ゴータマは幻を知る』と言っているのを聞いたが、彼らは世尊を誹謗してはいないのでしょうか」と質問した。世尊は「彼のいうことは真実です。如来は幻を知り、幻の果を知っており、幻者は死んで地獄に墮ちることを知っている」と答えられた後、十善業道（不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、不兩舌、不惡口、不綺語、不貪欲、不瞋恚、正見）ならびに四梵住（慈、悲、喜、捨）の教えを説かれた。彼は世尊の教えを聞いて優婆塞となった。

[2] この経の仏在処はコーリヤ国のウッタラという村（北村）である。『中阿含』には前節（『中阿含』 016）で検討した経のようなシチュエーションが記されるが、パーリには記されない。

釈迦国はヴェーサーリーと舎衛城を結ぶ幹線道路上に位置しているため、しばしば釈迦国には足を止められたものと考えられる。祇樹給孤独園を寄進された時もヴェーサーリーから舎衛城に赴かれる途中にカピラヴァットゥに滞在された。

しかし同じ釈迦族の系統にあったとしても、この経の舞台はコーリヤ国であるから少々事情は異なるであろう。われわれは釈尊は釈迦国で 58 歳＝成道 24 年と 75 歳＝成道 41 年の 2 度の雨安居を過ごされたと考えている。おそらくこのうちのどちらかで、前経のシチュエーションを考えれば、前者を取るべきであろう。この前年の雨安居を釈尊はヴェーサーリーで過ごされたから、この経の説時は釈尊 58 歳＝成道 24 年の雨安居前ということにしておきたい。

[014] 『中阿含』021「等心経」（大正01 p.448 下、国訳04 p.093）
AN.002-004-005 (vol. I p.063、南伝17 p.097)

[1] これらの経の概要は以下のとおり。

『中阿含』021「等心経」：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき舎梨子は夜、講堂において比丘らに、「内結⁽¹⁾の人は阿那含で再生しない。外結⁽²⁾の人は阿那含に~~あらずして~~再び生れる。内結の人は禁戒を修習するが故に欲を厭い欲を断ずることを学んで心解脱を得るが、現法中に究竟智は得ない。彼は命終して搏食天（欲界の天の意）を越えて余意生天に生れる。外結の人は禁戒を修習して従解脱を守護し学戒を受持している」と説いた。夜明けに等心天の招きで世尊は講堂へ赴き、舎梨子の説法を是認して、「多数の等心天たちは人であった時善心を修して、今は錐の尖端に住して互いに妨げない。それ故に舎梨子よ寂静を学びなさい。世尊および智者は梵行に向かい、虚偽の異学は衰える」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.002-004-005：あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。ときにサーリプッタは東園鹿子母講堂で比丘らに、「内結ある人 (ajjhataṣaṅṅojana) は波羅提木叉を守って正しい行いをし、天に生まれてから還来者 (āgantara) となってこの状態 (itthatta) に還る。外結ある人 (bahiddhāsaṅṅojana) は波羅提木叉を守って正しい行いをし、心解脱を得て天に生まれ不還者 (anāgantara) となってこの状態に還らない」と説いた。これを聞いていた天子が世尊を招いたので、世尊は東園鹿子母講堂へ行ってサーリプッタに、「我らは根と意を寂静にすべしと学ぶべきである。そのように学ばば身と語と意の業は寂静となる。また我らは同梵行者の間に寂静なるものをもたらそうと、このように学ぶべきである。この法門を聞かない外道の出家は廢れる」と説かれた。

(1) 漢訳は「内結のある人は阿那含（不還）で再生しない」とし、「外結のある人は阿那含に~~あらずして~~再生する」とする。しかしパーリは「内結ある人は還来者であって再生する」とし、「外結のある人は不還者となって再生しない」とするから正反対である。パーリの註釈書は「ajjhata というのは欲有 (kāma-bhava) である」「bahiddha というのは色有・無色有 (rūpārūpabhava) である」とするから、この解釈に基づけばパーリの方が正しいということになる。AN.-A. vol. II p.130

[2] この経の仏在処は舎衛城の祇樹給孤独園であるが、実際の舞台をパーリは東園鹿子母講堂とする。漢訳は「講堂」としかしないがこれは鹿子母講堂をさすのであろう。祇樹給孤独園と鹿子母講堂はさほど隔たっておらず日常的に往来できる距離にあった。しかしおそらくこれは雨安居中のことであって、漢・パ共に釈尊は祇樹給孤独園から東園鹿子母講堂に赴かれているから、この年の雨安居は祇樹給孤独園で過ごされたものと考えられる。

他の登場人物はサーリプッタである。

説法の内容には特別の特徴は認められない。

以上の情報からは、この経の説時は東園鹿子母講堂がブツダの教団に寄進された釈尊 68

歳の雨安居前からサーリプッタが入滅した釈尊 77 歳までの間ということになる。しかし釈尊 68 歳の雨安居は釈尊は東園鹿子母講堂で過ごされたからこの年ではないということになる。またサーリプッタは釈尊 77 歳の雨安居前にマガダ国で亡くなっているから、この年でもないということになる。

とすると残りは釈尊が舎衛城で雨安居を過ごされた釈尊 70 歳と釈尊 73 歳の時ということになる。実は両年ともサーリプッタは釈尊と雨安居を共に過ごしたようであるから、両年ともに可能性があるわけであるが、73 歳の時にはサーリプッタはサヴィッタとマハーコッティタの 3 人で身証と見至と信解の何れが勝れているかと議論している⁽¹⁾。これは聖者の種類であって、今の経の主題とも共通するところがあるから、この経の説時は釈尊 73 歳＝成道 39 年の雨安居中と理解する。

(1) AN.003-003-021 vol. I p.118, 南伝 17 p.191

[015] 『中阿含』022「成就戒經」（大正01 p.449下、国訳04 p.095）
AN.005-017-166 (vol.Ⅲ p.192、国訳19 p.268)

[1] この經の概要は次のとおり。

『中阿含』022「成就戒經」：あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき尊者舍梨子は比丘らに、「戒と定と慧を成就すれば現法において想知滅定に出入することができる。現法において究竟智を得られなければ、命終して搏食天（欲界の天の意）を越えて余意生天中で想知滅定に出入することができる」と説いた。しかし尊者優陀夷は「余意生天中で想知滅定に出入するというのは道理にあわない」と反論した。そこで2人は別々にであったが世尊にこのことを報告した。世尊は優陀夷を「愚痴の人がどうして甚深の阿毘曇を論じるのか」と非難され、阿難にも「上尊名徳の長老比丘が詰られているのにどうしてそのままにしていたのか」と叱責された。そして舍梨子の説法を是認されて禅室に入られた。阿難は尊者白淨に「世尊は晡時に比丘らの前にお出ましになるから慚愧していると伝えてくれ」といった。比丘らの前に出られた世尊は白淨に、「長老比丘が梵行者から尊敬される法はいくつあるか」と尋ねられた。白淨は「①禁戒を守り、②広学多聞であり、③四増上心を得、④智慧明達を得、⑤諸漏を尽すことである」と答えた。世尊は「その通りである。この5つが無ければ梵行者として尊敬されない。白淨と舍梨子はこれを成就している」と説かれた。白淨および比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.005-017-166：[仏在処不記載] サーリプッタは比丘らに、「戒・定・慧具足し、想受滅に出入する人は現法に悟ることができなければ意成衆中に生まれる」と説いた。これを聞いたウダーイ (Udāyin) は「それは理にあわない」と反論した。これを報告すると世尊は、ウダーイを「あなたは凡庸不明なのにサーリプッタと議論できると思うのか」と非難され、アーナンダにも「あなたは長老比丘が悩まされているのに悲がないのか」と叱られ、座を起って房に入られた。アーナンダはウパヴァーナ (Upavāna) のところを訪れ、「世尊が晡時に比丘衆の前に出られたら、世尊の質問に答えてほしい」と告げた。世尊は晡時に講堂に至られ、ウパヴァーナに「どのような法を具足すれば同梵行者に尊敬されるか」と尋ねられた。ウパヴァーナは「戒を具し、多聞にして、明瞭なる語と四静慮と諸漏の尽を具足する人です」と答えた。世尊は「善哉、その通りである」と説かれた。

[2] パーリには仏在処が記されないが、漢訳は舍衛国の勝林給孤独園とするからこれを採用する。

登場人物はサーリプッタとウダーインとアーナンダとウパヴァーナである。ウダーインについては、前稿【研究ノート16】の【059】MN.059 *Bahavedaniya-s.* (多受經)においてふれたように何人かのウダーインがあるが、これは釈尊に非難されるウダーインであるから六群比丘中のウダーインであろう。

ウパヴァーナは次の2つのエピソードによって知られる。1つは沙羅双樹の間にまきに入

滅されようとしている釈尊に団扇で風を送っていたウパヴァーナに、釈尊が「前に立つな」と下がらせたとするエピソードであり、もう1つは風病に罹っていた釈尊に温湯を届けたというエピソードである。これをもう少し詳しく文献の文章に添って紹介する。

[2-1] 第1の釈尊入滅時の団扇で風を送っていたウパヴァーナに関する記述には次のようなものがある。

DN.016 *Mahāparinibbāna-s.* [23/35] (大般涅槃經 vol.II p.138、南伝 07 p.122、
『片山・長部』3 p.289) : そのときウパヴァーナは世尊の前に立って扇いでいた。世尊は「前に立ってはいけない」と退けられた。アーナンダは「このウパヴァーナは長いあいだ侍者 (upatthāka)、近侍者 (santikāvacara)、近行者 (samīpa-cārin) として世尊に仕えてきたのに」と考えてそのわけを尋ねた。世尊は「諸々の天が仏を見るために大勢集まっていて、彼らが不平を言っているからだ」と答えられた。

法顯訳『大般涅槃經』[10/22] (大正 01 p.199 上) : 優波摩那は阿難が侍者となる前に如来の身の回りの世話をしていた比丘で、このとき彼は心に大いなる苦悩をいだいて世尊の前に立っていた。世尊はこのとき優波摩那に「私の前に立つな」と注意され、一面に下がらせられた。阿難は「私が仏に侍するようになってこの方何年も世尊のこのような言葉は聞いたことがない」と考え、そのわけを尋ねた。世尊は「いま諸天龍神八部衆が仏を見ようと虚空中や四面に充滿しており、彼らが喜ばないからだ」と答えられた。

『長阿含』002「遊行經」[22/34] (大正 01 p.021 上、国訳 07 p.089) : そのとき梵摩那が世尊の前で扇をあおいでいると、世尊は「私の前に立ってはならない」と下がらせられた。阿難は「梵摩那は常に世尊の左右にあつて身の回りの世話をしていたのに」と考えてその理由を尋ねると、「城外の12由旬に住む神々が如来の前に立つことを嫌っているからだ」と答えられ、梵摩那の過去の因縁を語られた。

白法祖訳『仏般泥洹經』[23/34] (大正 01 p.169 上) : そのとき優和洹が前に立っていたので、世尊は「私の前に立ってはならない」と注意された。阿難は「私が世尊に仕えてから25年、このようなことは見たことがなかった」と考えて、そのわけを質問した。世尊は「諸天が仏を見ようとしているのに前に立っているからだ」と答えられた。

Mahāparinirvāṇasūtra [25/35] (p.356、中村・下 p.610) : そのときウパマーナ (Upamāna) は世尊の前に立って扇いでいた。世尊は「私の前に立つな」と言われた。アーナンダが「私は20余年間世尊に仕えてきましたが、このような言葉を聞いたことがありません」と言うと、世尊は「神々が非難しているからだ」と答えられた。

『根本有部律・雜事』[24/34] (大正 24 p.394 中、国訳 26 p.331) : このとき鄢波摩那という比丘が仏前に立っていたので、世尊は「前に立つな」と注意された。阿難陀は「世尊に侍して20余年になるのにこのように呵責されることは見たことがありません」と言った。世尊は「長寿諸天が仏を見たいのに前を遮って見ることができないと言っているからだ」と答えられた。

このようにこのエピソードは釈尊が沙羅双樹の元でまさに般涅槃されようとしていた時のもので説時は明らかである。釈尊の出胎を誕生日とする満年齢による数え方によれば、釈尊

が80歳の誕生日を迎えられる直前の釈尊79歳＝成道45年の雨安居後のことである。

なおウパヴァーナは長いあいだ世尊の身の回りの世話をしてきた侍者であったとされている。このように明示しない文献もあるけれども、世尊の前で団扇で風を送っていたという描写を勘案すれば自明のことである。

[2-2] 第2の風病に罹られていた釈尊に温湯を届けたというエピソードに関する記述には次のようなものがある。これもウパヴァーナが世尊の侍者であったとしている⁽¹⁾。

SN.007-002-003 (vol. I p.174、南伝12 p.299) : 舎衛城因縁。そのとき世尊は風病に罹られていた (vātehi ābādhiko hoti) 。ウパヴァーナは世尊の侍者...(upatthāka)...であったので、デーヴァヒタ婆羅門 (Devahita brāhmaṇa) の住居へ行って温水と糖蜜の布施を受け、病は癒えた。デーヴァヒタ婆羅門は世尊のもとにやって来て「どこに布施すべきか」と偈で尋ねた。世尊は「宿命を知り、天界と悪趣とを見、生の滅尽を得、通力を完成させた尊者に布施すべきである。その布施には大果がある」と偈をもって答えられた。デーヴァヒタ婆羅門はこの教えを聞いて優婆塞となった。

『雑阿含』1181 (大正02 p.319中、国訳03 p.214) : あるとき世尊は拘薩羅国の人間を遊行して浮梨聚落に至り天作婆羅門の菴羅園に住された。尊者優波摩は侍者であった。このとき世尊は背痛を患われたので優波摩に天作婆羅門の家へ行くように命じられた。天作婆羅門は使者に酥と油と石蜜と温かい湯を持たせた。世尊は身体を湯で洗い酥と蜜を食べられると病は癒えた。翌朝、婆羅門は世尊のもとを訪れて、「何を婆羅門と名づけ、何に施せば大果を得るのか」と質問した。世尊は「一切の貪より解脱せるを婆羅門と名づく、彼に施さば大果を得ん」という偈を誦された。天作婆羅門は世尊の所説を歡喜して礼をなして去った。

『別訳雑阿含』095 (大正02 p.407中) : あるとき世尊は拘薩羅国を遊行して天敬婆羅門の聚落にある客舎に住された。尊者優波摩那が侍者であった。このとき世尊が風動苦を患い背痛を訴えられたので、優波摩那は天敬婆羅門の家へ行って蘇油と黒石蜜と燻葉水をもらい受け、油と燻葉水を身体に塗り、黒蜜を飲むと背痛は癒えた。後日、婆羅門は世尊のもとを訪れ、世尊は三明(宿命明、天眼明、漏尽明)について偈を以て説かれた。婆羅門は世尊の所説を歡喜して去った。

『増一阿含』035-007 (大正02 p.699下、国訳09 p.087) : あるとき世尊は500人の比丘らと共に羅闍城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき世尊は優頭槃に、「脊風痛を患ったので城内で温湯を求めよ」と命じられた。彼は毘舍羅先という長者の家に行き湯を求めたが、長者は仏教に辺見を持っていたので黙然としていた。しかし五道大神が長者に「供養すべし」と告げたので、長者は五道大神と共に世尊のもとにやって来て香湯と石蜜を布施し、世尊の病は癒えた。しかし長者はその5日後に亡くなった。優頭槃が世尊に告げると、世尊は「この長者は死後天に生れ、最後に人身を得て出家学道し辟支仏となる。それは湯施の福德によるものである」と説かれた。優頭槃は世尊の所説を歡喜奉行した。

Theragāthā vs.185, 186 (p.024、南伝25 p.154) : (ウパヴァーナの偈) 世尊が風病のために悩まされたので、あるバラモンに温水を供して欲しいと懇願した。

この仏在処は、『増一阿含』のみがマガダ国とするが、他は祇樹給孤独園あるいはコーサラ国内とするから、後者の方を信頼すべきであろう。

B 文献の *Dhammapada-A*. (2) にも同様の記事がある。なお *Theragāthā vs.185, 186* の註ではウパヴァーナは舎衛城の婆羅門の家系に生まれ、祇樹給孤独園が寄進された時に出家したとしている (3)。

(1) 【論文 12】「阿難以前の侍者伝承と雨安居地伝承」（「モノグラフ」第 11 号 2006 年 10 月）p.143 参照

(2) vol.IV p.232

(3) 『仏弟子達のことば註』2 p.120

[2-3] 以上のようにこの 2 つのエピソードはともにウパヴァーナは世尊の侍者であったとしている。DN.029 *Pāsādika-s*. (1) にもウパヴァーナが釈尊の侍者として登場するが、この経はニガンタ・ナータプッタがパーヴァーにおいて死去したことをチュンダ沙弥が伝えるという内容であり、その説時は釈尊 75 歳の雨安居後という結論を得ている。

ところでパーリの註釈書などではウパヴァーナは阿難以前の侍者としてしている (2)。法顯訳『大般涅槃経』もそのようにいう。これによるかぎりウパヴァーナの方がアーナンダよりも先輩であったわけで、本節の主題とする経でもウパヴァーナの方がアーナンダよりも心境が進んでいたように描かれている。『涅槃経』では立場が逆転しているようにも受け取られるが、それはアーナンダが秘書室長的な役割の侍者であったのに対し、ウパヴァーナは世尊の身の回りを世話する侍者の役割であったという、役割の相違からくるのであろう。

釈尊に温湯を届けたとするエピソードにはアーナンダは登場せず、アーナンダがいればアーナンダの役割であった仕事をウパヴァーナがやっているから、アーナンダが秘書室長に任命される前のことであったのであろう。

(1) vol.III p.117

(2) 前項に紹介した【論文 12】参照

[2-4] 本節の主題とする経のウパヴァーナは釈尊の侍者とはされていない。そういう意味ではちょっと特異な経であるが、アーナンダが登場するからウパヴァーナが侍者になる前のものではない。このように釈尊の侍者とされないウパヴァーナが登場する経には次のものがある。

SN.012-026 (vol. II p.041、南伝 13 p.058) : (世尊は) 舎衛城に住された。そのときウパヴァーナが世尊のところに行って、「苦は自作 (*sayam-kata*) であるとか、他作 (*param-kata*) であるとか、自作でも他作でもあるとか、自作でも他作でもないとか、無因生 (*adhiccasamuppanna*) であると説く沙門や婆羅門がいるが、世尊の所説はいかにという質問にはどのように答えたらよいのか」と質問した。世尊は「私は『苦は縁生 (*paṭiccasamuppanna*) である』と説く」と説かれた。

SN.035-070 (vol.IV p.041、南伝 15 p.066) : [仏在処不記載] そのときウパヴァーナは世尊のところに行き、「現見される法 (*sandiṭṭhika dhamma*) とは何か」と質問した。世尊は「眼・耳・鼻・舌・身・意によって感知され、染心される色であって、来たり見よと示されるものである」と答えられた。

SN.046-008 (vol.V p.076、南伝 16 上 p.263) : [釈尊は登場しない] あるときウ

パヴァーナとサーリプッタはコーサンビーのゴーシタ園に住していた。そのときサーリプッタは夕方に独坐より起ってウパヴァーナのところを訪れ、「内に如理作意して七覚支（念覚支、択法覚支、精進覚支、喜覚支、軽安覚支、定覚支、捨覚支）を修すれば楽住に資するだろうか」と質問した。ウパヴァーナは「七覚支を修せば心に解脱し楽住に導く」と答えた。

『雑阿含』719（大正02 p.193中、国訳02 p.229）：[釈尊は登場しない] あるとき世尊は巴連弗邑に住された。そのとき尊者優波摩と尊者阿提目多（Adhimutta）⁽¹⁾は鷄林精舎に住していた。そのとき阿提目多は夕刻に優波摩のところに行き、「七覚分を修すれば楽住を正受し、苦住を正受するだろうか」と質問した。優波摩は「七覚分（念、択法、精進、喜、猗、定、捨）を修して心に解脱するならば楽住を正受し、苦住を正受する」と答えた。2正士は議論して座より起って去った。

AN.004-018-175（vol. II p.163、南伝18 p.285）：[釈尊は登場しない] あるときウパヴァーナはサーリプッタのところに行き、「明（vijjā）によって、行（caraṇa）によって、明行（vijjācaraṇa）によって輪廻の苦を尽すことがあるか」と質問した。サーリプッタは「そうではない。如実に知り見る（yathābhūtaṃ jāṇaṃ passaṃ）者は輪廻の苦を尽す」と答えた。

上記のうちSN.046-008と『雑阿含』719は内容としては明らかに対応するが、ウパヴァーナの住処とウパヴァーナが問答する相手が異なる。これらには釈尊は登場しないから、釈尊滅後の経とすると『雑阿含』719の方が合理的である。パーリのサーリプッタがウパヴァーナに質問するという状況も考えにくい。したがってこの経の説時は釈尊の滅後とする。

(1) *Thera-g. vs.705~725*（p.071、南伝25 p.244）はAdhimutta長老が盗賊に「如実に法を見れば恐怖はない」と説く偈である。また*Apadāna 03-04-036*（p.088、南伝26 p.159）はAdhimuttaのアバダーナで「我は四無礙解と八解脱を証した」としている。

[3] 上記情報を元にして、ここに取り上げた経の説時を推定する。

[3-1] 世尊の前に立っていたウパヴァーナが下がれと注意されたエピソードを記す『涅槃経』のこの部分はすでに書いたように釈尊79歳＝成道45年の雨安居後のことであることは明らかである。

またニガンタ・ナータプッタの死を記すDN.029 *Pāsādika-s.*の説時は釈尊75歳の雨安居後として処理済みである。

[3-2] 風病の釈尊にデーヴァヒタ婆羅門が温湯をさし上げたというエピソードを記す経は、アーナンダが秘書室長に任命される以前であり、舞台がコーサラ国であることを勘案して、釈尊53歳＝成道19年の雨安居前ということにしておきたい。雨安居中としなかったのは、この時釈尊は遊行中であったからである。

[3-3] 本経の主題とする経にはサーリプッタが登場する。そして仏在処は祇樹給孤独園である。この経ではアーナンダが釈尊に叱られているから、アーナンダは秘書室長の経験が乏しいころのことであったのであろう。アーナンダが秘書室長に任命された以降のもっとも近い年に釈尊が舍衛城において雨安居を過ごされたのは釈尊61歳＝成道27年であるからこの年としておく。ウパヴァーナがサーリプッタのところ質問に行ったとする

AN.004-018-175 もこの年としておく。

SN.012-026 と SN.035-070 には決め手がない。この経文だけではウパヴァーナが侍者であったのかも判然としない。前者の仏在処は舎衛城である（後者には仏在処は記されない）からきわめて便宜的な措置であるが、この説時もこの年としておく。

ちなみにこの年は比丘尼の正式な出家具足戒が制定され、比丘尼サンガが形成された年である。

[3-4] 前述したように、SN.046-008 と『雑阿含』719 は釈尊滅後の経である。

[016] 『中阿含』024「師子吼経」（大正01 p.452 中、国訳04 p.104）

『増一阿含』037-006（大正02 712 下、国訳09 p.130）

[1] この経の概要は以下のとおり。

『中阿含』024「師子吼経」：あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住され、比丘らと共に夏坐を受けられた。舍梨子も舍衛国において夏坐を受け、3ヵ月後に衣を補修して、世尊の許可を得てから遊行に出た。間もなくして1人の梵行者が世尊のもとにやって来て、「舍梨子が私を軽蔑して遊行に出ました」と訴えた。世尊は一人の比丘を遣わして舍梨子と呼び寄せ、阿難に命じて比丘らを講堂に集めさせた。戻った舍梨子は「身念ある者は人を軽蔑することはできない」と10の譬喩を以て答えた。その梵行者はこれ聞いて「妄語であった」と懺悔した。世尊は舍梨子に「彼の懺悔を受け入れるように」と告げられた。舍梨子および比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

『増一阿含』037-006：ある時世尊は釈迦国の祇樹給孤独園に住された。そのとき舍利弗が世尊のもとを訪れ、「舍衛城での夏坐を過した」と挨拶して遊行に出た。間もなく1人の比丘が、「舍利弗は比丘らと諍ったまま懺悔しないで遊行に出た」と訴えた。世尊はすぐに舍利弗を呼び戻すように命じられ、目連と阿難に比丘らを集めさせられた。戻った舍利弗に世尊は、自らの疑いを晴らすように促された。舍利弗は母胎を出てより年80に向うが、未だかつて殺生・妄語をせず、人と鬭諍したことはないときまざまな譬喩によって主張し、「どうして梵行人と諍って遊行に出られようか。世尊自らこれをお知りください」と言った。世尊が訴え出た比丘に、「あなたは自ら悔過しなさい。もし悔過しなければ頭が7分するでしょう」と懺悔を促されると、この比丘は自らの咎を舍利弗に懺悔した。舍利弗は彼の頭を手で撫でて、「懺悔を受けよう。更に犯すことのないように」と告げ、「①身戒と②口戒と③意戒を具足し、④命根を清浄にし、⑤殺害心と⑥嫉妬心がなければ善処に生れる。また①身と②口と③意に慈行をなし、利養の具を得たときには④等しく分け、⑤物惜しみせず、⑥禁戒を持つならば、苦の本を尽くして涅槃に至ることができる」と説いた。比丘は舍利弗の所説を歡喜奉行した。

このエピソードは *Dhammapada-A*. (1) にも記されているから、パーリ系統の仏教にもこの伝承があったことがわかる。

(1) vol. II p.178、『仏のことば註』2 p.234

[2] この経の仏在処は舍衛城の祇樹給孤独園であり、主な登場人物はサーリプッタであり、点景としてアーナンダが、そして『増一阿含』にはモッガッラーナも登場する。

注意すべきは『増一阿含』のサーリプッタが「自出母胎年向八十」と語っていることである。サーリプッタが何歳で亡くなったかわからないが、少なくともこの時点では老年に達していたことがわかる。サーリプッタとモッガッラーナは釈尊が77歳の時に亡くなっているが、その場所はマガダ国内であるから、少なくとも釈尊が舍衛城で雨安居を過ごされたこの年ではなくもう少し前であったであろう。

釈尊 77 歳以前でもっとも近い年に釈尊もサーリプッタも舎衛城で雨安居を過ごしたのは、釈尊 73 歳＝成道 39 年の年である。したがってこの経の説時はこの年の雨安居明け直後としたい。

【017】 『中阿含』 025 「水喩経」 （大正 01 p.454 上、国訳 04 p.108）
AN.005-017-162 (vol.Ⅲ p.186、南伝 19 p.260)

[1] これらの経の概要は以下のとおり。

『中阿含』 025 「水喩経」：[釈尊は登場しない] あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき舍梨子は比丘らに、「五除恼法とは怒りの念を制止するための5つの方法である。即ち、①身が不浄行で口が浄行なる者を見たら、身の不浄行は念ぜず、口の浄行のみを見て瞋念を制せよ。②口が不浄行で身が浄行なる者を見たら、口の不浄行は念ぜず、身の浄行のみを見て瞋念を制せよ。③身も口も不浄行で心に少し浄行ある者を見たら、身と口の不浄行を見ず、少浄を念ぜよ。④身・口・意に不浄行が充ちて一毫の浄行もない者を見たら、哀愍慈念してただひたすら善知識を授け、浄行を修せしめようとせよ。⑤身・口・意に浄行が充ちた者を見たら、清泉に渴きを癒すようにその浄行を希念せよ。この5つの方法で怒りの念は消える」と池水に浴するなどの譬喩を用いて説いた。比丘らは舍梨子の所説を歡喜奉行した。

AN.005-017-162：[釈尊は登場しない] サーリプッタは比丘らに、「これらの5法は瞋を調伏する (āghātaṭṭāpāṭivāyā)」として、身行は不清浄にして語行は清浄なる者に対する瞋、語行は清浄にして身行は清浄なる者に対する瞋、身行も語行も不清浄であるが随時に清浄を得る者に対する瞋、身行も語行も不清浄であって随時の清浄も得ない者に対する瞋、身行も語行も清浄であって随時に清浄得る者に対する瞋を調伏する具体的な法を、水に浴するなどの譬喩を用いて説いた。

[2] 漢訳は仏在処を舍衛城の祇樹給孤独園とするが、経中に釈尊は登場しない。パーリは仏在処も記されず、釈尊も登場しない。とはいえ内容は釈尊よりも先に入滅したサーリプッタの説法であるから、釈尊没後の経ではない。とはいえ、その他に説時を推定するにたるいかなる情報も含まれていない。

祇樹給孤独園が釈尊教団に寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前からサーリプッタが入滅した釈尊 77 歳＝成道 43 年ころまでの経とするしかない。

[018] 『中阿含』033「侍者經」（大正01 p.471下、国訳04 p.162）

[1] この經の概要は以下のとおり。

あるとき世尊は王舎城に住された。そのとき拘隣若、阿提貝、跋提釈迦王、摩訶男拘隸、和破、耶舎、邠耨、維摩羅、伽和波提、須陀耶、舎梨子、阿那律陀、難提、金毘羅、隸婆哆、大目乾連、大迦葉、大拘絺羅、大周那、大迦旃延、邠耨加菴寫、耶舎行籌などの明德上尊比丘も、世尊の葉屋の近くに住していた。そのとき世尊は、「自分も年老いたので侍者を持ちたい。1侍者を推薦し、私の可非不可を瞻視し、私の所説を受けてその義を失しないようにしてほし」と言われた。拘隣若をはじめとする上記の長老が自ら名乗り出たが、世尊は「あなた方自身が年老いて瞻視者を必要とする」としてこれを採用されなかった。そこで大目乾連が如其像定に入って世尊が阿難を侍者として欲しておられることを知り、比丘らと共に阿難のところに行つて世尊の意向を伝えた。阿難は「その任に堪えられない」と辞退したので、大目乾連はめったに世に現れない如来等正覚の侍者となれば大果があると説得し、阿難は「仏の新故衣を著けない、別請の仏食を食しない、非時に仏を見ないという3つの願いが許されたら」と答えた。大目乾連がこれを世尊に伝えと、世尊は阿難は聡明で、次のような未曾有法があると説かれた。衣のために食のために奉侍するという非難が生じるであろうことを知っており、世尊が人に接見し説法される時は阿難が判断できること、自分が25年世尊に奉侍しても高慢にならず、8万の法を忘れるようなことはなく、また侍者となってから自ら阿羅漢果を得、結跏趺坐して般涅槃するまでを心得ていると説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

これに対応するパーリの經はないが、*Thera-g.-A.* (1)、*AN.-A.* (2)、*Jātaka* 456 (3) などの註釈文献に次のように記されている。

世尊には成道からの20年間に専属でない侍者 (*anibaddha-upatthāka*) がいた。ナーガサマーラ (*Nāgasamāla*)、ナーギタ (*Nāgita*)、ウパヴァーナ (*Upavāna*)、スナッカッタ (*Sunakkhatta*)、チュンダ沙弥 (*Cunda samaṇuddesa*)、サーガタ (*Sāgata*)、メーギヤ (*Meghiya*) である。しかし彼らは時には世尊の意に沿わないことがあった。世尊はある日、「自分は老齢になった。専属の侍者になる者を知っているか」と言われた。サーリプッタやマハーモッガッラーナなどすべての高弟たちが申し出たがアーナンダは黙っていた。比丘たちが促すと、「世尊に布施された衣を私にくださらないなら、世尊が得られた托鉢食を私にくださらないなら、世尊と同じ部屋に住めとおっしゃらないなら、世尊のための招待に私を連れて行かれないならお仕えしましょう」と言った。これには自分が受けた招待に世尊が同行され、次々にやってくる客を自分が世尊に会わせることができ、疑問が生じたらすぐに質問でき、他の人の前で説かれた教えを私に語ってくださる、という意味があった。こうしてアーナンダは世尊の専属の侍者 (*nibaddha-upatthāka*) になった。

(1) vol. III p.111、『仏弟子たちのことば註』3 p.244

(2) vol. I p.293

(3) vol.IV p.095、南伝 33 p.346

[2] 上記のようにこの経はアーナンダが侍者になったいきさつを伝える。仏在処は王舎城である。

経文中にもアーナンダが侍者として務めたのは 25 年間であることが記され、また註釈書の中にはアーナンダが侍者になったのは釈尊の成道後 20 年を経過した時であったとされている。要するに釈尊の布教 45 年のうちの後半の 25 年をアーナンダは侍者として過ごしたことを表わしているわけである。

アーナンダが侍者を務めた年数については、その他にも次のような記述がある。

Mahāparinirvāṇasūtra [21/35] (p.280、中村・下 p.482) : アーナンダは世尊に「私は 20 年の余 (*vimśatim varṣāni sādhikam*) 尊師に侍してまいりましたが、このように皮膚の色が光輝くのを見たことはありません」と言った。

『長阿含』002「遊行経」[19/34] (大正 01 p.019 下、国訳 07 p.086) : 阿難は世尊に「私は仏に侍してから 25 年、いまだかつて仏の面色がかくも金色の光沢あるを見たことはありません」と言った。

白法祖訳『仏般泥洹経』[21/34] (大正 01 p.168 中) : 世尊は阿難に金織成氎; 布を持って来るように命じられた。阿難は「私が仏に 20 余年の間仕えてきた間にこのようなことはなかった」と考えた。

白法祖訳『仏般泥洹経』[23/34] (大正 01 p.169 上) : 優和洹が前に立っていたので世尊は、「私の前に立つな」と言われた。阿難は「自分が親しく侍してから 25 年になるがそういうことは見たことがない」と言った。

失訳『般泥洹経』[26/35] (大正 01 p.184 下) : ある比丘が世尊の前に立ったので、世尊は「私の前に立つな」と言われた。阿難は「私が奉侍してから 25 戴の間にこのようなことはなかった」と考えた。

Theragāthā vs.1041~1043 (p.093、南伝 25 p.290) : (アーナンダの偈) 私は 25 年の間 (*pannavisativassāni*) 慈身業と慈語業と慈意業をもって世尊に随侍した。

『根本有部律・雑事』[20/34] (大正 24 p.391 中) : 阿難陀は世尊に、「私は仏に 20 余年随ってきましたが、このように顔容が輝くのを見たことはありません」と言った。

このように阿難は侍者として 25 年を世尊に随侍してきたとされている。20 余年とするものもあるがこれも 25 年を意味すると解してよいであろう (1)。

したがって阿難は釈尊 54 歳=成道 20 年の年に、王舎城において秘書室長に任命されたのである。単なる身の回りの世話をする侍者でないのは、その任命がいわばブッダのサンガの承認を経たものであり、世尊が人に接見したり説法されたりするときには、阿難の裁量が許されることが条件であったことによっても知られる。要するに阿難は、釈尊と比丘らや在家信者の間に立ってその窓口役や仲介役を務めたり、釈尊のスケジュールを管理したり、釈尊の命を受けて比丘らを招集する役割などをはたしていたのである (2)。

ところでこの任命の状況を見ると、王舎城に主立った仏弟子たちが集まっていたのであるから、それは釈尊や仏弟子たちが王舎城で雨安居を過ごした時のことであつたらうことは容

易に推測される。あるいは雨安居中のいずれかの布薩の日とかその最後の自恣のときであったかもしれない。しかし『中阿含』はこの会議の場にアーナンダはいなかったように描かれており、布薩や自恣ではこのようなことはありえない。したがってこれは雨安居を終わり、各自が遊行に出発するころであったと推定しておく。この経の説時は阿難は釈尊 54 歳＝成道 20 年の雨安居終了直後ということになる。

- (1) 『大智度論』（大正 25 p.068 上）にも、世尊の入滅に際して阿難が「私は 25 年間世尊に随侍し左右を供給してきた」と嘆いたとされている。
- (2) 森章司「阿難伝・試稿」（『森ゼミ紀要 原始仏教研究』第 13 号 2005 年 4 月）参照。本稿は <http://www.sakya-muni.jp> にアップされている。

[019] 『中阿含』036「地動経」（大正01 p.477中、国訳04 p.179）

[1] この経の概要は以下のとおり。

『中阿含』036「地動経」：あるとき世尊は金剛国の曰地という城に住された。そのとき大地が揺れ動き四方に大風が起り彗星が現われ、家屋などが崩壊した。恐れおののいてその因縁を尋ねる阿難に世尊は、「地震が起きるには3つの因縁がある。第1の因縁は、この大地は水上にとどまり、水は風上に止まり、風は空による。風が起れば水が乱れ、水が乱れば地が大いに動く。第2の因縁は、大如意足ある比丘や護比丘天が地において小想をなし、水において無量想をなすと地が揺れ動く。第3の因縁は、如来が3月後に般涅槃する時、地が揺れ動く」と解説されると、この言葉を聞いて阿難は、「世尊は3月をすぎて般涅槃されようとして地を揺れ動かしたのだ」と大いに悲しんだ。世尊はこれを認められ、「このように如来は甚奇甚特なる未曾有法を成就する」と説かれた。阿難および比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

[2] この経の仏在処は金剛国の曰地という城である。『中阿含』において金剛という地名が現れるのは前節の『中阿含』033「侍者経」に、「仏般涅槃の後久しからずして、尊者阿難が金剛（国）の金剛村に遊行し、尊者金剛子に会った」とするところのみである。「国訳一切経」の国訳者（補註者）はこれに註をつけて「金剛国は Vajji 跋耆国のこと」としている。『赤沼固有名詞辞典』も Vajji に金剛という訳語があったと認めているようである⁽¹⁾。本稿も Vajji 国と理解しておく。また「曰地」については「国訳一切経」は「Vajji の音写か」としている。『中阿含』に「曰地」という地名が現れるのはここだけであって正確にはこの城名が何をさすのかわからないが、次項に述べるようにこの経が『涅槃経』の釈尊が3ヵ月後に入般涅槃すると決心された事績に関係があるであろうから、これはヴェーサーリーということになる。

(1) p.727 および p.816

[3] この経自身には『涅槃経』と関連するというような雰囲気はないのであるが、阿難が「世尊は3月をすぎて般涅槃されようとして地を揺れ動かしたのだ」と理解し、世尊はこれを認められたように読めるから、そうとすればまさしく『涅槃経』の釈尊が3ヵ月後に般涅槃することを宣言された部分と重なることになる。

[3-1] 『涅槃経』の記述を紹介する。

DN.016 Mahāparinibbāna-s. [14/35]（大般涅槃経 vol.Ⅱ p.106、南伝07 p.075、

『片山・長部』3 p.226）：世尊がチャーパーラ廟（Cāpāla cetiya）において寿命を棄てられ、3ヵ月後に般涅槃に入ることを決心されたとき大地震が起こった。アーナンダが世尊にその因縁を尋ねると、世尊は「大地震が起るについては8つの因縁がある。①大地は水上にあり、水は風上にあり、風は空にあるから、大風が吹くと大地が揺れる、②神通力を有する沙門・婆羅門あるいは神々がわずかな地想と無量の水想を修すると大地が揺れる、③菩薩が入胎されると大地が揺れる、④菩薩が出胎される

と大地が揺れる、⑤如来が等正覚を証されると大地が揺れる、⑥如来が法輪を転ぜられると大地が揺れる、⑦如来が寿行を捨てられると大地が揺れる、⑧如来が般涅槃されると大地が揺れる」と解説された。そして続けて「八衆 (aṭṭha parisā)」（クシャトリアの集団、バラモンの集団、ガハパティの集団、沙門の集団、四天王の集団、帝釈天の集団、悪魔の集団、梵天の集団）と「八勝処 (aṭṭha abhibhāyatanāni)」（内心に色想、無色想を見て勝知勝見する……）と「八解脱 (aṭṭha vimokhā)」（色想あるものは色を見る……非想非非想処を超越して想受滅に住する）について説かれた。

Mahāparinirvāṇasūtra [14/35] (p.206、中村・上 p.312) : 世尊がチャーパーラ廟 (Cāpāla caitya) において寿行を捨てられ、3ヵ月後に般涅槃することを決心されるや、大地震が起った。アーナンダがその因縁を質問すると、世尊は「地震には八因縁がある。①風が吹いて水を動かし、水の上にある大地が震動するとき、②神通力を有する比丘・比丘尼あるいは神々がわずかな地想と無量の水想を修するとき、③菩薩が入胎されるとき、④菩薩が出胎されるとき、⑤菩薩が等正覚を証されるとき、⑥如来が三転十二行相の法輪を転ぜられるとき、⑦如来が寿行を捨てられるとき、⑧如来が般涅槃されるときである」と説かれた。

Mahāparinirvāṇasūtra [14/35] (p.230) : その時に、大地震が起こった。世尊はアーナンダに、地震が起きるには3つの原因がある。①風が吹くと水を動かし、地が揺れる、②(欠)、③仏が涅槃に入るとき、であると説明された。

失訳『般泥洹經』 [14/36] (大正01 p.180中) : 世尊は急疾神地で寿行を捨てられ、3ヵ月後に涅槃に入ると決心されたとき大地震が起きた。阿難が世尊に地震の起る因縁を尋ねると、世尊は「地震が起きるには八因縁がある。①風が吹いて水を動かし水の上にある大地が震動する、②得道の沙門や天が自分の力を試したくなる、③菩薩が母胎に入るとき神光を放ち天地を動かす、④菩薩が母胎を出るとき神光が地を動かす、⑤菩薩が無上道を得るとき地が揺れる、⑥初転法輪のとき光明が地を動かす、⑦仏が寿行を棄てるとき天人を勧発して地を動かす、⑧仏が般涅槃するとき天神が参至して地を動かす」と答えられた。

白法祖訳『仏般泥洹經』 [14/35] (大正01 p.164下) : 世尊は維耶梨国の急疾神樹の下で止まれ、寿命を棄てて3ヵ月後に般涅槃することを決心されると、大地が大いに揺れ動いた。阿難は世尊にその因縁を尋ねた。世尊は大地震には八因縁(*八因縁は省略)があると説かれた。

『長阿含』002「遊行經」 [14/34] (大正01 p.015中、国訳07 p.069) : 世尊が遮婆羅塔において寿命を棄て3ヵ月後に般涅槃することを決心されたとき、地が大いに振動した。阿難が世尊にその因縁を尋ねると、世尊は「地が震動にするに八因縁がある。①大風による大水の乱れ、②得道の比丘・比丘尼の力、③菩薩の入胎、④菩薩の降誕、⑤菩薩の成正等覚、⑥仏の初転法輪、⑦仏の捨命、⑧仏の般涅槃である」と説かれ、さらに「八衆」(①刹利衆、②婆羅門衆、③居士衆、④沙門衆、⑤四天王衆、⑥忉利天衆、⑦魔衆、⑧梵天衆)について説かれた。そのあと世尊は阿難に香塔へ行こうと告げて、重閣講堂に比丘らを集めさせられた。

法顯訳『大般涅槃經』 [1/22] (大正 01 p.191 中) : 世尊が遮波羅支提において3ヵ月後に般涅槃すると決心されたとき大地が18相に揺れた。**阿難**がその因縁を尋ねると、大震災には八因縁(*八因縁は省略)があると説かれた。そして続いて「八部衆」「八勝処」「八解脱」について説かれた。

『根本有部律・雜事』 [13/34] (大正 24 p.388 上、国訳 26 p.310) : 世尊が取弓制底の樹下において命行を留めて寿行を捨て、3ヵ月後に般涅槃することを決心されると大地が振動した。晡時、**阿難**が宴坐より出定して世尊のもとに来て、大地振動の因縁を質問した。世尊は「大地振動の八因縁(*八因縁は省略)を説かれた。

次の経も同じ状況を記す。

SN.051-010 (vol.V p.258、南伝 16 下 p.106) : あるとき世尊はヴェーサーリーの大林重閣講堂に住された。そのとき世尊は城内で乞食された後、**アーナンダ**と共に昼住のためにチャーパーラ塔廟 (Cāpālacetiya)に到られ、「ヴェーサーリーは楽しい。ウデーナ塔廟 (Udena-cetiya)、ゴータマカ塔廟 (Gotamaka-cetiya)、サッタバンバ塔廟 (7つのアンバ樹の塔廟、Sattamba-cetiya)、バフプッタ塔廟 (Bahuputta-cetiya)、サーランダダ塔廟 (Sārandada-cetiya)、チャーパーラ塔廟は楽しい。四神足を修習して成し遂げた人、そして如来はもし望むならば1劫、あるいはその劫の残りのあいだでも留まることができるであろう」と三度告げられた。しかしアーナンダの心は悪魔に覆われていたので、「多くの人々の利益・安楽のために留まって下さい」と懇請しなかった。そこで世尊はアーナンダを近くの一樹下に去らせた。そこへ魔波旬が現れて「般涅槃されよ」と囁いた。世尊は「私の梵行が人々によく説示されない間般涅槃しない」と告げられたが、3度目に「今から3ヵ月後に般涅槃するであろう」と告げられた。世尊が寿行を捨てられるとにわかに大地震が起こった。そのとき世尊は「内に楽しみ入定して、鎧の如き我有を破壊した」というウデーナを唱えられた。(ここには地震が起きる八因縁の説法についての記述はない)

AN.008-007-070 (vol.IV p.308、南伝 21 p.254) : ある時世尊はヴェーサーリーの大林重閣講堂に住された。早朝、世尊は乞食のために衣鉢を携えて、ヴェーサーリー城内で乞食し、**アーナンダ**と共に昼休のためチャーパーラ塔廟に至られた。ときに世尊は「ヴェーサーリーは楽しい。ウデーナ塔廟、ゴータマカ塔廟、サッタバンバ塔廟、バフプッタ塔廟、サーランダダ塔廟、チャーパーラ塔廟は楽しい。四神足を修習して成し遂げた人、そして如来はもし望むならば1劫、あるいはその劫の残りのあいだでも留まることができるであろう」と三度告げた。しかしアーナンダの心は悪魔に覆われていたので、「多くの人々の利益・安楽のために留まって下さい」と懇請しなかった。そこで世尊は阿難を近くの一樹下に去らせた。すると魔波旬が現れて、世尊に「般涅槃されよ」と囁いた。世尊は「私の梵行が人々によく説示されない間は、私は般涅槃しない」と告げられたが、3度目に「今から3ヵ月後に般涅槃するであろう」と告げられた。世尊が寿行を捨てられるとにわかに大地震が起こった。そのとき世尊は「内に楽しみ入定して、鎧の如き我有を破壊した」というウデーナを唱えられた。阿難が大地震出現の因縁を尋ねると、世尊は「8つの因縁がある。①大風の吹くとき、②神通力を有する沙門・婆羅門あるいは神々が震動させるとき、③菩薩が入胎される

とき、④菩薩が出胎される時、⑤如来が等正覚を証される時、⑥如来が法輪を転ぜられる時、⑦如来が寿行を捨てられる時、⑧如来が般涅槃される時である」と説かれた。

Udāna 006-001 (p.062、南伝 23 p.185) :あるとき世尊はヴェーサーリーの大林重閣講堂に住された。ときに世尊は城内で乞食された後、アーナンダと共に昼住のためにチャーパーラ塔廟に到られた。このとき世尊は「ヴェーサーリーは楽しい。ウデーナ塔廟、ゴータマカ塔廟、サッタンバ塔廟、バフプッタ塔廟、サーランダダ塔廟、チャーパーラ塔廟は楽しい。四神足を修習して成し遂げた人、そして如来はもし望むならば1劫、あるいはその劫の残りのあいだでも留まることができるであろう」と三度告げられた。しかしアーナンダの心は悪魔に覆われていたので、「多くの人々の利益・安楽のために留まって下さい」と懇請しなかった。そこで世尊はアーナンダを近くの一樹下に去らせた。魔波旬が世尊のもとに現れて、「般涅槃されよ」と囁いた。世尊は「私の梵行が人々によく説示されない間は般涅槃しない」と告げられたが3度目に、「今から3ヵ月後に般涅槃するであろう」と告げられた。世尊が寿行を捨てられるとにわかに大地震が起こった。そのとき世尊は「内に楽しみ入定して、鎧の如き我有を破壊した」というウダーナを唱えられる。(ここには地震が起きる八因縁の説法についての記述はない)

地震の八因縁が説かれる経が他にもある。それは次の経であるが上記の八因縁とは相違があり、また仏在処も舎衛国の祇樹給孤独園とされているから、したがって今までに紹介してきた経の対応経とは見做されないが、参考経として処理しておく。

『増一阿含』042-005 (大正 02 p.753 下、国訳 09 p.263) :ある時世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。世尊は比丘たちに「天地が動くのには8つの因縁がある。①風が動くとき、②菩薩が兜率天から降下して入胎するとき、③菩薩が出胎するとき、④菩薩が無上正等覚を成ずるとき、⑤如来が無余涅槃界に入り入滅を取るとき、⑥神足のある比丘が心自在となる時、⑦諸天が命終して帝釈天もしくは大梵天となる時、⑧衆生が命終して福が尽きるときである」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

[3-2] 文献によって異なるが、地震が起る八因縁を説かれた後に、続いて「八衆」と「八勝処」と「八解脱」を説かれたとするものがある。「八衆」と「八勝処」と「八解脱」は他の状況でも説かれているから、これらが説かれる経のすべてを釈尊がこの寿命を棄てる決心をされた状況下で説かれたとすることはできないが、仏在処や他の情報が記されないものはこのときのものであると理解しておく。

八衆

AN.008-007-069 (vol.IV p.307、南伝 21 p.250) : [仏在処不記載] 世尊は「比丘らよ」と呼びかけられ、次のように説かれた。「八衆がある。①クシャトリア衆、②婆羅門衆、③居士衆、④沙門衆、⑤四天王衆、⑥三十三天衆、⑦魔天天、⑧梵天衆である。私はかつてこれらの衆に近づき共に語り、議論し、教誡したが、彼らは私が何者をかを知らなかった」と。

八勝処

AN.001-020-047~054 (vol. I p.040、南伝 17 p.058) : [仏在処不記載] (以下の事項が列記されるのみ) ①内の色について想をもち、外の色について限りのあるよい色・悪い色を見てそれらに勝って知見する、②内の色について想をもち、外の色について限りのないよい色・悪い色を見てそれらに勝って知見する、③内の色について想をもたず、外の色について限りのあるよい色・悪い色を見てそれらに勝って知見する、④内の色について想をもたず、外の色について限りのないよい色・悪い色を見てそれらに勝って知見する、⑤内の色について想をもたず、外の色について青色を見てそれらに勝って知見する、⑥内の色について想をもたず、外の色について黄色を見てそれらに勝って知見する、⑦内の色について想をもたず、外の色について赤色を見てそれらに勝って知見する、⑧内の色について想をもたず、外の色について白色を見てそれらに勝って知見する。

AN.008-007-065 (vol. IV p.305、南伝 21 p.246) : [仏在処不記載] 世尊は「比丘らよ」と呼びかけられ、次のように説かれた。「八勝処がある。①内の色について想をもち、外の色について限りのあるよい色・悪い色を見てそれらに勝って知見する者となる、②内の色について想をもち、外の色について限りのないよい色・悪い色を見てそれらに勝って知見する者となる、③内の色について想をもたず、外の色について限りのあるよい色・悪い色を見てそれらに勝って知見する者となる、④内の色について想をもたず、外の色について限りのないよい色・悪い色を見てそれらに勝って知見する者となる、⑤内の色について想をもたず、外の色について青色を見てそれらに勝って知見する者となる、⑥内の色について想をもたず、外の色について黄色を見てそれらに勝って知見する者となる、⑦内の色について想をもたず、外の色について赤色を見てそれらに勝って知見する者となる、⑧内の色について想をもたず、外の色について白色を見てそれらに勝って知見する者となる」と。

AN.008-010-001-002 (vol. IV p.348、南伝 21 p.317) : [仏在処不記載] 世尊は「比丘らよ」と呼びかけられ、次のように説かれた。「食を証知するために八法 (aṭṭha dhammā) を修すべきである。①内の色について想をもち、外の色について限りのあるよい色・悪い色を見てそれらに勝って知見する想を得る、②内の色について想をもち、外の色について限りのないよい色・悪い色を見てそれらに勝って知見する想を得る、③内の色について想をもたず、外の色について限りのあるよい色・悪い色を見てそれらに勝って知見する想を得る、④内の色について想をもたず、外の色について限りのないよい色・悪い色を見てそれらに勝って知見する想を得る、⑤内の色について想をもたず、外の色について青色を見てそれらに勝って知見する想を得る、⑥内の色について想をもたず、外の色について黄色を見てそれらに勝って知見する想を得る、⑦内の色について想をもたず、外の色について赤色を見てそれらに勝って知見する想を得る、⑧内の色について想をもたず、外の色について白色を見てそれらに勝って知見する想を得る、ことである」と。以下の経においても類似の内容が続くが省略する。

八解脱

AN.001-020-055~062 (vol. I p.040、南伝 17 p.060) : [仏在処不記載] (以下

の事項が列記されるのみ) ①色のある者が色を見る、②内に色想のない者が外に色を見る、③清浄であると勝解する、④空無辺処に入って住する、⑤識無辺処に入って住する、⑥無所有処に入って住する、⑦非想非非想処有に入って住する、⑧想受滅に入って住する。

AN.008-007-066 (vol.IV p.306、南伝 21 p.248) : [仏在処不記載] 世尊は「比丘らよ」と呼びかけられ、次のように説かれた。「八解脱がある。①色のある者が色を見る、②内に色想のない者が外に色を見る、③清浄であると勝解する、④空無辺処に入って住する、⑤識無辺処に入って住する、⑥無所有処に入って住する、⑦非想非非想処有に入って住する、⑧想受滅に入って住する、である」と。

AN.008-010-001-003 (vol.IV p.349、南伝 21 p.319) : [仏在処不記載] 世尊は「比丘らよ」と呼びかけられ、次のように説かれた。「貪を証知するために八法を修すべきである。①色ありて色を見る、②内に色想なく外に色を見る、③清浄であると勝解する、④空無辺処に入って住する、⑤識無辺処に入って住する、⑥無所有処に入って住する、⑦非想非非想処有に入って住する、⑧想受滅に入って住する、である」と。
以下の經においても類似の内容が続くが省略する。

[3-3] 以上に取り上げた經のすべては、釈尊が般涅槃される 3 ヶ月前に説かれたとすれば、その説時は釈尊 79 歳 = 成道 45 年のヴェーサーリーの竹林村で雨安居を過ごされた直後であるということになる。

【020】 『中阿含』 038 「郁伽長者経」 (上) (大正 01 p.479 下、国訳 04 p.185)

AN.008-003-021 (vol.IV p.208、南伝 21 p.081)

AN.008-003-022 (vol.IV p.212、南伝 21 p.085)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

『中阿含』 038 「郁伽長者経」 (上) : あるとき世尊は鞞舍離の大林中に住された。そのとき郁伽長者が婦人だけを連れて鞞舍離と大林の中間で王のように酒盛りをしていた。長者は飲酒大酔して大林へやって来て、威光を放つ世尊の姿を見るやいなや酔いが醒め、世尊に稽首礼足した。このとき世尊は施と戒と生天の法を説き、長者が柔軟心を得ると四諦の教えを説かれた。この教えを聞いて長者は白浄法を悟り、三宝に帰依して優婆塞となった。

彼は帰宅すると婦人らを集め、「施を行じ、福をなさんとする者はここに住せよ、それを欲しない者は還れ。嫁ごうとする者は嫁がせよう」と告げて、そのようにした。世尊は「郁伽長者に八未曾有法あり」と称賛された。

ときに一人の比丘が衣鉢を持して郁伽長者の家を訪問し、「世尊は『郁伽長者には八未曾有法あり』と称賛された。あなたにはどのような法があるのか」と質問した。長者は八未曾有法 (①飲酒大酔しているとき大林で世尊と会ってたちまちに酔いが醒めたこと、②そのとき四諦の教えを見たこと、③そのとき白浄法を覚って三宝に帰依して優婆塞となったこと、④五戒を受持して婦女との接触を断ったこと、⑤比丘を尊重恭敬していること、⑥比丘を差別しないこと、⑦天の信によらず自らの浄智によること、⑧五下分結を断じこの世に再生しないこと) について語った後、この比丘に自ら食事の接待をした。比丘は世尊にこの次第を告げた。世尊は比丘らに、「このことを以て郁伽長者に八未曾有法ありと説くのである」と告げられた。比丘らは世尊の所説を歓喜奉行した。

AN.008-003-021 : あるとき世尊はヴェーサーリーの大林重閣講堂に住された。そのとき世尊は比丘らに、「ヴェーサーリー人のウツガ長者 (Ugga gahapati Vesālika) は 8 つの未曾有法を具足している (aṭṭhahi acchariyehi abbhutthehi dhammehi samannāgataṃ) と知れ」と説かれ、座を立てて精舎に入られた。ときに一人の比丘が長者の家 (Ugassa gahapaitno Vesālikassa nivesana) に行き、「あなたが具足している 8 つの未曾有法とは何か」と質問した。長者はそれは、①初めて世尊に出会ったとき心が明浄となったこと、②そのとき四諦の教えを聞いて、その場で法眼浄を得て三宝に帰依し五戒を受持したこと、③若き妻らの意向通りにさせたこと、④家の財物を持戒者や善行者に平等に分けること、⑤比丘を敬うこと、⑥教えを聞いたり、教えを説いたりすること、⑦自分のもとに諸天が現れようとも心が高慢とならないこと、⑧五下分結を断じていることであると語った。比丘は長者から食事の供養を受けた後、このことを世尊に報告した。世尊は「善哉、そのとおりである」と説かれた。

なお次の経は仏在処が異なるが、内容的には酷似するからこれも対応経と見ておく。

AN.008-003-022 : あるとき世尊はヴァッジ国のハッティ村 (Vajjisu Hatthigāma) に

住された。そのとき世尊は比丘らに、「ハッティ村のウツガ長者 (Ugga gahapati Hatthigāmaka) は8つの未曾有法を具足していると知れ」と説かれ、座を立てて精舎に入られた。ときに一人の比丘がハッティ村のウツガ長者の家 (Ugassa gahapaitno Hatthigāmakassa nivesana) に行き、長者に「あなたが具足する8つの未曾有法とは何か」と質問した。長者はそれは、①世尊に初めてナーガ林 (Nāgavana) で出会ったとき心が明浄となったこと、②～⑦は前経と同じ。⑧世尊より前に命終すれば、世尊に「結を断じたことにより、この世に還ることはない」と記別されるであろうことである、と語った。比丘は長者から食事の供養を受けた後、このことを世尊に報告した。世尊は「善哉、そのとおりである」と説かれた。

なお『中阿含』039「郁伽長者経」(下) (1)の主人公も郁伽長者であるが、この経は「世尊が般涅槃された後久しからずのとき」としているから検討するまでもない。なおこの経の概要は、舞台は鞞舍離であって郁伽長者が多量の布施をしていたので比丘らが話しあって布施をやめさせるために使いに出された阿難に、長者が八未曾有法(①出家して阿羅漢果を成就すること、②比丘を尊敬すること、③比丘を差別しないこと、④天の声によらず自らの浄智によること、⑤～⑧初禅乃至四禅を得ること)を語ったとするものである(経の概要は「モノグラフ」第21号(2017年4月 森章司)に掲載した【研究ノート12】「阿難が登場し釈尊が登場しない経の説時推定」に記した。

(1) 大正01 p.481中、国訳04 p.190

[2] 『中阿含』とAN.008-003-021の仏在処はヴェーサーリーの大林重閣講堂であり、AN.008-003-022はほとんど内容は違わないのであるが、その仏在処はヴァッジ国のハッティ村である。

ところでハッティ村は『涅槃経』で釈尊がヴェーサーリーの竹林村で生涯最後の雨安居を過ごし、ヴェーサーリーを去られるときふり返って、「これが最後のヴェーサーリーの眺めだ」と名残を惜しまれた後、バンダ村(Bhaṇḍagāma)を経由して、次に訪れたところである。パーリの『涅槃経』ではバンダ村では釈尊は戒と定と慧と共にある心は解脱すると説かれたが、ハッティ村はただ名が上がるのみでその地での事績は記されていない(1)。他の「涅槃経」も大同小異である。

なお注意すべきことは、この節の主題とする経はウツガ長者はこのとき初めて世尊と出会い、たちまち法眼浄を得て釈尊の優婆塞となったということである。

(1) 【研究ノート9】「『涅槃経』の遊行ルート」(森章司 「モノグラフ」第19号 2014年9月) p.202以降参照

[2-1] 上記の他に、ウツガ長者が主人公の、互いにほとんど内容の異なる2経の、最初の経の仏在処を大林重閣講堂とし、次の経の仏在処をハッティ村とする経がある。

SN.035-124 (vol.IV p.109、南伝15 p.177) : あるとき世尊はヴェーサーリーの大林重閣講堂に住された。そのときヴェーサーリー人のウツガ長者が世尊のもとへやって来て、「どのような因と縁があって現世に於て (diṭṭheva dhamme) 般涅槃に入らないものと入るものとのがあるのか」と質問した。世尊は「眼所識乃至意所識の色乃至法に取著するものは現世において般涅槃せず、取著しないものは現世において般涅槃

する」と説かれた。

『雜阿含』237 (大正 02 p.057 中、国訳 01 p.194) : あるとき世尊は毘舍離の彌猴池の側にある重閣講堂に住された。ときに郁瞿婁と名づける長者が世尊のもとにやって来て、「どうして現世においてある比丘は般涅槃し、ある比丘は般涅槃することができないのか」と質問した。世尊は長者に「眼識が見る所の色を染著するからその境と識に縛せられる、だから般涅槃できない。境と識に縛せられなければ般涅槃できる。耳乃至意も同様である」と説かれた。

SN.035-125 (vol.IV p.109、南伝 15 p.178) : あるとき世尊はヴァッジ国のハッティ村 (Vajjisū Hatthigāma) に住された。そのときハッティ村の人であるウツガ長者が世尊のもとへやって来て、「どのような因と縁があって、現世において涅槃に入らないものと入るものがあるのか」と質問した。世尊は「眼所識乃至意所識の色乃至法に取著するものは現世において涅槃せず、取著しないものは現世において涅槃する」と説かれた。

なお以上に紹介した経の外にハッティ村を仏在処とする経はない。

[2-2] ウツガ長者を主人公とする経はこの他にも以下の経がある。

AN.005-005-044 (vol.III p.049、南伝 19 p.067) : あるとき世尊はヴェーサーリーの大林重閣講堂に住された。早朝、世尊はヴェーサーリーにあるウツガ長者の住居に赴かれた。長者はサーラ樹の花の形をした搏食、なつめの混じった豚肉、油で揚げた野菜の茎などの食べ物のほか、カーシ産の布や栴檀の木片を供養した。このとき世尊は偈を誦された後、その場を立ち去られた。かくしてその後、彼は死んである意生の身 (aññatara manomaya kāya) として生れた。

その後、世尊が舎衛城の祇樹給孤独園に住されたとき、ウツガ天子 (Ugga devaputta) が後夜に世尊のもとに現れた。世尊はウツガ天子に「希望通りであるか」と尋ねられると、天子は「希望通りです」と答えた。世尊は「最勝の物を施して最勝の処に到る。最上の施者はどこで生れようと長寿であり名声がある」という偈を誦された。

これによるとウツガ長者は釈尊よりも先に亡くなったということになる。

なお形式的にウツガ長者を称える次のような経もある。

AN.006-012-120 (vol.III p.451、南伝 20 p.228) : [仏在処不記載] 「比丘衆よ」と世尊は説かれた。六法を成就するパツリカ (Bhallika) 居士、スダッタ・アナータピンディカ居士、……ヴェーサーリー人のウツガ (Ugga Vesālika) 居士、……は如来を信じ、甘露を証して住する。六法とは仏証浄、法証浄、僧証浄、聖戒、聖智、聖解脱である。

『増一阿含』006-002 (大正 02 p.559 下、国訳 08 p.052) : [仏在処不記載] 我が弟子中の第 1 の優婆塞にして、……善本を建立する者は優迦毘舍離これなり、……。

[3] 以上に紹介した経には矛盾した情報が含まれている。もしヴェーサーリーを仏在処とするものとハッティ村を仏在処とするものが時間的に継続しているものとし、またハッティ

村を仏在処とする経はこれ以外にないのであるから、これらの経は釈尊の最後の遊行を背景とすると理解される。しかしそのように理解すると、AN.006-012-120がウツガ長者が釈尊よりも先に死去したという情報と矛盾する。しかもこの経はその後に釈尊は舎衛城に住されたとしているから、この経は少なくとも釈尊最後の遊行をイメージしていなかったということになる。しかし『中阿含』039にはウツガ長者が釈尊の入滅後にも生存していたと記述されているからこれと矛盾することになる。

ウツガ長者は釈尊が我が弟子中の善本を建立する優婆塞中の第1とされるほどの人であるから、もし釈尊が元気であられたころの弟子で、しかも優婆塞となってからそここの期間生存していたとするなら、もう少し長者が登場する経があっても不思議ではない。しかしこのような経がないのはおそらく長者は釈尊晩年の弟子であり、また帰信してからほどなくして亡くなったということを推測させる。現世において般涅槃することに問題意識をもっていたのは死期を意識していたとも解される。

しかしハッティ村はヴェーサーリーの近くで、舎衛城やカピラヴァットゥに通じる幹線道路路上にあったから、ここを舞台として釈尊が教えを説かれたことがしばしばあったと仮定してもおかしくはない。しかしあまり大きくはない村で、ヴェーサーリーの近くでもあったから、ここに宿泊するということはあまりなかったかも知れない。ハッティ村を仏在処とする経が『涅槃経』を連想させる経以外にないのもそのせいであろう。

このように考え、ここに取り上げた経のすべては『涅槃経』に記される釈尊の最後の遊行を背景としていると理解しておく。ウツガ長者はヴェーサーリー人（漢訳では「優迦毘舍離」とする）で初めて釈尊に会ってたちまち釈尊を信奉することになり、おそらくそこにも自分の家があったハッティ村で再び釈尊の教えを受けたのである。したがって『中阿含』039の記述を尊重して、AN.005-005-044の後半部に含まれる情報は誤情報であると判断する。

もう少し具体的に言えば、ウツガ長者が登場してヴェーサーリーの重閣講堂を仏在処とする経の説時は釈尊79歳＝成道45年の雨安居の直後とする。このとき釈尊は3ヵ月後に入涅槃することを宣言されたが、その前後のことであったであろう。そしてハッティ村を仏在処とする経は、年度としては同じく釈尊79歳＝成道45年の雨安居後であるが、ヴェーサーリーを去ってパーリ『涅槃経』でいえばバンダガーマ (Bhaṇḍagāma) を経由してハッティ村に至られたときのものであるということになる。

【021】 『中阿含』 040 「手長者経」 (上) (大正 01 p.482 下、国訳 04 p.194)

『中阿含』 041 「手長者経」 (下) (大正 01 p.484 中、国訳 04 p.199)

AN.008-003-023 (vol.IV p.216、南伝 21 p.090)

AN.008-003-024 (vol.IV p.218、南伝 21 p.093)

[1] 『中阿含』 040 と 041 は関連しているので同時に考察する。これらの経の概要は以下のとおりである。

『中阿含』 040 「手長者経」 (上) : あるとき世尊は阿邏鞞伽邏にある憩林 (simsapāvana) に住された。そのとき手長者は 500 人の長者と共に世尊のもとにやって来た。世尊は長者に、「あなたはどのような法をもってこの大衆を摂しているのか」と尋ねられた。長者は「世尊の四事摂 (惠施、愛言、以利、等利) の教えをもって摂している」と答えた。世尊は善哉とほめられ、教えを説いて勧発・渴仰・成就・歡喜せしめた。

長者は家に帰ると人々に教えを説いて勧発・渴仰・成就・歡喜せしめ、その後で堂に籠って静座して四無量心を成就した。そのとき切利天の法堂に集っていた神々が長者を讚歎し、毘沙門天王が長者の家を訪ねて神々の讚歎を告げたが、長者は誇らず黙然としていた。それを知った世尊は「長者には七未曾有法⁽¹⁾がある」と讚歎された。

一人の比丘が長者の家を訪ねて世尊が讚歎されたことを告げると、長者は黙然としていた。比丘がこのことを世尊に知らせると、世尊は「だから七未曾有法があると説いたのだ。手長者には無求無欲という第八の未曾有法がある」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

(1) この経には「七未曾有法」が何か解説されていないが、次経および AN.008-003-024 などからからこれは信、慚、愧、精進、念、定、慧であることがわかる。第 8 が小欲である。

『中阿含』 041 「手長者経」 (下) : あるとき世尊は阿邏鞞伽邏にある憩林に住された。

そのとき世尊は比丘らに、「手長者は八未曾有法 (少欲、信、慚、愧、精進、念、定、慧) を具えている」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.008-003-023 : あるとき世尊はアラーヴィー (Ālavī) のアッガーラヴァ塔廟 (Aggālava cetiya) に住された。そのとき世尊は比丘らに、「アラーヴィー人のハッタカ (Hatthaka Ālavika) は希有にして未曾有なる 7 つの法 (①信、②戒、③慚、④愧、⑤多聞、⑥捨、⑦慧) を成就している」と説かれて精舎に入られた。

一人の比丘が彼の家を訪れて世尊の言葉を告げると、ハッタカは世尊がそれを説かれた席に在家者がいなかったことを喜んだ。比丘がそのことを報告すると、世尊は彼を讚嘆して、「彼は自らの善法を他の人びとに知られることを望まない。されば第 8 の希有にして未曾有の法である『少欲』を成就した」と説かれた。

AN.008-003-024 : あるとき世尊はアラーヴィー (Ālavī) のアッガーラヴァ塔廟 (Aggālava cetiya) に住された。そのときアラーヴィー人のハッタカが世尊のもとへ 500 人の優婆塞と共にやって来た。世尊が彼に「どのようにしてこの大衆をおさめているのか」と尋ねられると、彼は「世尊の四摂事の教え (布施、愛語、利行、同事)

を以て大衆をおさめている」と答えた。世尊は善哉とほめられた。彼が去った後、世尊は比丘たちに「ハッタカは希有にして未曾有な8つの法（①信、②戒、③慚、④愧、⑤多聞、⑥捨、⑦慧、⑧少欲）を成就している」と説かれた。

[2] これらの経の主人公はハッティカ長者であり、仏在処はアーラヴィーである。

[2-1] まずアーラヴィーから検討する。われわれはここを現在のインド・ビハール州の Ballia あたりと想定している。Ballia はガンガー河の左岸にあってパーラーナシーから東に130km、パトナからは西に100kmのところにある⁽¹⁾。

このアーラヴィーで釈尊が雨安居を過ごされたという記事はない。しかしここは王舎城からパーラーナシーに至る幹線道路上にあり、またここを經由して舎衛城に至る支線道路もあったようで、したがって釈尊がここに立ち寄られる機会はしばしばあったものと考えられる。

このアーラヴィーは、詩人ヴァンギーサ (Vaṅṅīsa) が「ブツダを上首とするサンガ」に加入する以前の最初の和尚であったニグロードカッパ (Nigrodha-kappa) の出身地で、ここに仏教が根を下ろしたのはこのニグロードカッパの功績が大きかったものと考えられる。この2人を中心とするアーラヴィーの仏教史の概略は次のようなものであった⁽²⁾。表中のV. はヴァンギーサ (Vaṅṅīsa) である。

釈尊	成道年	阿難	V.	記事
39歳	5年			ニグロードカッパ、ガヤーシーサにおいて釈尊より善来比丘具足戒によって仏弟子となる。
49歳	15年			ニグロードカッパ、生まれ故郷のアーラヴィーに戻って僧院を建てる。
54歳	20年	31歳	36歳	雨安居前に、釈尊はヴァンギーサにニグロードカッパを和尚として出家具足戒を与えさせる。 この年の雨安居を、釈尊、阿難、ニグロードカッパ、ヴァンギーサともに王舎城で過ごす。 雨安居の後、ニグロードカッパはヴァンギーサを連れてアーラヴィーに戻る。
59歳	25年	36歳	41歳	ニグロードカッパ、アーラヴィーにおいて入滅する。これにともないヴァンギーサは釈尊を阿闍梨として、「ブツダを上首とするサンガ」の一員となる。
69歳	35年	46歳	51歳	ヴァンギーサ、阿羅漢果を得る。
73歳	39年	50歳	55歳	ヴァンギーサ、東園鹿子母講堂で入滅する。

(1) 「モノグラフ」第19号(2014年9月)の【研究ノート3】「詩人ヴァンギーサ (Vaṅṅīsa) の生涯」参照

(2) 「モノグラフ」第15号(2009年10月)の【補註7】pp.629~633参照

[2-2] まず「経蔵」を対象に、アーラヴィーを仏在処とするものを調査する。

SN.010-012 (vol. I p.213、南伝 12 p.371) : あるとき世尊はアーラヴィーのアーラヴァカ夜叉 (Ālavaka yakkha) の住処に住された。そのときアーラヴァカ夜叉が

世尊に「沙門よ、この住处から出よ」と言った。世尊は「よし、友よ」と外に出られた。このようにして4度目には世尊は「私は出ない。好きなようにせよ」と告げられた。そこで夜叉は「質問をしよう。もし答えられなければお前の心臓を破り、両足をとってガンガ河の彼岸に投げ捨てるぞ」と脅かした。世尊は「そのようになし得るものはこの世界にはいない。しかし問いたければ問え」と答えられた。そして夜叉の問いに応じて、「この世で信は人間の最勝の富である。よく法を修めれば安楽をもたらす。真実はすぐれて美味なるものである。智慧によって生きることが最勝の生活である、と人々は言う」などと、次々に偈で答えられた。夜叉は偈で、「実に世尊は私のためにアーラヴィーに来てくださったのだ。今より正覚者とその教えに敬礼しつつ、村より村へ遊行しよう」と言った。

Suttanipāta 001-010 (p.031、南伝 24 p.065) : 同上

『雑阿含』1326 (大正 02 p.364 中、国訳 03 p.372) : あるとき世尊は摩竭提国を遊行して阿騰鬼の住处に到り、そこに住された。このとき竭曇鬼が阿騰鬼の住处に来ており、竭曇鬼は阿騰鬼に、「あなたは大きいなる利を得た。如来がここに住されているからである」と告げた。阿騰鬼はそれが如来であるか如来でないかを確認しようと、世尊に向って「沙門よ、出で去れ」と言い、世尊が出られると「沙門よ、入れ」と言った。4度目に世尊は「3度請われて出たが、もはや出ない」と応えられると、阿騰鬼は「私の問いに答えられなければ心臓を毀ち、両手をもって恒河に投げ捨てるぞ」と脅かした。世尊はその問いに、「信を以て河流を度り、不放逸もて海を度り、精進は能く苦を除き、慧を以て清浄を得」などと、偈を以て答えられた。阿騰鬼は「最勝の士はよく説いてくださった。私は村から村に至り、所説の法を聴受せん」と偈を誦し、歡喜隨喜して礼をなして去った。

『別訳雑阿含』325 (大正 02 p.482 下) : あるとき世尊は摩竭提国を遊行して曠野夜叉の宮に止宿された。これを見た驢駒夜叉が曠野夜叉に、「あなたは大利を得た。正等覚者があなたの宮に住しているからである」と言った。曠野夜叉はそれがほんとうに正等覚者かどうかを確認しようと世尊に、「もし私の質問に答えられなければ婆耆河に投げすてるぞ」と脅かした。世尊は阿騰鬼の「一切の財宝中で何を最勝となすか」という問いに、「信財が第一勝である」などと偈を以て教化された。曠野夜叉は世尊の教えを聞き、三宝に歸依し受戒して仏弟子となった。

『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.884 中、国訳 21 p.265) : 世尊は暴悪の夜叉のために曠野城に行かれた。夜叉は偈をもって「何が最勝の財であるか、……」と質問した。世尊は「信が最勝の財である、……」と偈をもって答えられた。そのとき夜叉は人身御供にとっていた子を世尊に返した。世尊は「夜叉が手ずから私に返し、私は父母に授けた。手によって伝えたが故に曠野手と名づけよ」と説かれた。やがてこの子は王となった。

最後の『根本有部律』「波逸底迦 082」の内容は、[3-2]に紹介する当該文献中に記される物語の中の1節である。

[2-3]次に「律藏」の「經分別」を調査する。「律藏」には6つの広律があり、内容が共通する対応関係にあるもので、仏在処をアーラヴィー、もしくは規則制定の因縁となった

場所をアーラヴィーとする文献の数によって、次のように分類して紹介する。

- ① 6つの「律」のすべてがアーラヴィーとするもの
- ② 6つの「律」の5つがアーラヴィーとするもの
- ③ 6つの「律」の4つがアーラヴィーとするもの
- ④ 6つの「律」の3つがアーラヴィーとするもの
- ⑤ 6つの「律」の2つがアーラヴィーとするもの
- ⑥ 6つの「律」の1つのみがアーラヴィーとするもの

文献紹介の順序は『パーリ律』（*Vinaya* と表記）『四分律』『五分律』『十誦律』『僧祇律』『根本有部律』の順序とする。なお調査の対象から「韃度分」を除外するのは、「韃度分」は「経分別」のように各「律蔵」の対応関係が明確でないからである。なお戒名は「南伝大蔵経」第5巻の「諸部戒本戒条対照表」を利用させていただく（『根本有部律』には戒名がつけられているが、これには随わない）。

- ① 6つの「律」のすべてがアーラヴィーとするもの

波逸提：壊生種戒

Vinaya Pācittiya (波逸提) 011 (vol.IV p.034、南伝02 p.053) : 世尊はアーラヴィーのアッガーラヴァ塔廟に住された。そのときアーラヴィーの比丘たちが僧院を修治するために樹木を伐り、あるいは伐らしめていて、樹神の娘の腕を傷つけた。樹神が「我が住処を伐ってはならない」と抗議し、世尊にこのことを訴えた。また人びとは「沙門釈子是一根の生命を傷つける」と非難した。少欲の比丘がこれを世尊に告げると、世尊は「草木を伐れば波逸提である」と制せられた。

『四分律』「単提011」（大正22 p.641下、国訳01 p.251）：世尊は曠野城に住された。世尊はこの因縁（波逸提法第10「掘地戒」）を以て比丘らを集め、「どうして屋舎を修理するために樹木を伐ったのか」と呵責された後、「鬼神の村を壊せば波逸提である」と制せられた。

『五分律』「墮011」（大正22 p.041下、国訳13 p.167）：世尊は500人の比丘らと共に拘薩羅国から阿荼脾邑に向われた。これを聞いた阿荼脾の比丘らは「この地の居士らは仏法を信ぜず、講堂もないのでどこに住してもらおうか」と相談し、自ら草木を伐って講堂を造営した。居士らが「出家人がそのようなことをすべきでない」と非難した。世尊は到着され、新講堂を比丘らが作ったことを知られて、「自ら生草木を殺せば波逸提である」（初制）と制せられた。

ときに比丘らが守園人や沙弥に草木を伐らせたので、長老比丘が「自ら殺すのと人をして殺させるのとでは何ら異なるところがない」と非難した。世尊は「自ら生草木を殺し、あるいは人をして殺させれば波逸提である」と制せられた。

『十誦律』「波夜提011」（大正23 p.074下、国訳05 p.229）：世尊は阿羅毘国に住された。そのとき阿羅毘の比丘らが寺中や経行する場所などの草花を採った。これを見た居士は「沙門釈子は命を奪う」と非難した。少欲知足の比丘がこれを世尊に告げた。世尊は「どうして寺や経行する場所などの草花を採るのか」と教誡されたが、このときには未だ制戒されなかった。

世尊は舎衛城に住された。そのとき一人の摩訶羅（老）比丘が樹木を伐って大房舎

を建てた。そこに住んでいた樹神が傷ついた子どもらを引き連れて世尊のもとを訪れた。世尊は「鬼村の種子を斫拔すれば波逸提である」と制せられた。

『僧祇律』「単提011」（大正22 p.339上、国訳09 p.054）：世尊は曠野精舎に住された。このとき當事比丘が自ら樹木を切り、枝を折り、花を摘んだので人々が「沙門は殺生をする」と非難した。これを知られた世尊は「種子を壊し、鬼村を破壊すれば波逸提である」と制せられた。

『根本有部律』「波逸底迦011」（大正23 p.775下、国訳20 p.224）：世尊は室羅伐城の逝多林給孤独園に住された。そのとき一人の莫訶羅比丘が大寺を建てるために大樹を伐ったので、樹神が世尊に訴えた。世尊は「樹木を伐ってはならない」と教誡されたが、このときには制戒されなかった。

そのとき世尊は曠野林に住された。授事比丘らは「樹木を伐ってはならない」という世尊の言葉があったので、建設作業をすべて止めてしまった。これを見た世尊が阿難陀に「どうして授事比丘は作業を中止したのか」と尋ねられ、そのわけを知られると、「樹木を伐ろうとするときには7、8日前に樹下で曼荼羅を作り、香花や食物を供え、特敬拏呪願 (Skt. Dakṣiṇāgāthā) を唱えてから伐るべし」と教誡されたが、このときには世尊は未だ制戒されなかった。

世尊は室羅伐城の逝多林給孤独園給孤独園に住された。そのとき六群比丘が樹木を伐り、草花を摘んだ。外道らがこれを見て、「釈子沙門は出家でありながら何ら俗人と異ならない。そのような禿沙門に誰が供養をするだろうか」と非難した。これを知られた世尊は、「自ら種子、有情村 (bhūtagāma, 生類の意) を壊し、あるいは他の者に壊させれば波逸提である」と制せられた。

②6つの「律」のうち5つがアーラヴィーとするもの

僧残：無主僧不処分過量房戒

Vinaya Saṃghādisesa (僧残) 006 (vol. III p.144, 南伝01 p.244)：世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。このときアーラヴィーの比丘らが房舎を作るのに、際限なく人材や資材などを強要したので、人々は比丘がやって来ると戸口を閉めてしまった。そのときマハーカッサバが王舎城での雨安居を終えてアーラヴィーのアッガーラヴァ塔廟を訪れ、町で乞食すると居士らが避けるのを不審に思っ理由を尋ねると、比丘らは先のことを告げた。

ときに世尊は随意の間王舎城に住されたのち遊行に出られ、アーラヴィーのアッガーラヴァ塔廟に住された。マハーカッサバは世尊を訪ね、先のことを告げた。世尊は比丘サンガを集め、マニカント竜王 (Maṇikanṭha-nāgarāja) と兄弟仙人の因縁譚、雪山の一比丘の因縁譚、ラッタパーラ (Raṭṭhapāla) 比丘が父の家で乞食しなかったという故事を以て教誡し、「無主にして自分のために房 (kuṭi) を造るとき、その長さ12仏磔手 (sugatavidatthi)、広さ7仏磔手を越えれば僧残である」と制せられた。

『四分律』「僧残006」（大正22 p.584上、国訳01 p.067）：世尊は羅闍祇の耆闍崛山に住されたとき私の房舎を作ることを許された。それを聞いて曠野国の比丘らは自分のための大房舎を作ろうとし、居士らに資材や人材を強要したので、人々は比丘を避けるようになった。また1人の比丘が自ら樹を切り倒したため樹神が怒って世

尊に訴えた。そのとき摩訶迦葉が摩竭国から曠野城にやってきて事の次第を知った。

世尊も羅闍城から曠野城に遊行され、迦葉からこのことを知らされた。世尊は比丘僧を集め、一螺髮梵志と摩尼犍大竜王の因縁譚、林中の鳥の鳴声に煩わされた一比丘の話、頼吒毘羅比丘が父母の家で乞食しなかったという話をして、「無主にして自らのために屋を造ろうとするならば応量にすべし。その量は長さ仏の12磔手、広さ7磔手を過ぎれば僧残である」と制せられた。

『五分律』「僧残006」（大正22 p.013上、国訳13 p.066）：世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき阿茶脾邑の比丘らが自らの房を作ろうと、資材や人材などを居士らに要求したので、居士らは比丘を避けるようになった。また一人の比丘が自ら神樹を切ったので、樹神の子どもが指を怪我した。樹神はこれを祇洹におられる世尊に訴えた。

ときに世尊は舍衛城から遊行して阿茶脾邑に住された。晨朝に大迦葉が城内で乞食をすると居士らが逃げるのでその理由を尋ね、事の次第を知ってこれを世尊に告げた。世尊は龍王惜宝珠本生譚や雪山脇林で安居した比丘の話、過去世の迦夷国王の時代の梵志の物語、羅吒波羅が父母に布施を請わなかった話などをもって諭された後、「自から乞うて無主の房を作るときには、長さ仏の12磔手、広さ7磔手を越えれば僧残である」と制せられた。

『十誦律』「僧残006」（大正23 p.020中、国訳05 p.072）：世尊は阿羅毘国に住された。このとき阿羅毘の比丘らが広長高大な房舎を作り、またそれを修理するために、しばしば居士に瓦などの物資や道具などを求めることに汲々とし、読経や坐禅などの妨げとなっていた。大迦葉が城内で乞食すると、居士らがやって来てその比丘らを非難した。迦葉はこれを世尊に知らせた。世尊は「自ら乞うて無主の房舎を作り、その大きさが長さ12修伽陀磔手、広さ7磔手を過ぎれば僧残である」と制せられた。

『僧祇律』「僧残006」（大正22 p.279上、国訳08 p.209）：世尊は曠野精舎に住された。このとき比丘らは500の私房を造ろうとして人々に要求していた。比丘が近づくのを見た一人の商人は店を開けずに家に還ろうとした。それは知った比丘は先回りして彼の前に立ちほだかり、建設資金を布施させた。商人は‘店に戻って他の比丘らから布施を強要されるよりも家に居た方がよい’と考えて帰宅した。すると婦人が怒って「どうして帰って来るのか。それでは生活ができない」と言うので、彼が先の事情を告げると婦人も黙り込んでしまった。ちょうどそこへ舍利弗がやって来てこのことを知り世尊に告げた。世尊は過去世の跋憐比丘の因縁（林中比丘本生譚）を説いて教誡され、「無主にして自ら求めて房舎を作るとき、その長さ仏の12磔手、広さは7磔手を越えれば僧残である」と制せられた。

『根本有部律』「僧伽伐尸沙006」（大正23 p.688上、国訳19 p.239）：世尊は室羅伐城の逝多林給孤独園に住された。そのとき多数の比丘らが広く房舎を作ったり改修したりして忙しく、また居士らに資材や人材を求め悩ませていた。摩訶迦葉がこれを聞いて世尊に告げた。世尊は「多欲は無厭にして少欲は満足し易い。すみやかに頭陀行を修せ」と諫められたのち、「自分のために小房を作るときには、長さ仏の12張手、広さ7張手を越えれば僧残である」と制せられた。

波逸提：共未受具足人宿過限戒

Vinaya Pācittiya (波逸提) 005 (vol.IV p.015、南伝02 p.024) : 世尊はアーラヴィーのアッガーラヴァ塔廟に住された。そのとき優婆塞たちが説法を聞こうと僧園にやって来た。長老比丘たちは説法の後各自の精舎へ戻ったが、年少比丘たちは講堂で優婆塞たちと一緒に寝て、知らずに裸となったり寝言やいびきをかいたので、優婆塞たちが非難した。これを聞いた少欲の比丘が世尊に告げた。世尊は「未受具足戒者 (anupasampanna) と同宿すれば波逸提である」と制戒された。

世尊はアーラヴィーのアッガーラヴァ塔廟に随意の間住された後、遊行してコーサンピーに到着され、バダリカ園 (Badarikārāma)に住された。このとき比丘たちが尊者ラーフラ (āyasmant Rāhula) に、「世尊は『未受具足戒者と同宿すべからず』という学処を制定されたので、あなたが自分でベッドを探してください」と言った。しかしラーフラはベッドを得られず厠で寝ていた。早朝に世尊は厠へ行きノック代わりの咳をされた。ラーフラも咳で合図した。世尊はそれがラーフラであることを知られた。世尊は比丘たちに「未受具足戒者と2夜3夜を過ぎて同宿すれば波逸提である」と制せられた。

『四分律』「単提005」(大正22 p.638上、国訳01 p.240) ; 世尊は曠野城に住された。このとき六群比丘が長者らといっしょに講堂に止宿し、六群中の一人が寝相が悪く陰部を露出させたので長者らが嘩し立てた。少欲知足の比丘がこれを世尊に知らせ、世尊は「未受具人と共に宿すれば波逸提である」(初制)と制せられた。

そのとき世尊は拘睺毘国に住された。このとき比丘らが「世尊は未受具人と同宿することを許されない」と言って羅云を追い出したので羅云は厠で寝た。これを知った世尊は羅云を自らの房へ連れて来て一緒に宿泊された。翌朝、世尊は「あなたたちは慈心がない、小児を追い出すとは」と非難され、「未受具人と共に二宿を過ぎて三宿に至れば波逸提である」(重制)と制せられた。

『五分律』「墮007」(大正22 p.040上、国訳13 p.162) : 世尊は阿荼脾邑に住された。このとき居士らは世尊が去られるというので、比丘らと一緒に坐禅や経行を行じ夜も眠らなかった。5日目になって疲れがでたので、一人の比丘が熟睡中に形起こり露出させた。それを見た居士が彼を非難した。これを聞かれた世尊は「未受具戒人と共宿すれば波逸提である」と制せられた。

居士らが比丘に就いて坐禅行道しようとしたが、比丘らは彼らを追い出して許可しなかった。居士らの中には力づくで房に突入する者が出て、比丘らは露地で寝るはめとなり、蚊や虻・風雨などに悩まされた。

ときに世尊は羅睺羅 (尊称なし) と共に阿荼脾邑より拘舍弥国の瞿師羅園に至られた。このとき羅睺羅は世尊と別れて婆耆羅僧坊 (Badarikārāma)へ行き、房を掃除して臥具を整えた後世尊のもとへ行った。ところが彼が去った後、分臥具比丘がその房を他の比丘に与えてしまった。聴法しおわって初夜に羅睺羅が戻って、「私の房である」と主張するも、その比丘が「私は上座である」と譲らなかつたので、彼は厠で寝ることになった。ところがそこには黒蛇がいて、これを天眼で見た世尊はそこに行っ

て事情を知られた。翌朝世尊はその上座比丘を呵責され、比丘らが先の露地にて過ごしたことも知られて、「未受具戒人と共に2宿することを許す、2夜を過ぎれば波逸提である」（重制）と制せられた。

『十誦律』「波夜提 054」（大正 23 p.105 中、国訳 05 p.331）：世尊は阿羅毘国に住された。そのとき在家信者たちが齋日に齋法を受けるために寺に集まって夜通し跏趺して過ごした。上座比丘たちはそれぞれ房に入ったが、年少比丘や沙弥らは説法堂に寝ていて、知らず知らずのうちに裸となったり、寝言を言ったりした。在家信者がそれを見て非難した。少欲知足の比丘からこれを聞かれた世尊は、「未受具足戒者と同宿してはならない」と教誡されたが、このときには未だ制戒されなかった。

世尊は舎衛城に住された。そのとき比丘らは沙弥である羅睺羅を房舎から追い出し共宿しなかった。そこで羅睺羅は辺小の房舎に住したが、そこへ客比丘がやって来て彼を追い出した。このようにして彼は3度追い出され、仕方なく世尊の厠屋中で寝た。後夜となって蛇が現れ彼の身に危険が迫ったので、これを神通力で知られた世尊は彼を自分の房舎に導かれた。そして世尊は比丘僧を集めて、「沙弥には父母なく、慈愍なければ生活できない」と諭されたのち、「未受具足戒者と同宿して2夜を過ぎれば波逸提である」と制された。

『僧祇律』「単提 042」（大正 22 p.365 中、国訳 09 p.154）：世尊は曠野精舎に住された。このとき営事比丘が作人を雇い食堂や禅房や温室に宿泊させたので、あちこちを汚し、比丘らの坐禅や行道を妨げた。比丘らがこれを世尊に報告した。世尊は営事比丘を呼び出し、「未受具戒人と共に同室で宿泊してはならない」と教誡された。

世尊は、菩薩であったとき、父王は轉輪聖王の種が滅することを恐れて出家を認めなかったが、羅睺羅の懐妊を機に家を捨てて出家した。かつて父王は三時殿を造った。『柔軟線經』に広説した如くである。その後如来は等正覚を成就した」と告げられた。比丘らは「世尊はどうして6年間の苦行をなされたのでしょうか」と質問すると、「『鳥本生經』に広説されているように、今日の6年間だけ苦行をしたのではない」と答えられた。また比丘らが「どうして魔波旬は世尊を悩ますのでしょうか」と質問すると、「『鼈本生經』に広説されているように、今日だけ魔波旬が悩ましたのではない」と答えられた。迦毘羅衛国での父子相見、大愛道と耶輸陀羅と羅云の出家もこのなかに広説されている、と語られた。

仏は親里のために迦維羅衛国に帰城された、人々は世尊のために厠屋を造った。そのとき尊者羅睺羅が露地で寝ると、夜中に雨が降ったので舍利弗や大目連などの房を訪れたが入れてもらえず、世尊の厠屋で横になった。そこへ黒蛇が入ろうとしたので、これを知られた世尊は羅睺羅を自らの房へ連れてきたが、弟子のために制戒したからと跏趺された。翌朝、世尊は「如来は慈心の故に羅睺羅にちなんで、今日より後、未受具戒人と三夜、同室宿を許す。四夜には別住すべし」と告げられた。ときに比丘らが「どのような因縁で羅睺羅は6年間胎にあったのでしょうか」と質問すると、世尊は羅睺羅六年在胎本生譚を説かれた。世尊は迦毘羅衛城に依止する比丘らを集め、「未受具戒人と同室すること三夜を過ぎれば波逸提である」と制された。

『根本有部律』「波逸底迦 054」（大正 23 p.838 下、国訳 21 p.102）：世尊は室羅

伐城の逝多林給孤独園に住された。そのとき多数の信者らが寺にやって来て比丘らに説法を願い出たが、比丘らは「世尊の許可がないから」と断ったので、彼らは非難して帰ってしまった。これを比丘らは世尊に告げると、世尊は時に随っての誦経を許可された。ときに嘗作人が比丘らに「自分たちは仕事があって、昼間は誦経を習うことができないので、夜、習いたい。毎日は無理なので、8日、15日、23日と月の尽日に習いたい」と願い出た。世尊はこれを許可された。

ときに阿練若に住する乞食比丘が15日の布薩に参加するために寺にやって来て、夜になったので宿泊することにした。このとき誦経を習いに来た俗人も同宿し、灯燭を点していた。夜中、俗人と同宿していた1人の摩訶羅（老）比丘が元妻の夢を見ながら非法なことを口走った。これを見た俗人たちが彼を非難した。翌日、乞食比丘が阿練若に戻って仲間にこの因縁を告げた。世尊はこれを知られて、「具足戒を受けてない者と同宿し、灯燭を燃やしてはならない」と教誡されたが、未だ制戒されなかった。

世尊は橋閃毘の妙音園に住された。ときに舍利弗には准陀と羅怛羅という2人の沙弥がいた。羅睺羅が外出中に客比丘がやって来て彼の房を占領したので、彼は寝る場所を失った。准陀に相談しても、「どこか適宜に寝ればよいではないか」と言って立ち去ってしまった。そこで彼は厠で寝ることにしたが、その夜に大雨が降り出し、毒蛇が入り込んだ。世尊は毒蛇から彼の身を守るため、彼を自身の房へと移され、自身は行じかつ坐して天明を迎えられた。晨朝、世尊は「沙弥には父もなく、母もいない。だだそなた達の同梵行人の慈念あるのみである」と告げ、「未受戒者と共に2夜を限って同宿することを許す」と説かれた。

この後、世尊は病人・賊・獣および蚊蟻などに関して説かれた。ときに鄢波難陀には利刺と長大という2人の沙弥がいて、彼らは2夜を過ぎても同宿していた。少欲の比丘がこれを世尊に報告した。世尊は「未受戒者と共に同室宿して2夜を越えれば、波逸提である」と制せられた。

波逸提：掘地戒

Vinaya Pācittiya (波逸提) 010 (vol.IV p.032、南伝02 p.051) : 世尊はアーラヴィーのアッガーラヴァ塔廟に住された。このときアーラヴィーの比丘たちが普請するために地面を掘り起した。人びとは「沙門釈子是一根の生命を傷つける」と非難した。少欲の比丘が世尊に知らせ。世尊は「大地を掘ったり、掘らせたりすれば波逸提である」と制せられた。

『四分律』「单提010」（大正22 p.641上、国訳01 p.249）：世尊は曠野城に住された。そのとき六群比丘が仏のために講堂を修理し、その周りの地面を自ら掘った。それを見た長者らが「沙門釈子は慚愧を知らない。他の命根を断じるとは」と譏った。これを少欲知足の比丘が世尊に告げた。世尊は「自らの手で地を掘れば波逸提」（初制）と制せられた。

ときに六群比丘が講堂を修理するために人に地面を掘らせた。世尊は「自らの手で地を掘り、あるいは人に掘らせれば波逸提である」（重制）と制せられた。

『五分律』「墮 059」（大正 22 p.060 下、国訳 13 p.235）：世尊は 500 人の比丘らと共に拘薩羅国から阿荼脾邑に向われた。これを聞いた阿羅毘の比丘らが、この地には堂舎がないので自ら作ろうと、草木を伐り、大地を掘って、堂舎を造営した。世尊は「自ら地を掘り土を取れば波逸提である」（初制）と制せられた。

ときに六群比丘が守園人や沙弥に大地を掘らせた。世尊は「自ら地を掘り、あるいは人をして掘らせれば波逸提である」（単提法第 59 「掘地戒」）と改正された。

ときに白衣らが物資を送って、比丘らに新しい房舎を作ろうとしたが、比丘らは制戒があるので作れず、いつまで経っても出来なかった。世尊は「土を用いる場合、淨人にそれとなく告げるべし」と説かれた後、「自ら地を掘り、あるいは人をして掘らせてここを掘れと言えれば波逸提である」（重制）と制せられた。

『十誦律』「波夜提 073」（大正 23 p.117 中、国訳 05 p.372）：世尊は阿羅毘国に住された。このとき阿羅毘国の比丘らが自ら大地を掘って牆基を作ったり、渠や池などを掘ったので、外道の弟子である居士が「沙門釈子は一根の衆生の命を奪う」と非難した。少欲知足の比丘がこれを世尊に報告した。世尊は「自ら地を掘り、あるいは他に掘らせれば波逸提である」と制せられた。

『僧祇律』「単提 073」（大正 22 p.384 下、国訳 09 p.227）：世尊は曠野精舎に住された。そのとき営事比丘が大地を掘っていたので世間の人々が非難した。世尊は「自ら大地を掘り、あるいは人をして掘らせれば波逸提である」と制された。

『根本有部律』「波逸底迦 073」（大正 23 p.854 上、国訳 21 p.158）：世尊は室羅伐城の逝多林給孤独園に住された。そのとき六群比丘が自ら地を掘り、他の人をして掘らしめ、堤防を造ったり、蟻封（蟻づか）などを壊していた。これを見た外道らが「出家者は殺生する」と非難した。少欲の比丘がこれを世尊に知らせ、世尊は「自ら地を掘り、あるいは他の人をして掘らせれば波逸提である」と制せられた。

③ 6 つの「律」のうち 4 つがアーラヴィーとするもの

捨墮：雜野蠶綿作臥具戒

Vinaya Nissaggiya Pācittiya (捨墮) 011 (vol. III p.224、南伝 01 p.380)：世尊はアーラヴィーのアッガーラヴァ塔廟に住された。ときに六群比丘が養蚕家のもとを訪れて、「絹糸の交じった臥具を作りたい。蚕を煮て私たちに与えよ」と要求した。養蚕家たちは、「私たちは仕事のために仕方なくや殺生しているのだ」と非難した。少欲の比丘がこれを世尊に告げ、世尊は「絹糸の交じった臥具を作らせれば捨墮である」と制せられた。

『四分律』「捨墮 011」（大正 22 p.613 下、国訳 01 p.163）：世尊は曠野国界に住された。ときに六群比丘が絹をまじえた綿で臥具を作ろうと養蚕家のもとを訪れたが、「蚕が熟するまでしばらく待て」と言われて待つ間に、繭が煮えるとき蛹が出す声を聞いた。それを見た居士らが、「沙門釈子には慚愧がない。衆生の命を害して新臥具を作るとは」と譏った。少欲知足の比丘が世尊に告げ、世尊は「雜野蠶綿で新臥具を作れば捨墮である」と制せられた。

『五分律』「捨墮 021」（大正 22 p.034 下、国訳 13 p.143）：世尊は阿荼脾邑に住された。このとき比丘らが憍賒耶 (koseyya 絹糸)の臥具を作ろうと、自ら繭を飼っ

たり人に飼わせたりして、それを煮たり煮させたりしていた。居士らは「繭を煮るとは、沙門釈子は我らと何ら異ならない」と非難した。さらに一人の比丘が臥具の綿が足りず綿家に出掛けて「綿を布施せよ」と要求した。綿家が繭を湯の中に入れると蛹は声を出した。人々は「不殺生を説きつつ、人に殺生させるとは」と罵った。これを聞いた長老比丘が世尊に告げ、世尊は「新橋睺耶にて臥具を作れば捨墮である」と制せられた。

『十誦律』「尼薩耆011」（大正23 p.047下、国訳05 p.146）：世尊は拘睺弥国に住された。そのとき拘睺弥の比丘が新しい橋施耶の敷具を作った。この国には綿、縷、衣、繭が貴重であり、橋施耶は多くの蠶を殺すのでなおさら貴重であった。居士らは、「沙門釈子は自ら新しい橋施耶の敷具を作るのに忙しく修行の妨げとなり、我らは利益を失っている」と非難した。少欲知足の比丘がこれを世尊に報告し、世尊は「新しい橋施耶で敷具を作れば捨墮である」と制せられた。

『僧祇律』「尼薩耆波夜提013」（大正22 p.307下、国訳08 p.324）：世尊は毘舍離の大林重閣精舎に住された。そのときある比丘が氈を作ろうとしたが羊毛が足りなかった。比丘らが「曠野聚落へ行き、橋舎耶を乞うて羊毛と混ぜて作れ」と入れ知恵した。彼は曠野聚落へ行き、絹糸を作る家で煮立てた湯の釜の中に繭を入れる指図をした。そのとき湯の中に入れると繭は声を出した。主人は「沙門瞿曇は不殺生を讚歎すると聞いたが、どうして沙門釈子はわざわざ衆生を殺すのか」と非難した。これを知られた世尊は、「橋舎耶を純黒羊毛に混ぜて新しい敷具を作れば捨墮である」と制せられた。

『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦011」（大正23 p.735下、国訳20 p.081）：世尊は逝多林の給孤独園に住された。そのとき比丘らは婆羅門居士にしばしば得難い野蠶糸を乞い、これで臥具を作った。これを見て外道らが、「沙門釈子は殺生者だ。野蠶糸で臥具を作るために多くの衆生を殺している」と非難した。これを知られた世尊は「絹糸を用いて敷具を作らせれば捨墮である」と制せられた。

波逸提：与未受具人同誦戒

Vinaya Pācittiya (波逸提) 004 (vol.IV p.014、南伝02 p.022)：世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。このとき六群比丘が優婆塞に句を逐って法語を同誦させ、そのために優婆塞が比丘に敬意を払わなくなった。少欲なる比丘がこれを世尊に告げ、世尊は「具足戒を受けていない者に法語を同誦させれば波逸提である」と制せられた。

『四分律』「単提006」（大正22 p.638下、国訳01 p.242）：世尊は曠野城に住された。このとき六群比丘が長者らと共に講堂で仏経を大声で誦し、それは婆羅門の誦書の声と変りがなく、坐禅をしていた者を乱した。少欲知足の比丘がこれを世尊に告げ、世尊は「未受具人と共に誦せば波逸提である」と制せられた。

『五分律』「墮006」（大正22 p.039下、国訳13 p.161）：世尊は500人の比丘らと共に舍衛城から阿茶脾邑に至られた。そのとき居士らは「世尊は久々に訪れられた。この機会を逃すと比丘らから教えを受けられない」と考え、比丘らのもとにやって来て「誦経を教えてください」と願い出た。しかし比丘らは、「世尊が在家者に誦経を教

えることを許可されていない」と断り、彼らの願いを世尊に告げた。世尊は「在家者に誦経を教えるのもよい」と許可された。ところが比丘らはそれぞれの出身地方の言葉で誦経を教えたので、居士らが「音句が不正である」と馬鹿にした。仏は遥かに居士らに責めた後、「具足戒を受けない者に誦経を教えれば波逸提である」（初制）と制せられた。

後に居士らが誦経を求めたり、沙弥らが経を求めると比丘らはこれを断った。彼らから、「私は仏法を謗らない、我らは経偈を誦すために出家した」と不満が出た。世尊は「誦経を教えることを許す」と告げ、「未具足戒者に誦経を教えるに並誦すれば波逸提である」（重制）と制せられた。

『十誦律』「波夜提 006」（大正 23 p.071 上、国訳 05 p.217）：世尊は阿羅毘国に住された。このとき阿羅毘国の比丘らが寺内で句法を以て未受具戒人に教える声がかましく、婆羅門が困陀経を読むが如くであった。世尊が阿難に理由を尋ねられてそのありさまを聞き、「句法を以て未受具戒人に教えれば波逸提である」と制せられた。

『僧祇律』「単提 006」（大正 22 p.336 下、国訳 09 p.045）：世尊は曠野城に住された。このとき営事比丘が童子らに学堂の中で波羅耶那などを教えて、童子らの復誦する声が泣き声のように聞こえた。そこへ一人の婆羅門が出家しようと精舎にやって来たが、うるさくて誰が師で誰が弟子かわからないと、仏教に対する信仰心を失って出家せずに帰った。これを知られた世尊は、「未受具戒人に句法を説けば波逸提である」と制せられた。

『根本有部律』「波逸底迦 006」（大正 23 p.771 下、国訳 20 p.210）：世尊は室羅伐城の逝多林に住された。そのとき六群比丘が具足戒を受けていない者と一緒に句を大きな声で読誦したので寺中は大変やかましかった。世尊はその理由を阿難陀から聞いて、「具足戒を受けていない者と句を読誦し法を教授すれば波逸提である」と制せられた。

④ 6つの「律」のうち3つがアーラヴィーとするもの
このような資料はない。

⑤ 6つの「律」のうち2つがアーラヴィーとするもの

波逸提・用虫水戒

Vinaya Pācittiya (波逸提) 020 (vol.IV p.048、南伝 02 p.077)：世尊はアーラヴィーのアッガーラヴァ塔廟に住された。このときアーラヴィーの比丘たちが普請をなして、虫のいる水を草や土に撒いた。少欲の比丘がこれを世尊に告げた。世尊は「有虫水を草や土に撒いたり撒かせれば波逸提である」と制せられた。

『四分律』「単提 019」（大正 22 p.646 中、国訳 01 p.267）：世尊は拘睺弥国に住された。このとき闍陀比丘が大屋を建てるのに虫のいる水で泥を混ぜて用いた。これを見た長者らが、「沙門釈子には慚愧がない。衆生の命を害するとは」と非難した。少欲知足の比丘がこれを世尊に知らせ、世尊は「虫のいる水で泥を混ぜ、もしくは人に教えて混ぜさせれば波逸提である」（初制）と制せられた。

そのとき比丘らが虫がいるかいないか分からず、後になって虫がいたことを知って

懺悔した。世尊は「知らない場合は無犯」と説かれ、「水に虫がいるのを知りながら、自ら泥や草にそそぎ、もしくは人に教えてそそがせれば波逸提である」（重制）と制せられた。

『五分律』「墮 020」（大正 22 p.044 下、国訳 13 p.179）：世尊は拘舍弥国に住された。そのとき闍陀が大房舎を作るのに虫のいる水を泥草に注いだ。また優陀夷が飲食や洗浴にも使用した。居士らが注意すると、「水を飲んで、虫を飲まないようにすればよい」と応えた。長老比丘が世尊に知らせ、世尊は「水に虫がいるのを知りながら、これを用いれば波逸提である」と制せられた。

『十誦律』「波夜提 019」（大正 23 p.079 下、国訳 05 p.246）：世尊は俱舍弥国に住された。そのとき長老闍那が虫のいる水を草に注ぎ泥と混ぜた。比丘らが「有虫水であって小さな虫を殺すな」と諫めると、彼は「水を用いて泥に混ぜたので、虫を用いてはいない」と反論した。少欲知足の比丘が世尊に知らせ、世尊は「虫のいる水を自ら用いて草に注ぎ泥に混ぜ、もしくは人に用いさせれば波逸提である」と制せられた。

『僧祇律』「单提 019」（大正 22 p.344 下、国訳 09 p.076）：世尊は曠野精舎に住された。そのとき營事比丘が虫のいる水を泥に混ぜて用いたので、世間の人々が非難した。世尊は「知りながら虫水を草泥に混ぜれば波逸提である」と制された。

『根本有部律』「波逸底迦 019」（大正 23 p.789 中、国訳 20 p.273）：世尊は橋賞弥の瞿師羅園に住された。そのとき具寿闍陀が有虫水を草土や牛糞などに注いだので、それを見た比丘らが注意した。彼は「虫が勝手に入ったのだ」と答えた。これを聞いた少欲の比丘が世尊に知らせ、世尊は「水に虫があるのを知りながら草土や牛糞に混ぜれば波逸提である」と制せられた。

⑥ 6つの「律」のうち1つのみがアーラヴィーとするもの

これには戒名とそれぞれの文献名および所在、そしてその仏在処、登場人物があればその人物のみを紹介する。なお1つの条文に初制やいくつかの重制、あるいは持犯などがあり、その仏在処が異なったり、異なる人物が登場する場合は、それぞれの所在を示し、その含まれる部分を〔結戒因縁〕〔持犯〕などとして示した。なお〔持犯〕には結戒された以後のエピソードをすべて含めた。

波逸提：坐脱脚牀戒

Vinaya Pācittiya (波逸提) 018 (vol.IV p.045、南伝 02 p.072) : 舍衛城の祇樹給孤独園

『四分律』「单提 018」（大正 22 p.646 上、国訳 01 p.266）：舍衛国の祇樹給孤独園

『五分律』「墮 018」（大正 22 p.044 中、国訳 13 p.178）：舍衛城

『十誦律』「波夜提 018」（大正 23 p.079 上、国訳 05 p.244）：舍衛国

『僧祇律』「单提 018」（大正 22 p.344 下、国訳 09 p.075）：曠野精舎

『根本有部律』「波逸底迦 018」（大正 23 p.788 中、国訳 20 p.270）：室羅伐城の逝多林給孤独園、具寿鄒波難陀

波逸提：不受食戒

Vinaya Pācittiya (波逸提) 040 (vol.IV p.089、南伝 02 p.141) : ヴェーサーリーの
大林重閣講堂

『四分律』 「单提 039」 (大正 22 p.663 中、国訳 01 p.323) : 舎衛国の祇樹給孤独
園

『五分律』 「墮 037」 (大正 22 p.053 上、国訳 13 p.208) : [結戒因縁] 王舎城、
大迦葉、摩訶迦葉

『五分律』 「墮 037」 (大正 22 p.053 中、国訳 13 p.209) : [持犯] 王舎城、舍利
弗、釈提桓因、目連

『五分律』 「墮 037」 (大正 22 p.053 中、国訳 13 p.210) : [持犯] 曠野鬼村

『十誦律』 「波夜提 039」 (大正 23 p.095 下、国訳 05 p.300) : 舎衛城、摩訶迦
羅

『僧祇律』 「单提 035」 (大正 22 p.357 上、国訳 09 p.122) : 舎衛城、阿那律

『根本有部律』 「波逸底迦 039」 (大正 23 p.825 上、国訳 21 p.053) : 室羅伐城の
逝多林給孤独園、具寿大哥羅、六衆苾芻、阿難陀

波逸提：半月浴過戒

Vinaya Pācittiya (波逸提) 057 (vol.IV p.116、南伝 02 p.184) : 王舎城の迦蘭陀竹
園、ピンピサーラ王

『四分律』 「单提 056」 (大正 22 p.674 中、国訳 02 p.011) : 釈尊は羅闍祇の迦蘭
陀竹園、頻婆沙羅王、六群比丘

『五分律』 「墮 070」 (大正 22 p.065 下、国訳 13 p.254) : 王舎城、頻婆沙羅王

『十誦律』 「波夜提 060」 (大正 23 p.109 下、国訳 05 p.347) : [結戒因縁] 王舎
城、瓶沙王

『十誦律』 「波夜提 060」 (大正 23 p.110 中、国訳 05 p.347) : [持犯] 阿羅毘国

『十誦律』 「波夜提 060」 (大正 23 p.110 中、国訳 05 p.349) : [持犯] 舎衛国

『僧祇律』 「单提 050」 (大正 22 p.371 下、国訳 09 p.179) : [結戒因縁] 王舎城、
王

『僧祇律』 「单提 050」 (大正 22 p.372 上、国訳 09 p.180) : [持犯] 舎衛城

『僧祇律』 「单提 050」 (大正 22 p.372 上、国訳 09 p.181) : [持犯] 舎衛城で
安居を終えられたのち、比丘らと共に拘薩羅国へ遊行に出られた。

『僧祇律』 「单提 050」 (大正 22 p.372 上、国訳 09 p.181) : [持犯] 舎衛城

『僧祇律』 「单提 050」 (大正 22 p.372 中、国訳 09 p.181) : [持犯] 曠野精舎、
營事比丘

『僧祇律』 「单提 050」 (大正 22 p.372 中、国訳 09 p.181) : [持犯] 舎衛城。

『根本有部律』 「波逸底迦 060」 (大正 23 p.847 上、国訳 21 p.132) : 王舎城、六
衆苾芻、王、阿難陀

[2-4] 上記「律蔵」の記す仏在処と主な登場人物を表にしておく。ただし1つの文献のみがアーラヴィーとするものは省略した。

なお「初制」とした欄は仏在処あるいは初制の場所あるいは登場人物であり、重制とした欄は第2制以降の場所ないしは登場人物である。地名と人物名は1つに統一して表記した。またアーラヴィー①としたのは王舎城からここに至ったとするもの、アーラヴィー②としたのは舎衛城からここに至ったとするものである。無印のものはそれが記されていないものである。

戒名・律歳名	初 制		重 制	
	場 所	登場人物	場 所	登場人物
壊生種戒				
<i>Vinaya</i>	アーラヴィー			
四分律	アーラヴィー			
五分律	アーラヴィー②			
十誦律	アーラヴィー			
僧祇律	アーラヴィー			
有部律	アーラヴィー②	阿難	舎衛城	六群比丘
無主僧不処分過量房戒				
<i>Vinaya</i>	アーラヴィー①	摩訶迦葉		
四分律	アーラヴィー①	摩訶迦葉		
五分律	アーラヴィー②	摩訶迦葉		
十誦律	アーラヴィー	摩訶迦葉		
僧祇律	アーラヴィー	舎利弗		
有部律	舎衛城	摩訶迦葉		
共未受具足人宿過限戒				
<i>Vinaya</i>	アーラヴィー		コーサンビー	ラーフラ
四分律	アーラヴィー	六群比丘	コーサンビー	ラーフラ
五分律	アーラヴィー		コーサンビー	ラーフラ
十誦律	アーラヴィー		舎衛城	ラーフラ
僧祇律	アーラヴィー		カピラヴァットゥ	ラーフラ 舎利弗 目連
有部律	舎衛城		コーサンビー	舎利弗 ラーフラ
掘地戒				
<i>Vinaya</i>	アーラヴィー			
四分律	アーラヴィー	六群比丘		

五分律	アーラヴィー②	六群比丘		
十誦律	アーラヴィー			
僧祇律	アーラヴィー			
有部律	舎衛城	六群比丘		
雑野蚕綿作臥具戒				
<i>Vinaya</i>	アーラヴィー	六群比丘		
四分律	アーラヴィー	六群比丘		
五分律	アーラヴィー			
十誦律	コーサンビー			
僧祇律	ヴェーサーリー		アーラヴィー	
有部律	舎衛城			
与未受具人同誦戒				
<i>Vinaya</i>	舎衛城	六群比丘		
四分律	アーラヴィー	六群比丘		
五分律	アーラヴィー②			
十誦律	アーラヴィー	阿難		
僧祇律	アーラヴィー			
有部律	舎衛城	六群比丘 阿難		
用虫水戒				
<i>Vinaya</i>	アーラヴィー			
四分律	コーサンビー	チャンナ		
五分律	コーサンビー	チャンナ ウダーイン		
十誦律	コーサンビー	チャンナ		
僧祇律	アーラヴィー			
有部律	コーサンビー	チャンナ		

[2-5] 上記「律蔵」資料について若干の考察を加えておく。

まず第1に、6つの広律のうち6つとも（壊生種戒）、あるいは『根本有部律』を除く5つ（無主僧不処分過量房戒、共未受具足人宿過限戒、掘地戒）が仏在処ないしは制戒の場所をアーラヴィーとするものは、無条件にアーラヴィー資料として採用する。このほかに4つ（雑野蚕綿作臥具戒、与未受具人同誦戒）がアーラヴィーとするものもアーラヴィーと考えておく。そして2つがアーラヴィーとする「用虫水戒」は、他の4つの広律がコーサンビーとし、悪行者がコーサンビーに縁が深いチャンナであるから、この仏在処はコーサンビーと

考えた方がよいであろう。1つのみがアーラヴィーとするものはアーラヴィー資料として採用しない。

第2に、重制の因縁にラーフラが登場する「共未受具足人宿過限戒」である。このラーフラを各「律歳」は次のように記している。

Vinaya : 尊者ラーフラ (āyasmant Rāhula)

『四分律』 : 小児

『五分律』 : 下座比丘?

『十誦律』 : 沙弥

『僧祇律』 : 尊者羅睺羅

『根本有部律』 : 沙弥

このうち **Vinaya** と『僧祇律』は「尊者」とするから、これは沙弥の呼称ではないとしなければならないであろう。『五分律』は他の比丘から自分の方が上座であるとされているが、沙弥とは記していない。しかし『十誦律』と『根本有部律』は明確に「沙弥」とし、『四分律』は間接的にはあるがラーフラのことを「小児」と呼んでいる。

しかしこの戒は、未だ受戒具足を受けていない者と共宿してはならないという規定であり、ラーフラは未受具足戒者として扱われているのであるから、この時点ではラーフラはまだ具足戒を受けていなかったと解釈せざるをえない。具足戒を受けていない出家者なら、律の規定からいえばまさしく沙弥である。

このように理解しなければならないことは明らかであるにかかわらず、なぜ **Vinaya** や『僧祇律』はラーフラを「尊者」と呼称したのであるだろうか。釈尊の実子であるが故の尊称であるとも、ラーフラは19歳のときに舍利弗を和尚として出家したから、この時点ではおそらく20歳を過ぎており、年齢の上ではすでに比丘となっても当然であるから、このような意味での尊称なのかも知れない。しかしこの規定の趣旨からすれば未だ具足戒を受けていない沙弥として扱わなければならない。釈尊や舍利弗には、ラーフラが仏の実子であるがゆえに、むしろ厳しくへりくだる修行を修行させようという配慮があったのかも知れない。

第3に、ここに取り上げたアーラヴィーを仏在処ないしは制戒場所とする律の規定は、「共未受具足人宿過限戒」を除くと、その他のすべては臥坐処を主題とする。前述したように、釈尊はアーラヴィーにおいて雨安居を過ごされたことはないけれども、この地は交通の要衝にあったからしばしば釈尊はここに訪れられた可能性を否定できない。しかし主題を等しくするという点からみると、ここに取り上げたアーラヴィーを仏在処ないしは制戒場所とする6つの規定は同一時期に制定されたと考えてよいのではなかろうか。少なくとも聖典の編集者はこのようなイメージを持っていたのではないかと考えられる。

第4に、しからば釈尊はこのアーラヴィーにどのような経路をとって到着されたかということである。前掲の表に示したように、アーラヴィーには舍衛城から来られたとする文献の方が多い。しかしこれは『五分律』の特有の情報である可能性が高く、資料としては「無主僧不処分過量房戒」の制戒因縁を注目すべきであろう。

この戒の制戒因縁によれば、釈尊が他の住処におられた時にアーラヴィーの比丘らが広大な自分用の房舎を作ろうとして人々から鬻鬻を買っていたので、そこでアーラヴィーを訪問されたというような筋書きである。そしてこの先に住されていたとする世尊の住処を

Vinaya と『四分律』は王舎城とし、『五分律』は例によって舎衛城とする。また [2-1] に紹介した『雜阿含』1326 と『別訳雜阿含』325 も、釈尊はマガダ国からアーラヴィーに至られたとしている。したがって釈尊は王舎城からこの地に遊行されたと考えておく。

[3] 次に主人公のハッタカ（手）長者が登場する他の経を調査する。このような経には2つのエピソードが記されている。

[3-1] 第1は、ハッタカが釈尊の身体を気づかしたとする経である。『増一阿含』はハッタカは童子であったとするが、これは‘Hatthaka’が「卑小」の意を表す接尾辞‘-ka’を有するところからきたものであろう。実際には童子ではなかったものと考えられる。

AN.003-004-034 (vol. I p.136、南伝 17 p.221) : あるとき世尊はアーラヴィーのゴーマツガ (Gomagga) のシンサパー樹林に住された。そのときアーラヴィー人のハッタカがやって来て、「世尊よ、安樂にお過ごしでしょうか。冬の夜は寒い。冬と春の間の8日間は降雪期 (himapātasamaya) です」と、世尊の身を気づかした。世尊は、「長者が二階家に住んで戸や窓を閉めて風を防ぎ羊毛の敷物を敷いて安眠するように、如来は貪欲と瞋恚と愚痴より生ずる身や心の苦悩をすでに断ち切っているのですそれらに苦しめられずに安眠できる」と答えられた後、「すべての執着を断ち、心の苦悩を制し、静まって安樂に臥す。心の寂靜を得たが故である」という偈を誦された。

『増一阿含』028-003 (大正 02 p.650 上、国訳 08 p.343) : あるとき世尊は阿羅毘祀の側に住された。極めて寒く樹木も枯れはてていた。そのとき手阿騾婆長者子がやって来て、「この寒さでよく眠れますね」と尋ねた。世尊は「童子よ、よく聞きなさい。家を治して風塵がなく、屋内に床や褥などが整っていればよく眠れるだろう。しかし美しき女性がいてもし欲意を起すならば眠れなくなるであろう。如来は三毒（貪欲、瞋恚、愚痴）の心を滅尽している。今、四座（卑座、天座、梵座、仏座）を説こう。①卑座とは転輪聖王の座であり欲界の座である、②天座とは帝釈天の座であり色界の座である、③梵座とは梵天王の座であり無色界の座である、④仏座とは四諦の座であり四神足の座である。こうして如来は四神足の座に坐して快き眠りを得る」と説かれた。そのとき長者子は卑座、天座、梵座、仏座の四座をよく分別したまうという偈を誦した。世尊はこれを然可された。童子は世尊の所説を歡喜奉行した。

[3-2] 第2は、一転してハッタカ長者が亡くなり、天子として現れたとする経である。

『雜阿含』594 (大正 02 p.159 上、国訳 03 p.306) : あるとき世尊は曠野の精舎に住された。このとき曠野の長者が病気で命終して無熱天に生れ、天子となって世尊のもとに現れた。世尊は天子に、「もと人間であったとき受けた教えを憶念しているか」と尋ねられた。天子は「無熱天でも世尊の教えを説き、その教えを諸天が修学しています」と答え、「見仏するに厭足あること無く、聞法もまた厭くこと無く、衆僧を供養するにもまた未だ曾て足るを知らず、賢聖の法を受持して慳著垢を調伏し、三法に足るを知らざりしが故に無熱天に生ぜり」という偈を誦し、世尊の所説を歡喜して没した。

『別訳雜阿含』188 (大正 02 p.442 上) : あるとき世尊は曠野園の第一林中に住され

た。このとき**手長者**が病気で苦しんでいたので、世尊は長者を見舞われ、四不壞信（仏、法、僧、戒）と六念を説かれた。長者は世尊が帰られたその夜に命終して、無熱天に生まれた。その後、天子となった彼は祇洹におられる世尊のもとに現れて、「常に仏を見、聴法を捨てず、比丘僧を供養したので無熱天に生まれることができた」という偈を誦し、歓喜し頂礼して天宮に還った。

AN.003-013-125 (vol. I p.278、南伝 17 p.459) : ある時世尊は舍衛城の祇樹給孤獨園に住された。そのとき**ハッタカ天子** (Hatthaka devaputta) が世尊の前に現れた。世尊が「かつてあなたが人であったとき所有していた法を今も所有しているか」と尋ねられると、天子は「今も所有しています。私は今も天子らに法を説いています」と答え、「世尊を見、正法を聞き、サンガに承事するの三法に飽きず、厭わずして無熱天に生まれた」という偈を誦した。

AN.は仏在処をアーラヴィーではなく舍衛城とするが、『別訳雑阿含』もハッタカが天子として現れた場所を祇園であったとするのであるから矛盾はない。

また説話的な話も含まれているが、次も上記に対応する。

『根本有部律』「波逸底迦 082」(大正 23 p.883 下、国訳 21 p.263) : 世尊は王舍城の竹林園に住された。そのとき**影勝王** (ピンピサーラ王) の將軍が摩揭陀 (マガダ) 国と憍薩羅 (コーサラ) 国との中間の曠野処において盜賊を退治してそこに新城をつくり曠野 (アーラヴィー) 城と名づけた。やがてこの国に妻を娶るときには將軍に初夜を捧げるという習慣ができ、これを不満とする人々にだまし討ちにされて、將軍は怨んで**夜叉**に生まれ変わった。そして子どもを人身御供に捧げる習慣ができた。世尊は曠野城に行かれこの夜叉を教化した。そのとき長者の子がこの順番に当たっていたが夜叉はこの子を父母に返した。この子は**曠野手**と名付けられ、成長して王となった。

一方**妙音** (ゴーシタ) に育てられた**紺容** (サーマーヴァティ) はきれいになり、彼女は摩揭陀国の**影勝王**、憍薩羅国の**勝光王** (パセーナディ)、憍閃毘 (コーサンビー) 国の**明勝王** (ウデーナ?)、広巖 (ヴェーサーリー) 城の離車らから求められていたが曠野手を選んだ。そこで妙音長者は紺容を曠野城に連れて来たが、このとき世尊も王舍城からここに到着されたので、これを聞いた曠野手王は世尊に会おうと城外に出て紺容と会った。しかしそのまま世尊のもとを訪れ、教えを聞いて不還果を得た。王は仏法を求めたので結婚しなかったが、紺容の求めに応じて城外に寺院を建て、死後に無熱天に生まれた。**天子となった曠野手**は世尊の前に現れ、「世尊に見え、正法を聞き、僧に供養して勝人法を修して無熱に生まれた」という偈を誦した。

[4] 以上の資料をもとに気づいたところを摘記する。

[4-1] まず以上に紹介した資料に登場するハッタカ長者は、本經の主題とする経や [3] に紹介した経も含めて、すべて釈尊の教えの敬虔な信者である。そして釈尊が在世中に死去し、生前の善行の果報によって天に生まれて天人として釈尊の前に現れた。

長者がいつごろ仏教に帰信し、いつごろ敬虔な信者になったかはわからないが、アーラヴィーの比丘らが臥坐処についての諸々の不行跡を行ったので、釈尊が初めてこの地を訪られた時は、まだまだこの地には仏教がしっかりと根付いていなかったようであるから、その帰信

はそれよりも以降のことであったであろう。

[4-2] アーラヴィーの比丘らは、個人用の房舎の建設というこれ自体があまりほめられない行為について、世間の人々から非難されるようなさまざまな悪行を行った。‘ālavika’あるいは‘ālavaka’というのは荒野に住むという意味であって、この語は本来は地理的状況を意味するものにすぎないであろうが、このころここに住していた比丘たちも相当荒んでいたもののように思われる。

個人が自分の房舎を所有することがいつごろ、どのような経緯で許されたかわからないが、王舎城の竹林園に最初の僧院が建設され（釈尊 45 歳）、これに引き続いて舎衛城に祇樹給孤独園が建設された（釈尊 46 歳）以降であることは間違いなかろう。先にアーラヴィーの仏教はこの地を出身地とするニグローダカッパが、釈尊 49 歳＝成道 15 年ころに故郷に帰ったことに始まるのではないかと書いたが、これらの事件が起ったのはそれから余りへだっていなかったのではなかろうか。

[4-3] この時期を特定する有力な情報を提供してくれるのはラーフラである。

「モノグラフ」の前号に掲載した【研究ノート 16】の【061】MN.061 *Ambalaṭṭhikā-rāhulovāda-s.*（教誡羅睺羅菴婆藥林經）の説時推定において記したように、釈尊が舍利弗を和尚にしてラーフラを沙弥として出家させたのは、釈尊が成道後初めてカピラヴァットゥに帰郷された時であって、ラーフラはこの時すでに 19 歳と 10 ヶ月になっていた。そして彼が具足戒を与えられたのは彼が 32 歳になっていた釈尊 60 歳の時であった。20 歳直前に沙弥として出家し、30 歳を過ぎてから比丘となるという経歴は異例中の異例であって、ブッダの実子という特殊な環境にあったからであろう。それはともかく以上に紹介した戒条の制定はこの間であったと考えてよいであろう。

[4-4] おそらくこれらの戒条が制定されたときに釈尊は初めてアーラヴィーを訪れたのであろう。『五分律』「墮 011」や「墮 059」にはこのときこの地には堂舎がなかったとしている。

おそらく SN.010-012 などに記されるアーラヴァカ夜叉の話もこの時のことであったであろう。夜叉は釈尊が如来・正等覚者であることを信じていないからである。したがってこの話もアーラヴィーにはまだ釈尊の教えが定着していなかったことを想像せしめる。

[4-5] 「律蔵」の記事にはアーナンダが登場するものが少ないことも気づかれる。アーナンダが登場するのは「壊生種戒」の『根本有部律』と、「未受具人同誦戒」の『十誦律』と『根本有部律』のみである。

ちなみに原始仏教聖典全データを対象としてアーナンダが登場するデータを調査してみると、その 7.91%（経蔵は 7.10%、律蔵は 9.04%）である。したがってアーナンダが登場しないデータはたくさんあり、そのすべてはアーナンダが侍者になる前とはいえないわけであるが、これも 1 つの情報として参考になるかも知れない。

[4-6] 「無主僧不処分過量房戒」の *Vinaya* と『四分律』『五分律』には、故事としてラッタパーラ (*Raṭṭhapāla*、頼吒憍羅、羅吒波羅) 比丘の名前があげられている。この故事は MN.082 *Raṭṭhapāla-s.*（頼吒憍羅經）⁽¹⁾ = 『中阿含』132「頼吒憍羅經」⁽²⁾ = 支謙訳『頼吒和羅經』（大正 01 p.868 下）= 法賢訳『護国經』⁽³⁾ をさすが、この經の仏在処はクル国 (*Kuru*) であり、クル国という辺境にあった地方に早い時期に釈尊が行かれたとい

うことは考えられない。このようなことをもってこの経の説時は釈尊 63 歳ころであるという結論を得ている⁽⁴⁾。もしこの情報にしたがうならば、この戒の制定時期はこれ以降のことでなければならない。しかしそうするとラーフラ情報とは大きく齟齬することになる。このラッタパーラの故事はマニカント竜王や雪山の一比丘の話、林中の鳥の鳴声に煩わされた一比丘の話などの説話的逸話と同レベルにおいて扱われているから、後世の付加である可能性もあるし、6つの「律蔵」の3つにしか記されないから、この情報は採用しないこととする。

- (1) vol. II p.054、南伝 11 上 p.072、片山・中部 4 p.167
- (2) 大正 01 p.623 上、国訳 05 p.200
- (3) 大正 01 p.872 上
- (4) 【研究ノート 13】の【015】DN.015 *Mahānidāna-s.* (大縁経)

[5] 以上のようなことをもとにして、本節に取り上げたすべての資料の説時（制戒年時）を考察する。

上記資料は、僧房に関する規定を中心とした「律蔵」資料と、ハッタカ長者に関する「経蔵」資料に分けられる。

[5-1] まず「律蔵」資料の時代背景は、次のように考えられる。

①舎衛城の祇樹給孤独園がブッダの教団に寄進された以降であること

②釈尊の実子ラーフラがまだ沙弥であった時代であること

である。そして

③これら戒条の制定は、戒条制定の最初である第 1 波羅夷罪が制定された釈尊 57 歳よりも後でなければならないということ

である。

またこれら戒条の制定場所はアーラヴィーであって、

④このアーラヴィーに釈尊が訪れられたのはこれが最初であり、この時にはまだここには釈尊の教えが定着していなかったこと

であり、

⑤このアーラヴィーには釈尊は王舎城から行かれたこと。

⑥そしてラーフラを因縁として「共未受具足人宿過限戒」が制定されたのは、アーラヴィーから釈尊とラーフラがコーサンビーに行ってからのことであること

である。

すなわち釈尊は王舎城からアーラヴィーまで遊行され、そこで僧房に関するいくつかの規定を制定された後、コーサンビーまで行かれ、コーサンビーで次の雨安居を過ごされたということになる。

上記のような諸条件を満たすのは、釈尊 59 歳から 60 歳にかけてである。釈尊が 59 歳の雨安居を過ごされたのはアンガ国のチャンパーであって、60 歳にはバグガ国のスンスマーラギラを訪れて乳母に抱かれたボーディ王子に会い、そののちコーサンビーで雨安居に入られた。おそらく釈尊はこの途中に王舎城にも、そしてアーラヴィーにも立ち寄られたのである。ちょっと遊行が長すぎる感もあるが、まだまだ若い釈尊には必ずしも無理な道中ではな

かったであろう。

したがって結論をいえば、釈尊は 59 歳の雨安居後にチャンパーから王舎城に遊行され、そこでマハーカッサパやサーリプッタと合流して、その後と共に王舎城からアーラヴィーに遊行され、「共未受具足人宿過限戒」を除く他の規定を制定された。アーラヴァカ夜叉が登場する SN.010-012=Suttanipāta 001-010=『雑阿含』1326=『別訳雑阿含』325=『根本有部律』「波逸底迦 082」の当該個所⁽¹⁾の説時もこの時（釈尊 59 歳の雨安居後）としてよいであろう。

この年は、アーラヴィーに釈尊の教えを伝えたニグローダカッパが入滅した年であって、このようなこともあってアーラヴィーの仏教界が混乱していたのかも知れない。あるいはニグローダカッパは宗教的にはすぐれた人物であったが、指導者としては必ずしも勝れてはいなかったのかもしれない。彼の弟子ヴァンギーサが宗教詩人として大成したのはニグローダカッパの死後、阿闍梨としての釈尊に預けられた以降のことである。

釈尊一行はこののちコーサンピーまで遊行したが、「共未受具足人宿過限戒」の重制は釈尊 60 歳の雨安居に入る直前に制定された。コーサンピーには雨安居に入るための客比丘が続々と到着していて、そのしわ寄せで沙弥であったラーフラは宿坊を失うことになったのである。そのとき大雨があって、厠で寝たラーフラのところに蛇が入ってきたというから、雨期が始まろうとしていたのであろう。

なおまったくの推測であるが、こうしたラーフラにとっては屈辱的な因縁をきっかけにして、ラーフラはこの雨安居明けに具足戒を与えられたのではなかろうか。

(1) 大正 23 p.884 中、国訳 21 p.265

[5-2] これに対しハッタカ長者に関する「経歳」資料は、ハッタカ長者がすでに敬虔な釈尊の信奉者として登場するから、すでにアーラヴィーには釈尊の教えが根付いたころのことということになる。ただしそれがいつのことであったかを特定する情報を有しないが、アーラヴィーの仏教界が肅正された後のことであることは間違いなかろう。これ以降に釈尊がアーラヴィーを訪れられた可能性のあるもっとも可能性のある年は、釈尊が 65 歳の雨安居をアング国のチャンパーで過ごされた後か、その翌年の釈尊 66 歳の雨安居をバーラナシーで過ごされたその前ということになろう。この時には確実に釈尊はアーラヴィーを経由されているはずで、AN.003-004-034=『増一阿含』028-003はそれが厳冬期のことであったとしているから、66 歳の雨安居の数カ月前とするのが妥当であろう。本経の主題である『中阿含』040=『中阿含』041=AN.008-003-023=AN.008-003-024もそれと同じとしてよいであろう。

しかしハッタカ長者の死を記し、また天に生まれ変わったハッタカ天子が登場する経は、当然ながら 66 歳の雨安居前以降となるわけである。そして釈尊の前に現れるのがアーラヴィーであったとすれば、釈尊がアーラヴィーに立ち寄られる可能性のある年は、71 歳の雨安居をヴェーサーリーで過ごして、次の 72 歳の雨安居を王舎城で過ごされるその間となる。ヴェーサーリーと王舎城の間は現在の道路上では約 100 キロであるから、アーラヴィーに迂回することはそう無理な行程ではないであろう。ということでこれらの経、すなわち説時は釈尊 71 歳=成道 37 歳の雨安居後ということにしておきたい。

[022] 『中阿含』042「何義經」（大正01 p.485上、国訳04 p.201）

AN.010-001-001 (vol.V p.001、南伝22上 p.196)

AN.011-001-001 (vol.V p.311、南伝22下 p.276)

[1] この經の概要は以下のとおり。

『中阿含』042「何義經」：あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき阿難は晡時に宴坐より起って世尊のもとを訪れ、「持戒の義は何か」などと質問した。世尊は「持戒に因りて不悔を得、不悔に因りて歓悦を得、歓悦に因りて喜を得、喜に因りて止を得、止に因りて樂を得、樂に因りて定を得、定に因りて如実知見を得、如実知見に因りて厭を得、厭に因りて無欲を得、無欲に因りて解脱を得る」と説かれた。阿難および比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.010-001-001：あるとき世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。そのときアーナンダは世尊のところに行って、「善戒 (kusala sīla) は何を義とし、何を功德とするか」などと質問した。世尊は「①善戒は不悔 (avippaṭisāra) を義とし功德とする。②不悔は喜悅 (pāmuja) を義とし功德とする。③歓悦は喜 (pīti) を義とし功德とする。④喜は輕安 (passaddhi) を義とし功德とする。⑤輕安は樂 (sukha) を義とし功德とする。⑥樂は定 (samādhi) を義とし功德とする。⑦定は如実知見 (yathābhūtañāṇadassana) を義とし功德とする。⑧如実知見は厭離離貪 (nibbidāvirāga) を義とし功德とする。⑨厭離離貪は解脱知見 (vimuttiñāṇadassana) を義とし、この⑩解脱知見を功德とする。このように善戒は順々に最勝へと導くのである」と説かれた。

AN.011-001-001：そのときアーナンダは世尊のところに行って、「善戒は何を義とし、何を功德とするのか」と質問した。世尊は「①善戒は不悔を義とし功德とする。②不悔は歓悦を義とし功德とする。③歓悦は喜を義とし功德とする。④喜は輕安を義とし功德とする。⑤輕安は樂を義とし功德とする。⑥樂は定を義とし功德とする。⑦定は如実知見を義とし功德とする。⑧如実知見は厭離 (nibbidā) を義とし功德とする。⑨厭離は離貪 (virāga) を義とし功德とする。⑩離貪は解脱知見を義とし、⑪解脱知見を功德とする。このように善戒は順々に最勝へと導く」と説かれた。

[2] この經の仏在処は舍衛城の祇樹給孤独園であり、登場人物はアーナンダである。説かれている内容にも特別の特徴はない。

この説時はアーナンダが秘書室長に任命された釈尊54歳＝成道20年の雨安居後以降とするしかない。

なお以下に続く数經は内容的にこの經と関連する。

【023】 『中阿含』 043 「不思議」（大正 01 p.485 中、国訳 04 p.202）

AN.010-001-002 (vol.V p.002、南伝 22 上 p.198)

AN.011-001-002 (vol.V p.312、南伝 22 下 p.276)

[1] この経の概要は以下のとおり。

『中阿含』 043 「不思議」：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は阿難に、「持戒は自分をして不悔ならしめるとしてはならない。持戒は自然に不悔を得せしめるのである……（以下前節の『中阿含』 042 参照）」と説かれた。

阿難および比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.010-001-002：世尊は「比丘らよ、持戒の者（*silasampanna*）は自分は不悔を得るだろう」としてはならない。持戒の者は自然に（*dhammatā*）不悔を得るのである……（以下前節の AN.010-001-001 参照）」と説かれた。

AN.011-001-002：世尊は「比丘らよ、持戒の者（*silasampanna*）は自分は不悔を得るだろう」としてはならない。持戒の者は自然に（*dhammatā*）不悔を得るのである……（以下前節の AN.011-001-001 参照）」と説かれた。

[2] パーリにはアーナンダは登場しないが、内容は前経と関連する。この同時経と見て説時は前経と同じとする。すなわち釈尊 54 歳＝成道 20 年の雨安居後以降とする。

【024】 『中阿含』 044 「念経」 （大正 01 p.485 下、国訳 04 p.203）

[1] この経の概要は次のとおり。

『中阿含』 044 「念経」：あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「もし多く忘れて正智がなければ正念・正智を害し、諸根を護ること、戒を護ること、不悔、歓悦、喜、止、樂、定、見如实、知如实、厭、無欲、解脱・涅槃を害する。しかし正念・正智があれば、諸根を護ること、戒を護ること、不悔、歓悦、喜、止、樂、定、見如实、知如实、厭、無欲、解脱・涅槃を習する」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

[2] 次の経はこの経と関連があると解することができる。

『中阿含』 055 「涅槃経」 （大正 01 p.490 中、国訳 04 p.219）：あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「涅槃は解脱を習とする。解脱は無欲、厭、見如实・知如实、定、樂、止、喜、歓悦、不悔、戒を護ること、諸根を護ること、正念と正智、正思惟、信、苦、老死、生、有、受、愛、覺（受のこと）、更樂（觸のこと）、六処、名色、識、行、無明を習とする。無明に習って行あり、…老死に習って苦あり、苦を習えば……涅槃を得る」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

[3] この経の仏在処も舍衛城の祇樹給孤独園である。これらには阿難が登場しないが、内容としては先の『中阿含』 042 と 043 に相応する。その同時経と見て、説時を釈尊 54 歳 = 成道 20 年の雨安居後以降としておく。

- [025] 『中阿含』045「慚愧経」（上）（大正01 p.486上、国訳04 p.204）
『中阿含』046「慚愧経」（下）（大正01 p.486上、国訳04 p.204）

[1] この経の概要は以下のとおり。

『中阿含』045「慚愧経」（上）：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「若し無慚無愧なれば愛敬を害し、信、正思惟、正智と正念、諸根を護ること、戒を護ること、不悔、歓悦、喜、止、樂、定、見如实、知如实、厭、無欲、解脱、涅槃を害する。もし慚愧があれば愛敬を習し、信、正思惟、正智と正念、諸根を護ること、戒を護ること、不悔、歓悦、喜、止、樂、定、見如实、知如实、厭、無欲、解脱、涅槃を習する」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

『中阿含』046「慚愧経」（下）：[釈尊は登場しない] あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき舎梨子は比丘らに、「もし無慚無愧なれば愛敬を害し、信、正思惟、正智と正念、諸根を護ること、戒を護ること、不悔、歓悦、喜、止、樂、定、見如实、知如实、厭、無欲、解脱、涅槃を害する。樹木の外皮を害すれば、内皮、莖、幹、心節、枝葉、華実が成じないようなものである。しかしもし樹木の外皮があれば、内皮、莖、幹、心節、枝葉、華実が成じるようなもので、慚愧があれば愛敬を習し、信、正思惟、正智と正念、諸根を護ること、戒を護ること、不悔、歓悦、喜、止、樂、定、見如实、知如实、厭、無欲、解脱、涅槃を習する」と説かれた。比丘らは舎梨子の所説を歡喜奉行した。

[2] この経の仏在処は舎衛城の祇樹給孤独園である。この経にはアーナンダではなくサーリプッタが登場する。しかし内容的には今まで取り上げてきた経と相応する。したがってアーナンダにしてもサーリプッタにしても形式的なものであって、歴史的なものを反映させているとは考えられないが、しかしこの記述を無視するわけにはいかないから、この経は祇樹給孤独園が寄進された釈尊48歳＝成道14年の雨安居前から、サーリプッタが入滅した釈尊77歳＝成道43年の雨安居中までを説時とするとしておく。

- 【026】 『中阿含』 047 「戒経」 (上) (大正 01 p.486 中、国訳 04 p.205)
『中阿含』 048 「戒経」 (下) (大正 01 p.486 下、国訳 04 p.206)
AN.010-001-004 (vol.V p.005、南伝 22 上 p.202)
AN.011-001-004 (vol.V p.315、南伝 22 下 p.282)
『雑阿含』 495 (大正 02 p.129 上、国訳 02 p.090)

[1] これらの経の概要は以下のとおり。

『中阿含』 047 「戒経」 (上) : あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「もし戒を犯せば、不悔、歓悦、喜、止、樂、定、見如実、知如実、厭、無欲、解脱、涅槃を害する。もし戒を持すれば、不悔、歓悦、喜、止、樂、定、見如実、知如実、厭、無欲、解脱、涅槃を習する」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

『中阿含』 048 「戒経」 (下) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき舎梨子は比丘らに、「もし戒を犯せば、不悔、歓悦、喜、止、樂、定、見如実、知如実、厭、無欲、解脱、涅槃を害する。樹木の根を害すれば幹、心節、枝葉、華実が成じないようなものである。しかし樹木の根を害することがなければ、幹、心節、枝葉、華実が成じるようなもので、戒を持すれば不悔、歓悦、喜、止、樂、定、見如実、知如実、厭、無欲、解脱、涅槃を成ずる」と説いた。比丘らは舎梨子の所説を歡喜奉行した。

AN.010-001-004 : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] サーリプッタは比丘らに説いた。内容は次項の [2] に紹介する AN.010-001-003 に同じ。

AN.011-001-004 : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] サーリプッタは比丘らに説いた。内容は次項の [2] に紹介する AN.011-001-003 に同じ。

『雑阿含』 495 : [釈尊は登場しない] ある時世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき舍利弗は比丘らに、「犯戒・破戒の比丘は心樂住せず、信樂、喜息樂寂靜三昧、如実知見、厭離離欲、解脱、無余涅槃を得ることができない。樹根が壊せば枝葉華果が成就しないようなものである。しかし持戒の比丘は信樂、喜息樂寂靜三昧、如実知見、厭離離欲、解脱、無余涅槃を得ることができる。樹根が壊さねば枝葉華果が成就するようなものである」と説いた。比丘らは舍利弗の所説を歡喜奉行した。

[2] 次の経は先に紹介した AN.010-001-004 と AN.011-001-004 の前におかれ、釈尊が説かれたことになっているが、内容はまったく同じである。本来はこの経の方が先にくるべきであろう。

AN.010-001-003 (vol.V p.004、南伝 22 上 p.200) : [仏在処不記載] 世尊は比丘らに、「破戒・壞戒の者は不悔、歓悦、喜、輕安、樂、正定、如実智見、厭離離貪、解脱知見を害する。樹木が枝葉を害したら、幼芽を成せず、皮・膚・心を成じないようなものである。しかし持戒・具戒の者は不悔、歓悦、喜、輕安、樂、正定、如実智見、厭離離貪 (nibbidāvirāga)、解脱知見を具する。樹木が枝葉を具すれば幼芽、皮・

膚・心を成じるようなものである」と説かれた。

AN.011-001-003 (vol.V p.312、南伝 22 下 p.278) : [仏在処不記載] 世尊は比丘らに、「破戒・壊戒の者は不悔、歓悦、喜、軽安、樂、正定、如実智見、厭離離貪、解脱知見を害する。樹木が枝葉を害したら、幼芽を成せず、皮・膚・心を成じないようなものである。しかし持戒・具戒の者は不悔、歓悦、喜、軽安、樂、正定、如実智見、厭離 (nibbidā)、離貪 (virāga)、解脱知見を具する。樹木が枝葉を具すれば幼芽、皮・膚・心を成じざるようなものである」と説かれた。

また次の経はアーナンダが説いたことになっているが、内容は前経とまったく同じである。

AN.010-001-005 (vol.V p.006、南伝 22 上 p.204) : [仏在処不記載、釈尊は登場しない] アーナンダが比丘らに説いた。以下 AN.010-001-003 に同じ。

AN.011-001-005 (vol.V p.316、南伝 22 下 p.285) : [仏在処不記載、釈尊は登場しない] アーナンダが比丘らに説いた。以下 AN.011-001-003 に同じ。

なお次の経も以上と関連があると解することができる。

AN.005-003-024 (vol.III p.019、南伝 19 p.026) : [仏在処不記載] 世尊は比丘らに説かれた。「無戒・壊戒の者は、正定の因がなく、如実智見、厭離離欲、解脱と解脱知見の因はない。樹木の枝葉が壊する時には、外皮、皮、膚、心も成じないようなものである。しかし持戒・具戒者には正定の因そなわり、如実智見、厭離離欲、解脱と解脱知見の因がそなわる。樹木の枝葉が具する時には、外皮、皮、膚、心も具すようなものである」と。

[3] ここに紹介した経も今まで取り扱ってきた諸経と内容的に相応する。サーリプッタが登場する経もあり、アーナンダが登場する経もあるが、これも特別の意味は有しないものと考えられる。また仏在処を記載しないものが多く、なかには王舎城の迦蘭陀竹園とするものもある。これも特別の意味がないものと考え、仏在処はすべて祇樹給孤独園として処理したい。

その上でサーリプッタが登場するもの（対応経を含む。以下同じ）は祇樹給孤独園が寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前から、サーリプッタが入滅した釈尊 77 歳＝成道 43 年の雨安居中までとし、アーナンダが登場するものはアーナンダが秘書室長に任命された釈尊 54 歳＝成道 20 年の雨安居後から釈尊が最後に舎衛城で雨安居を過ごされた釈尊 77 歳＝成道 43 年まで、以上の 2 人が登場しないものは祇樹給孤独園が寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前から釈尊が最後に舎衛城で雨安居を過ごされた釈尊 77 歳＝成道 43 年までとして処理したい。

- 【027】 『中阿含』 049 「恭敬経」（上）（大正 01 p.486 下、国訳 04 p.206）
『中阿含』 050 「恭敬経」（下）（大正 01 p.487 上、国訳 04 p.207）

[1] これらの経の概要は以下のとおり。

『中阿含』 049 「恭敬経」（上）：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「恭敬を行じて梵行者を敬重すべきである。もし恭敬を行じ梵行者を敬重しなければ威儀法、学法、戒身、定身、慧身、解脱身、解脱知見身、涅槃を具えることができない。しかし恭敬を行じ梵行者を敬重すれば、威儀法、学法、戒身、定身、慧身、解脱身、解脱知見身、涅槃を具えることができる」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

『中阿含』 050 「恭敬経」（下）：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「恭敬を行じて梵行者を敬重すべきである。恭敬と敬重を具えなければ威儀法を具え、威儀法を具えれば学法を具えることができず、護諸根、護戒、不悔、歡悦、喜、止、樂、定、見如実、知如実、厭、無欲、解脱、涅槃を具えることができない。恭敬と敬重を具えれば威儀法を具え、威儀法を具えれば学法を具え、護諸根、護戒、不悔、歡悦、喜、止、樂、定、見如実、知如実、厭、無欲、解脱、涅槃を具えることができる」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

[2] 『中阿含』 049 には今までの経とは少し異なった部分もあるが、『中阿含』 050 と密接に関連しているのであるから、全体的にいえば、この経も今まで取り扱ってきた諸経と内容的に相応する。

この経は仏在処を祇樹給孤独園とする外には、説時を特定する情報は記されていない。説時は祇樹給孤独園の寄進以降とする。

- [028] 『中阿含』051「本際経」（大正01 p.487中、国訳04 p.208）
『中阿含』052「食経」（上）（大正01 p.487下、国訳04 p.210）
『中阿含』053「食経」（下）（大正01 p.489上、国訳04 p.214）
AN.010-007-061 (vol.V p.113、南伝22下 p.001)
AN.010-007-062 (vol.V p.116、南伝22下 p.006)
安世高訳『本相猗致経』（大正01 p.819下）
失訳『縁本致経』（大正01 p.820中）

[1] この経の概要は下記のとおり。

『中阿含』051「本際経」：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「有愛は無明を習とする。この無明は五蓋を習とし、五蓋は三悪行を習とし、三悪行は諸根を護らないことを習とし、諸根を護らないことは不正念と不正智を習とし、不正念と不正智は不正思惟を習とし、不正思惟は不信を習とし、不信は悪法を聞くことを習とし、悪法を聞くことは悪知識に親近することを習とし、悪知識に親近することは悪人を習とする。

明解脱にも習がある。明解脱は七覚支を習とする。この七覚支は四念処を習とし、四念処は三善行を習とし、三善行は諸根を護ることを習とし、諸根を護ることは正念と正智を習とし、正念と正智は正思惟を習とし、正思惟は信を習とし、信は善法を聞くことを習とし、善法を聞くことは善知識に親近することを習とし、善知識に親近することは善人を習とする。この善人を具えて展転して明解脱を具える」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

『中阿含』052「食経」（上）：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「有愛は無明を食とする。この無明は五蓋を食とし、五蓋は三悪行を食とし、三悪行は諸根を護らないことを食とし、諸根を護らないことは不正念と不正智を食とし、不正念と不正智は不正思惟を食とし、不正思惟は不信を食とし、不信は悪法を聞くことを食とし、悪法を聞くことは悪知識に親近することを食とし、悪知識に親近することは悪人を食とする。大海が大河、小河、大川、小川、山巖・溪谷、平沢、雨を食とするが如くである。

明解脱にも食がある。明解脱は七覚支を食とする。この七覚支は四念処を食とし、四念処は三善行を食とし、三善行は諸根を護ることを食とし、諸根を護ることは正念と正智を食とし、正念と正智は正思惟を食とし、正思惟は信を食とし、信は善法を聞くことを食とし、善法を聞くことは善知識に親近することを食とし、善知識に親近することは善人を食とする。この善人を具えて展転して明解脱を具える」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

『中阿含』053「食経」（下）：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに……以下、『中阿含』052「食経」に同じ⁽¹⁾。

AN.010-007-061：[仏在処不記載]世尊は「比丘らよ、無明には縁(idappaccaya)がある。五蓋、三悪行、根を護らないこと、不正念不正知、非如理作意、不信、悪法

の聴聞、悪知識に親近することを食 (sāhāra) とする。例えば山上に大雨が降れば山巖・溪谷、小池、大池、小河、大河、大海に水が満ちるようなものである。

明解脱 (vijjāvimutti) には食がある⁽²⁾。七覚支、四念処、三善行、根を護ること、正念正知、如理作意、信、正法の聴聞、善知識に親近することである。例えば山上に大雨が降れば山巖・溪谷、小池、大池、小河、大河、大海に水が満ちるようなものである」と説かれた。

AN.010-007-062: [仏在処不記載] 世尊は「比丘らよ、有愛には縁がある。無明、五蓋、三悪行、根を護らないこと、不正念不正知、非如理作意、不信、悪法の聴聞、悪知識に親近することを食とする。例えば山上に大雨が降れば山巖・溪谷、小池、大池、小河、大河、大海に水が満ちるようなものである。

明解脱には食がある。七覚支、四念処、三善行、根を護ること、正念正知、如理作意、信、正法の聴聞、善知識に親近することである。例えば山上に大雨が降れば山巖・溪谷、小池、大池、小河、大河、大海に水が満ちるようなものである」と説かれた。

安世高訳『本相猗致経』: ある時世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「有愛には本因縁がある。痴、五蓋、不摂根、不信、非法聞、非賢者を本とする。度世智慧解脱にも本がある。七覚意、四意止、三清浄、守摂根、本念、信、聞法経、事賢者を本とする」と説かれた。弟子は世尊の所説を受行した。

失訳『縁本致経』: ある時世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「愛には縁がある。痴、五蓋、三悪、不摂根識、非応所念、不信、非法聴受、違背賢聖を本とする。度世明慧にも本がある。七覚、四意止、三清浄、守摂諸根、本念、信、聞法、賢者を本とする」と説かれた。弟子は世尊の所説を受行した。

(1) 『中阿含』052 と 053 はまったく同内容であるが、AN.010-007-061 と AN.010-007-062 を参照すると、前者は「無明」から始まり、後者は「有愛」から始まるから、本来はこの相違があったのではないかと考えられる。

(2) 明解脱には「縁」があるとはしない。

[2] この経は舎衛城の祇樹給孤独園を仏在処とする以外には、説時を推定する手がかりは皆無である。祇樹給孤独園が釈尊教団に寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前からその以降とせざるをえない。

- [029] 『中阿含』056「弥醯経」（大正01 p.491上、国訳04 p.220）
AN.009-001-003 (vol.IV p.354、南伝22上 p.006)
Udāna 004-001 (p.034、南伝23 p.138)

[1] この経の概要は以下のとおり。

『中阿含』056「弥醯経」：あるとき世尊は摩竭陀国の闍闍村の莽椽林窟に住された。
尊者弥醯が世尊の侍者であった。そのとき彼は早朝に闍闍村で托鉢した後、金鞞河
の辺にある好椽林へやって来て、「ここで精勤したい」と思った。そこで世尊のもと
を訪れ、「好椽林で精勤したい」と申し出た。世尊は「いま侍者がいないので、誰か
比丘が来たところでそうしなさい」と止められたが、強いての願いにそれを許された。
彼は好椽林で結跏趺坐している最中、三悪不善の念（欲念、恚念、与害念）を生じた。
そこで再び世尊のもとを訪れ、そのことを告げた。世尊は心解脱を熟させるための五
習法（①善知識との和合、②学戒の受持、③戒定慧等の沙門の説を説くこと、④精進
すること、⑤智慧を修して苦を尽すこと）と四法（不浄想、出息、入息、無常想）を
説かれた。弥醯と比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.009-001-003：ある時世尊はチャーリカー（Cālikā）のチャーリカー山
（Cālikāpabbata）に住された。このとき侍者（upaṭṭhāka）であったメーギヤ
（Meghiya）は、晨朝、ジャントゥ村（Jantugāma）に入って托鉢したあと、キミカ
ラー（Kimikālā）河にやって来て美しいアンバ林（ambavana）を見つけ、世尊に
そこで坐禅をしたいと申し出た。世尊はいったんは「他の比丘らが来るのを待つよう
に」と制止されたが、強いての願いにこれを許可された。メーギヤはアンバ林へ入っ
て一樹下に坐禅したが、そのとき彼に三悪不善の念（欲念、恚念、害念）が生じた。
これを知った世尊は彼に、心解脱を熟させるための五法（①善友、②具戒、③心の離
蓋におもむく論、④善法、⑤慧）を解釈されたあと、「不浄を修習して貪欲を断ずべ
し。慈悲を修習して瞋恚を断ずべし。入出息念を修習して尋思を断ずべし。無常想を
修習して我慢を断ずべし。もし無常想を得ば無我想、この想を得ば我慢を断じて現法
に於て涅槃を得る」と説かれた。

Udāna 004-001：ある時世尊はチャーリカー（Cālikā）のチャーリカー山
（Cālikāpabbata）に住された。……以下上記経と同じ。……そのとき世尊は、「覺
にしたがって心の喜悅が生じ、自ら制す。仏はこれらの心の喜悅もすべて捨てた」と
いうウダーナを誦された。

[2] この経の仏在処は『中阿含』は竭陀国の闍闍村とし、パーリはチャーリカーのチャー
リカー山とする。パーリのチャーリカーのチャーリカー山はこの経にしか現れない。しかし
『中阿含』の闍闍村はパーリのジャントゥ村に相当するであろうし、『中阿含』の金鞞河は
キミカラー河に相当するであろうから、チャーリカーはマガダ国にあったと考えてよいで
あろう。

登場人物は侍者のメーギヤである。メーギヤはアーナンダ以前の侍者として列挙される中

の1人であって、岩井昌悟【論文12】「アーナンダ以前の侍者伝承と雨安居地伝承」（「モノグラフ」第11号 2002年10月）の中で検討されている。これによれば、経の中にこの人物が登場するのは今のこの経だけである。またこの論文において、「チャーリカー山はアッタカターの雨安居地伝承の第13年と第18年の‘Cāliya-pabbata’、『僧伽羅刹所集経』の第19年と第21年の「柘梨山」に見出される」が、なぜ雨安居地伝承がこの地を2回もあげ、そしてその年次が異なるのかわからない⁽¹⁾、としている。

- (1) p.138. なお岩井昌悟【資料集5】「原始仏教聖典における釈尊の雨安居記事」（「モノグラフ」第10号 2005年4月）においてもチャーリカー山あるいはチャーリヤ山、もしくは柘梨山は現れない。原始仏教聖典にはこれらの地で釈尊が雨安居されたという記事はないということである。

[3] 以上の侍者伝承を信頼するとすれば、この経の説時はアーナンダが侍者になる釈尊54歳＝成道20年の雨期の後よりも前であるということになる。

また舞台がマガダ国であるとするれば、ビンビサーラが釈尊に帰信して釈尊の教えが王舎城に広まった後であるということになるであろうが、その最初期にはサンガ形成の準備で何かと忙しく、釈尊がチャーリカーなるところに遊行するような余裕はなかったであろう。

ということになればこれは釈尊50歳＝成道16年にソーナ・コーリヴィーサを王舎城で教化した年ということになるのではなかろうか。チャーリカー山がマガダ国のどのあたりにあったのかわからないが、山とよべるような地形があるのは王舎城の近辺のみであるから、王舎城の近くであったのであろう。しかしおそらくこの地には遊行されて行かれたのであるから、雨期中のことではない。釈尊は次の年（釈尊51歳＝成道17年）にヴェーサーリーで雨安居を過ごされているから、その前の釈尊50歳＝成道16年の雨安居後としておく。

【030】 『中阿含』057「即為比丘説経」（大正01 p.492上、国訳04 p.223）
AN.009-001-001（vol.IV p.351、南伝22上 p.001）

[1] この経の概要は以下のとおり。

『中阿含』057「即為比丘説経」：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「五習法（①善知識との和合、②学戒の受持、③戒定慧等の沙門の説を説くこと、④精進すること、⑤智慧を修して苦を尽すこと）と四法（①不浄想、②出息、③入息、④無常想）を修すれば、一切の我慢を断じて涅槃を得る」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.009-001-001：ある時世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「もし外道の遊行者がやって来て、『等覚分法の修習は何を所依とするか』と問われたら、どのように答えるか」と質問された。比丘らは、「我らの法は、世尊を根とし、世尊を眼とし、世尊を歸依所としている。願わくば教えて頂きたい」と言った。そこで世尊は「そのような質問に対しては、『①善き友と善き伴侶と善き仲間がいること、②具戒者がいること、③心の離蓋に趣向する論があること、④勤精進していること、⑤有慧者がいること、これら5つの等覚分法の修習を所依とし、さらに⑥不浄を修習して貪欲を断じ、⑦慈悲を修習して瞋恚を断じ、⑧入出息念を修習して尋思を断じ、⑨無常想を修習して我慢を断じ、現法において涅槃を得る』と答えよ」と説かれた。

[2] この経の内容は前経と同じである。しかし仏在処が舎衛城の祇樹給孤独園であり、メーギヤが登場しないから、その対応経とはいえないであろう。そうすると手がかりはないわけであるが、前経とそれほど時間的には隔たっていないであろうと仮定して、その後のもっとも近い舎衛城での雨安居年、釈尊53歳＝成道19年の雨安居中と考えておく。

- [031] 『中阿含』058「七宝經」（大正01 p.493上、国訳04 p.226）
SN.046-042（vol.V p.099、南伝16上 p.295）
『雑阿含』721（大正02 p.194上、国訳02 p.230）
『増一阿含』039-007（大正02 p.731中、国訳09 p.192）
『増一阿含』039-008（大正02 p.731中、国訳09 p.193）
施護訳『輪王七宝經』（大正01 p.821上）

[1] これらの經の概要は以下のとおり。

『中阿含』058「七宝經」：あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「転輪聖王が世に出現するとき七宝（輪宝、象宝、馬宝、珠宝、女宝、居士宝、主兵臣宝）があるように、如来が世に出現するとき七覚支（念覚支、択法覚支、精進覚支、喜覚支、息覚支、定覚支、捨覚支）がある」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

SN.046-042：舍衛城因縁。世尊は比丘たちに「転輪聖王が出現するとき七宝（輪宝、象宝、馬宝、摩尼宝、女宝、居士宝、主兵臣宝）が現れる。如来・応供・正等覚者が出現するとき七覚支が現れる」と説かれた。

『雑阿含』721：ある時世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「転輪聖王が世に出現するとき七宝があるように、如来が世に出現するとき七覚支の宝がある」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

『増一阿含』039-007：あるとき世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「転輪聖王が世間に出現するとき、七宝が世間に出現する。七宝とは輪宝、象宝、馬宝、珠宝、珠女宝、居士宝、典宝である。如来が世間に出現されるときには七覚意が世間に出現する。七覚意とは念覚意、法覚意、精進覚意、喜覚意、猗覚意、定覚意、護覚意である。それ故に比丘らよ、この七覚意を修すべきである」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

『増一阿含』039-008：あるとき世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘たちに「若し転輪聖王が世間に出現すれば、好き土地を選んで城郭を築く。その城の外郭は七重に取巻かれ、その間には七宝（金、銀、水精、琉璃、琥珀、瑪瑙、瑇瑁）が雜じり、七宝の樹木、七重の門があり、城中の四面に4つの浴池がある。また城中には7種類の音声（貝声、鼓声、小鼓声、鐘声、細腰鼓声、舞声、歌声）があり、王は七宝（輪宝、象宝、馬宝、珠宝、玉女宝、居士宝、典兵宝）を成就する」と語られた。ときに一人の比丘の質問に対し、世尊は七宝と四神足がどのように成就されるかを説かれ、さらに「転輪聖王が死後に切利天に生れる」と答えられたのち、彼に「如来が世に出現される時、如来の七覚意宝が出現する。比丘よ、梵行を修め、現身に苦際を尽そうとするのに、転輪聖王の七宝を用いるだろうか」と教誡された。彼はこの教えを聞いて阿羅漢となり、比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

施護訳『輪王七宝經』：あるとき世尊は舍衛国に住された。そのとき世尊は比丘らに、「輪王がくらいにあるときには七宝が現れる。如来が世に現れる時には七覚支が宣説

される。七覚支は一切をして安樂ならしめる。よってこれを修学せよ」と説かれた。

[2] これらの経には仏在処を祇樹給孤独園とする以外に、その説時を推定する手がかりはない。祇樹給孤独園が釈尊教団に寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前以降とするほかない。

- [032] 『中阿含』060「四洲経」（大正01 p.494中、国訳04 p.230）
宝炬訳『頂生王故事経』（大正01 p.822中）
曇無讖訳『文陀竭王経』（大正01 p.824上）
『増一阿含』017-007（大正02 p.583中、国訳08 p.130）

[1] これらの経の概要は以下のとおり。

『中阿含』060「四洲経」：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき阿難は静かな処で宴坐していて、「欲に満足する者は少なく、欲を厭いて命終する者は甚だ少ない」という思いを生じた。晡時、彼は世尊のもとを訪れてこれを告げた。世尊は、「その通りである。かつて転輪聖王である**頂生（Mandhātara）**が閻浮洲をはじめ、瞿陀尼州、弗婆鞞陀提州、鬱單曰洲を次々と統治した後、更に欲に従って切利天の法堂で帝釈天の半座を得、帝釈天を放逐して、諸天の王となろうと野望を抱いたとき、たちまち閻浮洲に至りすべてを失った。やがて病気に罹り臨終をむかえたとき、諸臣に『頂生は四天下を得ても満足することなく、五欲の功德を得るも満足せずに命終すると、人々に告げよ』と遺言を残した」と因縁譚を語られ、「天の妙珍宝を雨らすも欲は厭足なし、欲は苦にして楽あることなし」という偈を誦された後、「この王は私の前世である。今は一切の苦を脱するを得た」と説かれた。阿難および比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

宝炬訳『頂生王故事経』：ある時世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき阿難が「貪欲に厭足はない」と考えて、世尊のところに行ってこれを報告した。世尊は「その通りである」と告げられ、久遠の昔の転輪王であった**頂生王**は七宝を具足し、閻浮利、弗于逮、瞿耶尼、鬱單曰の国土を支配し、三十三天に昇って釈提桓因と同坐したが、天を支配しようとの野望を抱いたとき釈提桓因の坐処から墮ちて命終するときに、「五欲は厭足することはない」と言ったと語られ、そして「この王は私であった」と告白され、「足るは賢聖の道である」と説かれた。阿難は世尊の所説を歡喜奉行した。

曇無讖訳『文陀竭王経』：ある時世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。この時阿難が「世間の人五所思を厭うは少なく、厭足を知らないものが多い」と考え、これを世尊に報告した。世尊は「その通りだ」と告げられ、過去世の**文陀竭王**は天王釈の半座を分かたれても満足しなかったと語られ、この文陀竭王は自分であったと告白された。阿難は世尊の所説を歡喜し作礼した。

『増一阿含』017-007：ある時世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき阿難は閑静な所において、“衆生は欲愛の想を起して長夜にこれを習い、満足することがない”と考え、世尊にこれを告げた。世尊は、「過去世の時、**頂生**という転輪聖王が閻浮提をはじめ瞿耶尼洲、弗于逮洲、鬱單越洲を次々と法を以て統治したのち、切利天で“帝釈を害し、諸天の王になろう”という思いを抱いたとき、たちまち閻浮提に至り、すべてを失った。やがて病気に罹り臨終をむかえたとき、一族の者たちに『“頂生は四天下を領して満足することなく、切利天で貪欲を起し、自ら墮落して命終

する”と人々に告げよ』と言い残した。この王は実は私の前世である」と頂生王の因縁譚を説かれたあとで、「貪淫は時雨の如く欲に於て厭足なし」という偈を誦され、「欲を知って欲を去るべきである。この想を起してはならない」と教誡された。阿難は世尊の所説を歡喜奉行した。

[2] ここに登場する過去世の頂生王はパーリ語ではマンドータル (Mandhātara)、サンスクリット語ではマンドートリ (Mandhātṛ) であり、この王のヒンドゥー教と仏教の両方にわたる伝承については岩井昌悟【論文9】「『半座を分かち』伝承について」(「モノグラフ」第9号 2004年5月) に詳しく紹介されている。

ただしここではこの頂生王の伝承を語る経の説時が問題となっているわけであり、これについては仏在処が祇樹給孤独園であって阿難が登場するという以外にそれを推定する材料は含まれていない。阿難が釈尊教団の秘書室長に選任された釈尊 54 歳＝成道 20 年の雨安居後以降とするほかない。

- 【033】 『中阿含』 061 「牛糞喩經」（大正 01 p.496 上、国訳 04 p.234）
SN.022-096 (vol.Ⅲ p.143、南伝 14 p.224)
『雜阿含』 264 (大正 02 p.067 下、国訳 01 p.033)

[1] これらの經の概要は次のとおり。

『中阿含』 061 「牛糞喩經」：あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき一人の比丘が宴坐中に、「五蘊の樂にして恒久不變なるものはあるのであろうか」と考え、世尊のもとを訪れて質問した。世尊は指爪に少しの牛糞をつまみ、「このように少しの色・受・想・行・識も一向に樂にして恒久に存在するものはない」と答えられ、「かつて私が頂生という王であった時、豪華な生活を窮め尽していた。あるとき‘どうして豪華な生活ができるのか’と疑問に思い、それは三業（布施、調御、守護）によるものであると考えた。しかし五蘊は無常變易の法であり、無常なるものは苦である。ましてや我・我所にどうして執着できるだろうか。多聞の聖弟子は五蘊を厭い、離欲して解脱すべきである」と説かれた。その比丘はこの教えを聞いて修行精進し後に阿羅漢を得た。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

SN.022-096：ある時世尊は舍衛城に住された。そのとき1人の比丘が世尊に、「少分の色・受・想・行・識にして永遠で不變易のものはありますか」と質問した。世尊は牛糞の小さな塊を手にとって、「もしこれが永遠で不變易であつたら苦を尽すこともできないだろう。しかし常恒で不變異な法はない。だから梵行に住して正しく苦を尽すことができる」と説かれ、世尊自身の過去世の灌頂王であった時の因縁譚を以て、「諸行は無常である。それ故に一切諸行に於て離欲して解脱すべきである」と教誡された。

『雜阿含』 264：ある時世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき1人の比丘が世尊のもとにやって来て、「五蘊は常恒不變易であらうか」と質問した。世尊は小さな丸い土の塊を手にとって、「この土が常恒不變易であらうか」と告げられ、世尊自身が過去世に於て王の榮華を受けられたが、智慧あるが故に執着されなかったという因縁譚を説かれ、「五蘊は無常であり、苦であり、變易の法である。それ故に五蘊に於て厭と離欲と解脱と解脱知見を生ずべきである」と教誡された。彼はこの教えを聞いて不放逸に住し、心解脱を得て阿羅漢となった。

[2] この經は仏在處を祇樹給孤独園とするのみで、その他の説時を推定するための有用な情報を含んでいない。祇樹給孤独園が釈尊教団に寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前以降の經とするほかない。

- [034] 『中阿含』062「頻鞞娑邏王迎仏経」（大正01 p.497中、国訳04 p.238）
法賢訳『頻婆娑羅王経』（大正01 p.825上）
『雑阿含』1074（大正02 p.279上、国訳03 p.081）
『別訳雑阿含』013（大正02 p.377上）
Vinaya Mahākhanda（大毘度 vol.1 p.035、南伝03 p.063）
『四分律』「受戒毘度」（大正22 p.797中、国訳03 p.009）
『五分律』「受戒法」（大正22 p.109下、国訳14 p.029）
『根本有部律・破僧事』（大正24 p.134下、国訳24 p.131）

[1] これらの経の概要は次の通りである。

『中阿含』062「頻鞞娑邏王迎仏経」：ある時世尊は大比丘衆1,000人とともに摩竭陀国を遊行して王舎城摩竭陀邑に住された。1,000人の比丘らはみな無著・至真であつて元編髪であつた。そのとき**摩竭陀王洗尼頻鞞娑邏**は世尊が来られたことを知つて会いに行ったが、衆中に尊者**鬱毘邏迦葉**が坐っていたので、摩竭陀人たちは沙門瞿曇が鬱毘邏迦葉より梵行を学ぶのか、鬱毘邏迦葉が瞿曇より梵行を学ぶのかと考へた。世尊は摩竭陀人たちの心中を知つて、「迦葉よ、火に事えることをやめた理由を述べよ」と言われた。迦葉は「欲のために火に事えていましたが、寂靜滅尽を見て火に事えることをやめました。世尊は最勝です」と答へた。

世尊に命じられて迦葉は如意足を現わした後、「世尊よ、私は私の師であり、我は仏弟子です」と言つた。世尊は疑念の解けた王たちに次第説法（施・戒・生天・欲の災患・生死の穢れ・無欲の称歎・四諦）を説き、續けて縁起（無明に縁つて行あり乃至老死あり、無明滅すれば行すなわち滅し乃至老死滅す）を説かれ、また無常であれば苦であり、無常苦變易ならば無我であると説かれた。洗尼頻鞞娑邏王は遠塵離垢の法眼が生じ、三宝に歸依して優婆塞となつた。仏の所説を王および八万の天・一万二千の摩竭陀人および千の比丘らは歡喜奉行した。

法賢訳『頻婆娑羅王経』：ある時世尊は1,000人の大苾芻衆とともに王舎城に住された。みな阿羅漢であつた。その時世尊は、「私は今、杖林山中の靈塔之處に往くべきである」と考へて苾芻衆とともにそこに行つてそこで安居に入つた。**摩伽陀国の頻婆娑羅王**は世尊が杖林山中の靈塔之處と聞いて、世尊に会いに行つて法を聴きたいと思つて、特別豪勢に2,000の車、妙服宝器18,000の床・八楽・四兵を前後に従え、眷属・臣佐に困遶されて城を出て杖林山に往つた。婆羅門及び長者等も王に随つて仏所に詣でた。世尊は王が来るのを見て五相を示現した。その時諸婆羅門・長者等は**優樓頻螺迦葉**が仏の側に侍立するのを見て、「ああ、これでは逆に優樓頻螺迦葉が大沙門のもとで梵行を修めているみたいだ」と考へた（つまり優樓頻螺迦葉を世尊より格上と認識していた）。そこで世尊は彼ら婆羅門及び長者等の心に生じた疑念を知つて、偈をもつて迦葉に、「優樓頻螺迦葉よ、汝は以前、火に事えていたのは何の利を見て、何の法を得た故か」と尋ねた。迦葉は偈で「世間の飲食の味、欲樂人の樂うところを私も求めて火に事えていました。しかし私は今、實の無為法を見ました」などと答へ

た。世尊に命じられて迦葉は大神通を示して、それをおさめた後、仏に「我が師よ、私は大声聞です」と言った。それに対し、世尊は「私は汝の師である。汝は大声聞である」と応じられた。婆羅門及び長者等はどちらが師であるかを正しく認識したので、世尊は頻婆娑羅王らに無常・苦・無我を説き、頻婆娑羅王は法眼清浄が生じ、三歸五戒を受けて優婆塞となり、尽形寿の承事供養を申し出て、受け入れられたので礼をして退いた。

『雜阿含』1074：ある時世尊はみな以前には**鬘髮出家**であって今は阿羅漢となった1,000人の比丘をともなつて**摩竭提国**を遊行された。**善建立支提杖林**に至つて住された。そのとき**摩竭提王瓶沙**は世尊が来られたことを聞いて諸王大臣・婆羅門居士とともに会いに行ったが、座中に**鬱鞞羅迦葉**がいたので、摩竭提婆羅門長者たちは大沙門が鬱鞞羅迦葉に従つて梵行を修するのか、鬱鞞羅迦葉が大沙門に従つて梵行を修するのかと考えた。世尊は摩竭提婆羅門長者たちの心中を知つて、「迦葉よ、ここに何の利を見て火に事えることを棄てたのか」と言われた。迦葉は「五欲を享けてその果は未来に大垢穢になることを觀察して火に事えることを棄てました。今世尊によつて無為道を見ることを得ました」などと答えた。

迦葉は神通を示した後、「世尊は私の師であり、私は弟子です」と申し上げ、世尊は「私は汝の師であり、汝は弟子である」と言われた。摩竭提婆羅門長者たちは疑念が解け、摩竭提王瓶沙と摩竭提婆羅門長者たちは、仏の所説を歡喜隨喜し、礼をして去つた。

『別訳雜阿含』013：ある時世尊は**摩竭提国**に遊び、1,000人の比丘をともなつておられた。彼らは先には婆羅門者旧有徳であつて今は阿羅漢を獲たものたちであつた。世尊は**善住天寺祠祀林**に至つた。**摩竭提頻婆娑羅王**は、世尊が来たことを聞いて、騎隊・輦輿車乘を將いて大勢の婆羅門居士とともに会いに行ったが、**優樓頻螺迦葉**が世尊のもとに坐つていたので、摩竭提人はことごとく「仏が師なのか、優樓頻螺迦葉が師なのか」と疑惑を生じた。世尊は摩竭提人たちの心中を知つて迦葉に、「汝は優樓所で久しく事火法を修していたのに、今はどうしてにわかになつたのか」と問われた。迦葉は「五欲と色がみな垢穢であることを知つて事火法を棄捨しました。今は大人籠に遭い、私に正見法を示してください、始めて無為正真迹を見ました」と言つた。世尊に命じられて神變を示した後、「大聖世尊は私の師、私は仏弟子です」と申し上げた。摩竭提頻婆娑羅王は仏の所説を聞いて歡喜奉行した。

Vinaya Mahākhandhaka (大鞞度)：時に世尊は**ガヤーシーサ山**に随意の間住された後に**王舎城**に向かつて遊行された。皆もと螺髻梵志であつた大比丘衆1,000人を引き連れておられた。そして**ラッティヴァナ園のスパティッタ廟** (**Latthivanuyyāna Supatitthacetiya**) に住された。このことを聞いたマガダ国の**ピンピサーラ王** (rājan Māgadha Seniya Bimbisāra) は仏に会えると喜んで、マガダ国の婆羅門・居士12万人 (dvādasanahuta) に圍繞されて釈尊を訪ねた。そのとき彼らは、「大沙門が**ウルヴェーラ・カッサパ**にしたがつて梵行を修するのか、それともウルヴェーラ・カッサパが大沙門にしたがつて梵行を修するのであろうか」という疑問を持った。その心の中を知られた世尊は、ウルヴェーラ・カッサパに向かつて偈をもつて話しか

けられた。「ウルヴェーラ・カッサパよ、汝はどのようにして事火法 (aggihutta) を捨てたのか」と。そこでカッサパは答えた。「諸祭祀は色・声・味に対する欲と女とを歓迎する (rūpe ca sadde ca atho rase ca kāmitthiyo cābhivadanti yaññā)。そのようなものは汚れであると知ったので、供犠をも供物をも楽しまなかったのです (etaṃ malan ti upadhīsu ñatvā, tasmā na yiṭṭhe na hute arañjīm)」と。このような問答の後、カッサパは座より立ち、上衣を偏袒にして、頭面で世尊の足を礼拝して言った。「世尊は私の師です (satthā me bhante bhagavā)。私は弟子です (sāvako ’ham asmi)」と。マガダ国の12万人の人は、ウルヴェーラ・カッサパこそが大沙門にしたがって梵行を修しているのだということがわかった。

そこで世尊は施論・戒論・生天論を説き、四諦を説かれた。それによってピンビサーラ王を上首とする12万人の人に法眼が生じ、そのうちの1万人が優婆塞となった。ピンビサーラ王は、「太子であった時に有していた五願 (①王になる、②私の領土に仏が来てくださる、③仏にお仕えすることができる、④仏が私に説法してくれる、⑤私が仏の法を理解できる) が今すべて叶った」と世尊に申し上げ、三帰依で優婆塞となり、翌日の食事に世尊と比丘サンガとを招いた。

翌朝、食事が整い、皆もと螺髻梵志であった1,000人の比丘サンガとともに王舎城に入った時、サッカ (帝釈天) が少年バラモンの姿をとって仏を上首とする比丘サンガを先導して偈を唱えた。人々がそれをほめたたえ、サッカは「私は応供・善逝に仕える身です」と偈を唱えた。世尊が食事を終えた後、ピンビサーラ王は世尊の住処をどこにしたらよいかと思案し、竹林園を最適と思い、金の水差しで世尊にそそいで竹林園を仏を上首とする比丘サンガに施した。世尊はピンビサーラ王を説法して喜ばせ、諸比丘に園を受けることを許した。

『四分律』「受戒捷度」：その時世尊は、以前に瓶沙王から仏となって一切智を得たら真っ先に羅闍城に来てほしいという願いを聞いていたことを思い出されて、皆もと螺髻梵志であった大比丘衆1,000人をひきつけて摩竭国界に遊行され杖林中善住尼拘律樹王の下に坐られた。これを知った瓶沙王は12,000の車に乗り、84,000人に前後を圍繞されて世尊に会いに行った。そのとき摩竭国の人々は大沙門が鬱鞞羅迦葉から梵行を学んでいるのか、鬱鞞羅迦葉と弟子たちが大沙門から梵行を学んでいるのであろうかと疑問に思った。世尊はその心の中を知られて、「あなたたちはどんな変を見て事火具を捨てたのか」と問いかけられた。迦葉は、「飲食の美味や女に対する愛欲や祀りは垢であると知って、事火具を捨てました」と答えた。しかし摩竭国の人々はまだ分らなかったため、そこで世尊は迦葉に「あなたは立って私の背中を扇ぎなさい」と命じられた。その時迦葉は「はい」と答えて、座から立って虚空に昇り、還って世尊の足に礼拝し、手をもって如来の足をなで、自ら姓名を名乗って、「世尊こそ私の師です。私は弟子です」と宣言し、世尊の後ろに回って、扇で扇いだ。

人々に疑いがなくなったので、世尊は布施・持戒・生天の法を説き、欲不浄を呵し、出離の樂を讃嘆した。瓶沙王を初めとする84,000人の摩竭国人と12那由他の天は法眼浄を得て優婆塞となった。

瓶沙王は「自身がかつて太子の頃から有していた六願 (①父が亡くなったら王とな

る、②私が国を治めている時に仏が出世する、③私自ら世尊に会う、④仏に会ったら歡喜心を発す、⑤歡喜心を発して正法を聞く、⑥正法を聞いて信解を得る) がすべて叶ったので、是非、羅閱城にお入りください」と世尊を招き、世尊は座より起って、皆もと螺髻梵志であった 1,000 人の比丘を将いて、12,000 の車と 84,000 人に前後を圍繞されて、羅閱城に入った。

時に雨が降って、**釈提桓因**が地から四指だけ空中浮いている一異婆羅門に化けて、世尊を先導して仏法僧を讚歎した。摩竭国人たちはみな「誰がこのような婆羅門の姿に化けているのか」と訝しんで、「誰が化けているのか」と尋ねると、**釈提桓因**は「私は世尊の給仕者」と答えた。

瓶沙王は「世尊が諸弟子を将いて羅閱城に入城した際に最初に入った園を、精舎を建立して世尊に施そう」と考えた。世尊は摩竭王の心中を知って、羅閱城の中で最勝の**迦蘭陀竹園**に入った。王は金澡瓶水で世尊を清浄ならしめ、竹園を施そうとした。世尊は王に、仏及び四方僧に施すように告げて、王はそのようにし、世尊は竹園を受けた。瓶沙王は世尊の説法を欲し、説法を聞いて喜び、仏に礼して去った。

『五分律』「受戒法」：その時世尊は先に**瓶沙王**から仏となって得道したら、これを教化することを約束していたことを思い出されて、1,000 人の比丘に前後を圍繞されて、**王舎城**に遊行された。瓶沙王はこれを知って、国中の 42,000 の聚落に 1 聚落から豪傑 2 人を出して、仏を迎えるようにとの勅を出した。そして象・馬・車に乗った 84,000 人に前は導かれ後は従えて、世尊に会いに行った。それは春の末月の太麥暑いころであった。そこで人々はちょっとした影でもないかなと願った。その思いを知った**釈提桓因**は、雲蓋を化作し、涼風を送った。そして自らは梵天に化けて、地から 1 肘ほどの高さに留まって、仏を先導した。そのとき摩竭人たちは駆逐しようと、「形は梵天像のような、宙に留まり、優しい言葉を話す者は誰の給使なのだろう」と話し合った。そこで**釈提桓因**は「世尊のために給使しているのです」と答えた。

瓶沙王は仏が止宿した処を仏に施し、そこに精舎を立てよう、と考えた。世尊はその心の中を知られ、**迦蘭陀竹園**に宿された。その時大衆は仏と**優為迦葉**のどちらが弟子なのか知らなかった。これを知られた世尊は優為迦葉に「優為迦葉よ、あなたは どうして事火法を捨てたのか」と問いかけられた。迦葉は、「常に美味を貪り、心が声や色に馳せるのは垢であるを見て、事火業を捨てました」と答えた。しかし人々はまだ分からなかったので、そこで世尊はさらに迦葉に、「五味は口に甘く、声や色は人の心を喜ばせる。どうしてこれを垢とするのか」と問いかけられ、迦葉は「私は休息する道を見ました。一切に執着はありません。だから火祀を捨てたのです」と答えた。それでも人々は疑いを捨てなかったので、迦葉に「あなたは立って私の背中を扇ぎなさい」と命じられ、迦葉はその通りにした。また重ねて迦葉に神通力を見せるように命じられたので、百億に分身したり、石壁を通ったり、地に入り水の上を歩いたりなどのさまざまな神通を示し、仏の足に稽首し、右邊三匝し、膝をついて合掌して「世尊は私の師です。私は世尊の弟子です」と宣言した。

疑いの晴れた人々に世尊は諸仏の常法である四諦を説かれ、瓶沙王初め 84,000 人の人々に法眼浄が生じ、三自歸五戒を受けた。

瓶沙王は仏及び僧を翌日の食事に招き、翌日竹園に座を敷いて王自ら仏と大衆に給仕し、「今、この竹園を世尊に奉上します」と述べたところ、世尊は「僧に施した方が福益が多い」と僧に施すことを勧めた。王は「どうか受けてください」と食い下がったが、「ただ僧のみに施しなさい。私も僧中にあります」と言われ、四方僧に施した。世尊は毘蘭若のために説いたものと同じ随喜呪願偈⁽¹⁾（一切天祠中、奉事火為最。一切異學中、薩婆帝為最。一切衆人中、轉輪王為最。一切衆流中、大海水為最。一切照明中、日月光為最。天上天下中、佛福田為最）を唱え、説法した上で王を帰らせた。

『根本有部律・破僧事』（大正 24 p.134 下、国訳 24 p.131）：その時世尊は摩揭陀国伽耶山頂窣堵波処に、以前被髮外道であったが今は皆阿羅漢である千苾芻とともに住された。

摩揭陀国の大衆人民が釈迦族に生まれた一太子の名声を耳にし、**摩揭陀主頻毘娑羅王**の所に来て、「私たちは釈迦族に生まれた一太子の名声を耳にしました。どうかその太子を殺してください。そうすれば国は安泰です」と告げた。王はそれに対し「そのようなことを言うてはならない」と反対し、その釈迦太子が金輪王になるなら私は随従するべきであるし、仏になるなら親近供養したい」と返して、頻毘娑羅は樓閣上に昇り①我が国に大教師が出る、②仏が私にご自身を敬わせご自身に仕えさせる、③説かれた法が私を開悟させる、④法を聞いて浄戒を受持して如法に住する（「王になる」が欠けている）の五種願を立てた。

世尊は伽耶山にあって遙かに王を見て、この五種願を聞いており、諸苾芻にこれを伝えた。

摩揭陀国大衆人民がまたやってきて、「先の太子が無上覚を成じ、伽耶山にいるそうです。どうか仏に親近供養してください。そうすれば王の国土は安穩豊樂になるでしょう」と告げた。王はそれを聞いて大いに喜び、世尊に使者を遣り、「どうか王舎城にきてください。私の一生供養を受けてください」と伝えると、世尊は招きを受けて、以前被髮外道であったが今は皆阿羅漢である千苾芻とともに摩揭陀人間を遊行して善住窣堵波竹林に至って住した。王はそれを聞いて車を飾り立て無量百千の眷屬に圍遶されて仏の所に行こうとした。王の車は車輪が地にはまって動けなくななくなったが、王が「いったい何の咎が私にあって」と嘆いていると空中の天が、「王は無犯です。ただ王の獄中の無量の人々が前生で王と同じく善業を積んでおり、彼らを放免すれば車は進むでしょう」と告げた。王はそれを聞いて皆を解放した。車を進めようとすると宮門を過ぎたところで頭冠が傾いた。「私はいったい何の業を造って、こんなことになるのだらう」と考えた。また空中の天が、「大王は無辜です。しかし前生で王と同じく勝れた業を積んだ無量の衆生が、今皆、辺遠の村や町に散らばって住んでいて、王は彼らを、共に仏に会いに行こうと召命しなければなりません」と告げ、召命した。12,000 の車、諸兵衆・馬騎の集まり 180,000 人、象兵 15,000、無量百千万の摩揭陀人婆羅門居士に前後を圍遶されて頻毘娑羅は王舎城を出て、仏のところへ詣でた。摩揭陀国婆羅門居士は、大衆中に**優樓頻螺迦提**がいるのを見て、「沙門喬答摩が迦提のもとで修習しているのか、それとも迦提が沙門喬答摩のもとで学んでいる

のか」との疑念を起こした。世尊がそれを知って迦提に偈で、「迦提よ、汝は以前、何の利を見て火に事えたのか」問うと、迦提は「美女・妙味を求めて火に仕えましたが、今は無為最勝句を觀ました」などと偈で答えた。迦提は世尊に命じられて神変を示し、もとに戻って仏足を礼すると「世尊は私の教師、私は世尊の声聞弟子です」と宣言し、世尊は「私は汝の教師、汝は私の声聞弟子」と返した。これを見て摩揭陀国婆羅門居士等の疑念が晴れ、世尊は頻毘娑羅王等に十二縁起、無常・苦・無我を説くと、摩揭陀主頻毘娑羅王、八万天子、無量百千万摩揭陀国婆羅門居士等は法眼淨を得て三歸五戒を受けて優婆塞になり、仏と諸苾芻に、王舎城に住して一生供養を受けてくれるよう請うた。世尊がその請を受けると、摩揭陀王と諸人等は仏足を礼して帰った。諸苾芻に問われて世尊は過去世の因縁を説いた（吉利枳及餘侍從＝頻毘娑羅王并諸眷屬、彼長兄急性不信正法者＝是優樓頻螺迦提。其二弟者＝那提迦提伽耶迦提等）。

頻毘娑羅王がまだ太子の時、王舎城中に一長者があつて彼の所有する園は、花や果物が豊かで、長者の大のお気に入りであつた。頻毘娑羅太子は外出時にその園を見てとても気に入り、長者に言つて譲つてもらおうとした。長者はケチであつたので、くれ、やらないのやりとりが三返あつても最後まで与えようとしなかつた。**大蓮華王**が老衰で崩御すると、頻毘娑羅太子は王位を得て長者から園を強奪した。長者は悔しさから心の病になつて恨んで死んで、その園の一毒蛇に生まれ変わった。毒蛇は頻毘娑羅に近づく方法を探つていたが、春の月に、王は宮人と諸姝女とともに園に行った。皆が王の左右からいなくなつて、刀を持った護衛女が一人だけになつたすきに、蛇は穴からすばやく出て王を噛もうとした。王の福力によって羯蘭鐸迦鳥たちが蛇をとり囲み、鳴いた。その鳴き声を聞いて護衛女は、王に向かつていく蛇に気がつき、それを刀で殺し、恐怖で叫び声をあげたので、王が目を覚ました。王は女に顛末を聞くと、太子群臣、王舎城の民を集めて羯蘭鐸迦鳥たちへの褒賞を相談し、羯蘭鐸迦鳥に園を与えることにし、終身餌を供給することにし、周縁に竹を植え、「**羯蘭鐸迦竹園**」と名付けた。

その時世尊は摩揭陀人間を遊行し、王舎城外の一樹下に住した。**影勝王**（頻毘娑羅王）は仏が来たことを聞いて、諸眷屬とともに王舎城を出て、仏の所に来て仏足を礼して坐つた。世尊の説法を聞いて喜び、影勝王は世尊と諸苾芻を翌日の食事に招き、世尊はそれを受けた。翌日食事が整うと使者を遣つて、世尊は苾芻衆に囲遶されて王舎城の王宮に入った。影勝王は手ずから供養した。食後に影勝王は羯蘭鐸迦竹園を世尊に奉施したいと納受を願ひ出た。世尊は呪願頌を唱えて、諸苾芻とともに羯蘭鐸迦竹園に行つてそこに住された。この故に結集の時、結集尊者は経の中で「仏がこの羯蘭鐸迦竹園におられた時」とはじめて、舍利弗目？連出家得阿羅漢道までを説いた。なおこれを土台にしたB文献、C文献については、「エピソード要覧」p.148以下参照）

- (1) 「毘蘭若 (Verañja 婆羅門をさす) のために説いたものと同じ隨喜呪願偈」というのは波羅夷罪第1条の制定因縁が語られる場面（大正22 p.002中）に説かれているものである。時間的な前後関係はもちろんこちらのほうが後であるが、ここではテキストの前後関係をもつて語られたものである。

[2] この経の説時は明白であって、釈尊が初転法輪の後ふたたびウルヴェーラーに戻られ、カッサパ三兄弟とその仲間たちを帰信させ、彼らと一緒にガヤーシーサで6年間を過ごされ、仏弟子たちに「三帰依具足戒」によってそれぞれが弟子を取ることを許されて、自らは行動の自由を得られた後に、王舎城に赴いてコーサラ国のビンビサーラ王を教化された時であって、釈尊 44 歳＝成道 10 年に初めて王舎城で雨安居を過ごされるその前である。

【035】 『中阿含』 065 「烏鳥喩経」（大正 01 p.506 中、国訳 04 p.265）

[1] この経の概要は次のとおり。

あるとき世尊は王舎城の竹林迦蘭哆園に住された。そのとき世尊は比丘らに次のような話をされた。「昔、転輪聖王が珠寶を試みようとして、四軍（象軍・馬軍・車軍・歩軍）を集め、高幢を立ててその上に珠寶を掲げて行進した。そのとき珠は四方に光り輝いた。1人の梵志がこれを見て、これを見物する前に林間に住しようと林に入った。そのとき獼猴（かわうそ）・究暮鳥・鷺鳥・食吐鳥・豺獣・烏鳥がやって来たので、あなたたちはどこから来てどこへ行こうとしているのかと問うた。彼らはそれぞれそれぞれの住処にいてそれぞれのやり方で殺生して食い、今までは満足していたが、不如意になったので他に行こうとしている、今は人を畏れている、と答えた。最後に狻猊がやってきて、私は園から園に行き、水を飲み果実を食べて生活している。人を畏れることはない、と答えた」と。そして世尊は比丘らに、「あなた方はこのように非法によって存命してはならない。身口意行を浄めなさい。行じること狻猊のようになさい」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歓喜奉行した。

[2] この経の仏在処は王舎城の竹林園である。その他に説時を推定する材料となる情報は含まれていない。この竹林園に精舎が建てられていると推測させるような情報もない。とってだから精舎が建てられる前であるともいえない。

竹林園が釈尊教団に寄進された釈尊 44 歳＝成道 10 年の雨安居前以降とするしかない。

[036] 『中阿含』066「説本經」（大正01 p.508 下、国訳04 p.272）

失訳『古來世時經』（大正01 p.829 中）

[1] これらの經の概要は次のとおり。

『中阿含』066「説本經」：あるとき世尊は波羅捺の仙人住処鹿野園に住された。そのとき比丘らが講堂で、居士が持戒妙法なる比丘に食の施を受けてもらうのと、毎朝百千万の利を得るのとではどちらが勝れているかと議論していた。このとき**阿那律陀**が、「私は過去世に波羅捺で**無患**という**辟支仏**に自分の食分たる一鉢の食を施した福業によって七返天上に生れて天王となり、七返人間に生まれて人王となることができ、今正解脱を得ている」と語って、食を施す業の勝れていることを説いた。

そのとき世尊は天耳によって比丘らの話を聞かれ、晡時に宴坐より起って講堂に赴かれ、「未来の人寿8万歳の時に世に**螺**という**轉輪聖王**が出現し、後に出家して如真を知るであろう」と語られた。そのとき座中にあった尊者**阿夷哆**が「自分はその王たらん」と言った。世尊は「汝は愚痴の人である。汝は一度死して再び終るを求めるであろう」と呵責された。

そしてさらに、「人寿8万歳の時に**弥勒**と称する**当來仏**が世に現れるであろう」と語られた。そのとき座中にあった尊者**弥勒**が、「自分はその如來たらん」と言うと、世尊は「善哉」とほめられ、**阿難**に金縷織成の衣を持ってこさせ、弥勒にそれを仏・法・僧に施せしめられた。このとき魔波旬が現れてこの記別を感乱しようとしたが、世尊の説法によりその場に没した。弥勒・阿夷哆・阿難および比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

失訳『古來世時經』：ある時世尊は波羅捺の仙人鹿處に住された。そのとき比丘らは講堂において、長者が淨戒比丘に食を受けてもらうのと百斤の金を得るのとではどちらが勝れているのかと議論した。**阿難**は「昔世に**日和里**という**縁覺**に1鉢の食を受けてもらったために七返天上に生れて天王となり、七返人間に生まれて人王となった」と語って、食を施す業の勝れていることを説いた。

天耳でこれを聞かれた世尊は講堂に行かれ、「如來の當來の本を説こう」として、「人寿8万歳の時に**軻**という**轉輪聖王**が現れる」と語られた。そのとき賢者比丘が「私**が**その軻になります」といった。世尊はそれを認められ、さらに「人寿8万歳の時に**弥勒如來**が世に現れる」と語られた。そのとき賢者**弥勒**が「私**が**その弥勒如來になります」といった。世尊は「善哉」と褒められ、**阿難**に金縷織成の衣を持ってこさせ、弥勒にそれをして衆僧に施せしめられた。このとき魔波旬が現れてこの記別を感乱しようとしたが世尊の説法により羞恥して去った。世尊の所説を歡喜しない者はなかった。

[2] この經の仏在処は釈尊初轉法輪の地であるパーラーナシーの仙人墮処鹿野苑である。登場人物は、

現在世時点：阿那律陀＝阿難律、阿夷哆＝賢者比丘、弥勒、阿難

過去世時点：無患という辟支仏＝日和里という縁覚

未来世時点：螺という転輪聖王＝軻という転輪聖王、弥勒仏

である。

なおアヌルッダが過去世において辟支仏に 1 鉢の食事を布施したという逸話は *Thera-g.-A* (1) にもあり、ここではアヌルッダはアンナバーラ (Annabhāra) という名前でスマナという長者 (Sumana-seṭṭhi) の下僕とされ、辟支仏の名はウパリッタ (Upariṭṭha) とされている。

(1) vol.III p.065, 『仏弟子たちのことば註』3, p.145

[2-1] 説時推定のためには過去世と未来世の話は関係がないので、現在世の登場人物を調査する。

アヌルッダ (Anuruddha) は釈迦族出身で、バディヤ (Bhaddiya)、アーナンダ (Ānanda)、バグ (Bhagu)、キンピラ (Kimbila) やデーヴァダッタ (Devadatta) と一緒に出家した。われわれはこれを釈尊 47 歳＝成道 13 年の雨安居後のことであったと考えている。この経にはこのなかのアーナンダも登場するが、アーナンダはまさしく侍者的な役割をはたしているから、そうするとこの経の説時は阿難が秘書室長に選任された釈尊 54 歳＝成道 20 年の雨安居後以降ということになる。

[2-2] 阿夷哆について「国訳一切経」の訳者 (立花俊道) は「阿夷哆 (Ajita)、阿逸多、弥勒菩薩の名」としているが (1)、未来に弥勒仏となると記別される比丘は弥勒という名で登場するから、阿夷哆は未来世に弥勒仏＝弥勒菩薩となる弥勒比丘とは別の比丘であるとしなければならない。なお『中阿含』の未来に転輪聖王となる阿夷哆に相当する比丘は、『古来世時経』では「賢者比丘」とされているが、これは固有名詞ではないと思われる。

これら未来世に転輪聖王となり仏となると記別される阿夷哆と弥勒は、説話的な人物かも知れない。しかしわれわれの研究は原始仏教聖典には歴史的事実が書かれているという理解の元で進めているのであるから、2 人が現実的な人物であるとすると、パーリ語では 'Ajita' と 'Metteyya' となり、この名の人物が *Suttanipāta* の *Pārāyanavagga* に登場する。2 人はゴダーヴァリー (Godhāvarī) 河畔に住んでいた婆羅門バーヴァリン (Bāvarin) の 16 人の弟子青年婆羅門 (māṇava) 中の第 1 'Ajita' と、第 2 'Tissametteyya' である。

そして *Thera-g.* の v.20 「私に死の恐怖は存しない。また生への愛著も存しない。しっかりと気をつけて、落ち着いている。私は身体を捨てるであろう」 (2) という偈の作者であるアジタ長老はこのアジタであろうし、*Apadāna* の v.397 (2) のアジタは「バーヴァリンの弟子であった」としているから間違いなくこのアジタである。

どのような背景があつて *Suttanipāta* に登場する 'Ajita' と 'Tissametteyya' が、漢訳にしかないこの経に登場するのかわからないが、*Suttanipāta* とこの経にこの 2 人の名前が揃って上げられるところを見ると、この経の 2 人は *Suttanipāta* の 2 人と何らかの関連を有するように感じられる。

ともかく本節の主題である経に登場する阿夷哆と弥勒がこの 'Ajita' と 'Tissametteyya' であるとすると、われわれは彼らがゴダーヴァリー河畔からはるばる旅をして、釈尊に会って具足戒を受けたのは釈尊 64 歳＝成道 30 年の雨安居前のことであったと考えているから、この経の説時はこれよりも後ということになる。

- (1) 阿含部 04 p.275
- (2) 中村元訳 岩波文庫『仏弟子の告白』 p.013
- (3) p.335、南伝 27 p.055

[2-3] ところでこの経の仏在処はパーラーナシーであって、釈尊がここで雨安居を過ごされたのは成道 2 年の年を除くと釈尊 67 歳＝成道 33 年のみである。もちろんここは交通の要衝であって、王舎城と舎衛城あるいはヴェーサーリーとコーサンビーを往き来する間に何度も通られたであろうが、この経に登場する阿夷哆と弥勒がこの‘Ajita’と‘Tissametteyya’であり、この経には秘書室長としてのアーナンダも登場することも考えると、この経の説時は釈尊がパーラーナシーで雨安居を過ごされた釈尊 67 歳＝成道 33 年のその雨安居中とするのが妥当であろう。

[037] 『中阿含』069「三十喻經」（大正01 p.518下、国訳04 p.301）

[1] この經の概要は次のとおり。

あるとき世尊は王舎城の竹林迦蘭哆園に住され、大比丘衆と共に夏坐を受けられた。そのとき世尊は1.5日の布薩の日に從解脱を説かんとして、比丘らの前において入定して、比丘らが静座し黙然として睡眠あることなく、陰蓋が除かれているのを観察された。そのとき舎梨子が「世尊はよく法および弟子衆の戒・不放逸・布施および定を敬重し奉事したまいます」として、世尊に説法することを促した。世尊は比丘や比丘尼が悪を捨てて善を修習するため、戒徳成就、持禁戒、護六根、正念、自心、善知識、戒徳、慚愧、四禪、正念、喜、法味、三定（三解脱門）、三室（天室・梵室・聖室）、智慧（守室人に喩えられた智慧）、四念処、四正断、四如意足、止観、正念、八支聖道、智慧（主兵臣に喩えられた智慧）、智慧（大正殿に喩えられた智慧）、無上智慧、四聖種、正念、無礙定、不動心解脱、観己心という30の徳目を王や大臣が具える徳目に喩えて説かれた。

舎梨子や比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

[2] この經の仏在処は王舎城の竹林迦蘭哆園であり、釈尊はこのとき雨安居を過ぎられたとする。登場人物はサーリプッタである。

釈尊はしばしば王舎城の竹林精舎で雨安居を過ぎられたから、これだけの情報ではこれが何時のことであったか特定できない。ただしこの經では釈尊は布薩の時に自ら從解脱（波羅提木叉）を説かれたとするから、これが説時を推定する重要な鍵となる。

[3] 以下に紹介する文献は、布薩の日にそれまで釈尊が波羅提木叉を説かれていたが、不浄なる者が衆中にいたという事件をきっかけにして、それ以降は布薩の時に釈尊自身は波羅提木叉を説かず、弟子たちが自らともに波羅提木叉を説くように改められたとする。

ここに「不浄なる者」というのは、犯戒したことを自覚していながらそのまま頼破りしている者のことである。「遮説戒韃度」では以下に紹介するように、このときこのような者には説戒を遮すべきであるという規定が作られたことになっている。律の規定では、犯戒したことに気がついたまさにその時に罪を告白すべきことが定められており、布薩は出席者が波羅提木叉の規定にはどのようなものがあるかを確認するとともに、気づかないで犯した罪に気づかせ、直ちに衆中に告白させるためになされる。しかるにすでに罪を犯したことを自覚している者は布薩に出席する資格がないとされたわけである。

これを伝える文献には以下のようなものがあるが、そのときの仏在処には異伝がある。

[3-1] 仏在処を舎衛城の東園鹿子母講堂とするものがあり、これはパーリの伝承である。

AN.008-002-020 (vol.IV p.204、南伝21 p.070) :ある時世尊は舎衛城・東園鹿子母講堂に住された。その日は布薩で世尊は比丘サンガに囲まれていた。そのときアーナンダが初夜と中夜の2度にわたり、世尊に「比丘のために波羅提木叉を説いて下さい (uddisatu bhante bhagavā bhikkhūnaṃ pātimokkhaṃ)」と告げたが、世尊は

黙然とされていた。

後夜に再び告げると、世尊は「この集会は不浄である (aparissuddhā parisā)」と告げられた。そこでマハーモッガッラーナが破戒不浄の比丘を見つけ、その人のところへ行って、「共住してはならぬ」と3度告げて門外に追い出し、世尊に説戒するように促した。そのとき世尊は、「不可思議である。手をとられるまで愚者が衆の中にいた (moghapuriso āgamissati) とは。今より以後、私は布薩を行わず、波羅提木叉を説かない。あなた達が自ら布薩を行い、波羅提木叉を誦しなさい (na dān' āhaṃ bhikkhave ito paraṃ uposathaṃ karissāmi, pātimokkhaṃ uddisissāmi. tumh' eva dāni ito paraṃ uposathaṃ kareyyātha, pātimokkhaṃ uddiseyyātha)。如来が不浄なる衆の中で布薩を行い、波羅提木叉を説くのは正しくない。比丘たちよ、大海には8つの不可思議なる未曾有法 (①段々に深くなり、②水は岸を越えず、③死屍と共住せず、④ガンガーやヤムナーなどの大河も大海に至れば名称なく、⑤増減なく、⑥一味であり、⑦種々の宝あり、⑧魚など種々の衆生の住处であること) があるように、この法律にも8つの不可思議なる未曾有法 (①次第にして証智に達し、②学処を越えず、③破戒不浄の比丘と共住せず、④四姓を捨てて等しく『沙門釈子』と称し、⑤無余涅槃界には増減なく、⑥解脱味という一味となり、⑦三十七菩提分という無数の宝があり、⑧四向四果という種々の善者の住处となる) がある」と説かれた。

Udāna 005-005 (p.051、南伝 23 p.167) : (前経に同じ。ただし最後に次のウダーナが付加されている) 世尊は、「覆われたものには雨降り、覆われないものには雨降らず、それゆえ (罪を) 隠さず顕にせよ。そうすればさらに降ることはない (channam ativassati vivaṭaṃ n' ātivassati, tasmā channaṃ vivaretha, evaṃ taṃ n' ātivassati)」とのウダーナを唱えられた。

『パーリ律』「遮説戒犍度」(Vinaya vol. II p.236、南伝 04 p.353) : 前経 (Udāna 005-005) に同じ。

[3-2] 次は仏在処をアング国のチャンパー・ガッガラー河畔とする。すべて漢訳文献である。すべて大筋では共通しているが、細部に不同があるのでこれも注意しながら紹介する。まずパーリと同様に大海の八未曾有法に関連して説かれるものである。

『中阿含』037「瞻波経」(大正 01 p.478 中、国訳 04 p.181) : 世尊は瞻波に遊行され掲伽池の辺りに住された。その日は月の15日で、世尊は從解脱 (波羅提木叉) を説くために比丘らの前に坐して、禪定に入り他心智で比丘らの心を観察された。初夜に1人の比丘が世尊に「從解脱を説いてください」と願い出たが、世尊は黙然と坐されていた。中夜に願い出ても説かれず、さらに後夜に願い出たとき、世尊は「比丘らの中に不浄の者がいる」と告げられた。このとき比丘サンガのなかに大目乾連もいて、禪定に入って観察してその比丘を見つけだし、「痴人よ、去れ」と追い出した。世尊は「不浄の者に如来が從解脱を説けば、彼の頭は破れて七分する。それ故にあなたたちが從解脱を説け、如来は説かない」と告げられた後、大海には8種の未曾有法があり、私の法律にも8種の未曾有法がある (①大海には水満ちて岸によって流出しないように、我が法律も漸く学び漸く尽す、②大海の潮は時を失しないように、我が法律中に禁戒を設け終に戒を犯さない、③大海は深くまた辺なきが如く、我が法律も

深く辺なし、④海水は鹹く一味であるように、我が法律は無欲を味となす、⑤大海中に珍宝がある如く、我が法律にも三十七道品という珍宝がある、⑥大海中には大神が住む如く、我が法律中に四向四果の大神が住む、⑦大海は清浄にして死屍を受けないように、我が法律も不精進非梵行非沙門を受け入れない、⑧大海は五大河が流れ込んで増減なきが如く、我が法律も四姓種が心解脱して増減がない」と説かれた。大目乾連と比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

法炬訳『恒水經』（大正 01 p.817 上）：ある時世尊は大比丘僧の諸弟子と菩薩とともに恒水に到られた。そのときは15日の説戒日であったので阿難が世尊に戒經を説かれるよう促した。しかし世尊は黙然とされていた。夜半になっても同様に、ついに鶏鳴のころになった。阿難が促すと坐中に仏の戒經を持せざる者がいると言われた。摩訶目乾連が三昧で見つけ座から出した。世尊は大海の譬喩を詳説された後、「自今以後、仏は戒經を説かない、仏の戒經ははなはだ重いゆえ不浄の者に説くと頭が七分する」と説かれた。弟子らは一心に戒法を持し、諸天人民は礼をなして去った。

法炬訳『法海經』（大正 01 p.818 上）：ある時世尊は瞻波国に遊行し漢呿利池に住された。その日は15日で説戒すべき日であったので阿難が説戒されるように促したが世尊は黙然とされていた。鶏鳴のころになって、阿若都盧比丘が促すと、世尊は衆中に不浄なる者がいると言われた。大目健連が心に念じて見つけ衆から出した。世尊は大海は穢屍を受けないと説かれ、「不浄なる者に説けば頭が七分する、これからは自分は説戒をしない。あなたたちが自分で共に説戒しなさい」と命じられた。比丘らは歡喜奉行した。

鳩摩迦伏訳『海八徳經』（大正 01 p.819 上）：ある時世尊は無勝国に遊行され河辺に住された。その日は15日で説戒すべき日であったが、阿難が促しても世尊は黙然とされていた。夜半になって世尊は衆中に穢濁者がいると言われたので、目連が入定して見つけ追い出した。世尊は巨海には八徳があると説かれ、自今以後は私は重戒の經を説かない、互いに戒を説きなさいと命じられた。比丘らは礼をなして去った。

『五分律』「遮布薩法」（大正 22 p.180 下、国訳 14 p.290）：世尊は瞻婆国の恒水の辺りに住された。その日は15日の布薩で、世尊は比丘らに圍繞されて露地に坐し、彼らを觀察して黙然とされていた。初夜をすぎたとき阿難が説戒を願ひ出たが、世尊は黙然とされたままであった。さらに中夜を過ぎても、世尊は阿難の願ひ出に黙然とされたままであった。後夜に再び阿難が世尊に説戒を願ひ出ると、世尊は「サンガが清浄でないときには如来は説戒しない」と告げられた。そこで目連は「このサンガに、誰か清浄でない者がいるのだ」と考え、サンガを觀察して不浄の比丘を見つけ出し、門外に連れ出した。世尊は「愚人が自らの罪を知らずに肘を捉まれ追い出されるとは」と語られた。阿難が世尊に「すでにサンガは清浄となりました」と説戒を願ひ出ると、世尊は阿難に「今より汝らは自ら共に説戒せよ。私は再び比丘のために説戒することはない。もし清浄でない者に説戒するならば、犯戒人の頭は破れて七分するからだ」と告げられた後、大海の八未曾有法に喩えて法・律における八未曾有法を説かれた。

『十誦律』「遮法」（大正 23 p.239 中、国訳 06 p.294）：世尊は瞻波国に住された。その日は15日の布薩で、世尊は比丘らの前で坐し、彼らの心を觀察された後、初夜

に黙然として入定された。ときに一人の比丘が「初夜を過ぎたので、波羅提木叉を説いて下さい」と願い出たが世尊は黙然とされていた。中夜を過ぎても世尊は黙然とされたままであった。後夜を過ぎたとき、比丘らの要請に対して、世尊は「我が集会は不浄である」と告げられた。これを聞いた**目連**が定に入って**不浄の比丘**を見つけ出し、集会から連れ出して門を閉めた後、世尊に「波羅提木叉を説いてください」と願い出た。世尊は目連に「かの痴人は仏や僧を悩ますが故に大重罪を得る。もし不浄のサンガで波羅提木叉を説けば、不浄の人は**頭が破れて七分する**。今より汝ら自ら波羅提木叉を説くべし。仏は汝らのために説かず」と告げられた後、大海に喩えて法と律に関する教えを説かれた。

次に自言治法と関連させて説かれるものである。前者では八功德法も説かれている。

『四分律』「説戒捷度」（大正 22 p.824 上、国訳 03 p.095）：世尊は瞻婆国伽伽河の側に住された。15日の布薩の日に、世尊は初夜・中夜・後夜を過ぎ、**阿難**が請うても戒を説かれなかった。そこで**大目連**が観察して、衆中に**不浄人**がいることを知り、彼を門外に牽きだして戒を説かれることを請うた。世尊は、「そうすべきではない。自言治をなし、自言しなければ治してはならない」と説かれ、さらに「あなた方が自ら羯磨説戒をなしなさい。これが如来の最後の説戒である。海水に八奇特の法があるように、我が法中にも八つの奇特がある」と説かれた。

『四分律』「滅淨捷度」（大正 22 p.914 下、国訳 03 p.386）：そのとき世尊は瞻婆城の伽渠池の辺りに居られた。ときに世尊は満月をむかえた15日の布薩の時、比丘らに圍繞されて露地に坐されていた。初夜を経過したので**阿難**が世尊に説戒を願い出たが、世尊は黙然とされていた。さらに中夜・後夜を過ぎて暁をむかえたので、阿難が世尊に説戒を願い出ると、世尊は「サンガの中に清浄でない者がいる」と告げて、説戒されなかった。これを聞いた**目連**はサンガを観察して、**不浄の比丘**を見つけて門外に連れ出し、追放した後、世尊に説戒を願い出た。世尊は目連に、「そのようにしてはならない。彼に自ら罪を自白させた後で罪を与えよ。自ら罪を自白していないのに罪を与えてはならない」と戒めて自言治滅罪を制せられた。

八功德法の代りに稻田中の草などの譬喩が説かれるものがある。

『中阿含』122「瞻波経」（大正 01 p.610 下、国訳 05 p.166）：世尊は瞻波に遊行され掲伽池の辺りに住された。その日は月の15日で、世尊は從解脱を説くために比丘らの前に坐して、禪定に入り他心智で比丘らの心を観察された。初夜に一人の比丘が世尊に「從解脱を説いてください」と願い出たが、世尊は黙然と坐されていた。中夜に願い出ても説かれず、さらに後夜に願い出たとき、世尊は「比丘らの中に1比丘あり、すでに不浄である」と告げられた。このとき比丘サンガのなかにいた**大目連**が神通力で観察してその比丘を見出し、追い出した。世尊は「もし不浄の者がいる衆中で如来に從解脱を説かせれば、その人の**頭は破れて七分する**。それ故にこれからはあなた方が從解脱を説け、如来は從解脱を説かず」と告げられた後、「よい稻田・麦田に草が生ずれば穢麦と名づけ、穀聚のなかの不成実・糝糠は風で吹き飛ばし、樹木の節をくりぬいて通水槽を作るように、痴人は擯出しなければならぬ」と説かれ、「陰に悪行をなす者は擯棄して、常に和合せよ」との偈を誦された。比丘らは世尊の

所説を歡喜奉行した。

法炬訳『瞻婆比丘經』（大正 01 p.862 中）：ある時世尊は瞻婆の恒伽上の法頼池水上に住された。その日は1日5の説戒の日であったので比丘らが集まっていたが、世尊は比丘が促しても、夜の初分にも夜半にも黙然とされていた。そして明星が出ようとする時に、衆中に不浄なる者がいると言われた。**目乾連**が三昧に入ってこの者を知り、門外に連れ出した。世尊は不浄の者に説戒すれば頭が七分する、これからはあなたたちが互いに説戒しなさいと命じられ、稲田や麦田に悪草が生えるとすべてが駄目になる、これを恐れるのだと偈を唱えられた。比丘らは世尊の所説を歡喜し楽しんだ。

[3-3] 仏在処を舍衛国・祇樹給孤独園とするものもある。

『増一阿含』048-002（大正 02 p.786 上、国訳 10 p.370）：ある時世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は十五日の説戒のため、比丘たちを引き連れて普会講堂に赴かれた。**阿難**は初夜と中夜に、「皆、講堂に集合したので禁戒を説いて下さい」と告げたが、世尊は黙然とされていた。後夜に阿難が三たび告げると、世尊は「集合した中に不浄の者がいるので説戒しない。以後、如来は説戒しない。上座の者または持律の者、戒を誦するに通利の者にそれを許す」と告げられた。阿難は如来の正法の去ること何と早いことかと嘆いた。**大目犍連**は三昧定に入って**馬師**と**満宿**の毀法を觀じ、席から立ち退かせた。そして世尊に「禁戒をお説きください」と懇請したが、世尊は「所説の言に二なし」と拒まれた。そこで阿難が過去仏の説戒について質問すると、世尊は過去6人の仏の因縁を説かれたのち、「我れ釈迦牟尼仏は聖衆1,250人となって12年のうちは、『口意を護りて清浄に、身行も亦た清浄、此の三行跡を浄め、仙人道を修行せよ』との1偈を以て禁戒とした (1) が、犯律の人が生じるに及んでやがて250戒となった。今日より以降、一同に会して説戒をなし、禁戒を受持するように」と指示され、そして「我が滅度の後、法は久しく住するであろう。何故ならば、肉身は滅度を取ろうとも、法身は存在するからである。それ故に阿難よ、この義を建てるべきである」と教誡された。阿難および諸比丘は仏の所説を歡喜奉行した。

[3-4] 以上のようにこの伝承には仏在処についてと、内容のディテールについて若干の異伝がある。

まず仏在処については、舍衛城の東園鹿子母講堂とするのはパーリのみであるに対し、アング国のチャンパー・ガッガラー河畔とするのは『中阿含』『四分律』『五分律』『十誦律』であり、その他にいくつかの単行経があり、複数系統の文献が伝えていることになる。また『増一阿含』は祇樹給孤独園とするが、この経の内容にはおそらく後世の脚色が入っているものと考えられる。したがって仏在処についてはアング国のチャンパー・ガッガラー河畔を採用すべきであろう。

また内容による若干の異伝については、それほど注目する必要もないであろう。ただし大海を譬喩の材料とした八功德法という教えは、舞台設定としてはガンガー河の河畔にあったチャンパーこそがふさわしいというべきで、この点からも仏在処はチャンパーであったというべきであろう。

[4] ところでわれわれは、このアング国のチャンパーで釈尊が雨安居を過ごされたのは釈尊 52 歳＝成道 18 年と釈尊 59 歳＝成道 25 年と釈尊 66 歳＝成道 32 年の 3 回であったと考えている。そしてこのうちの第 2 回目の釈尊 59 歳＝成道 25 年には釈尊はガッガラー池の辺で布薩を行われたと考えているから、まさしく説戒を弟子たちに任せるようなシチュエーションに合致するわけである。これによって説戒を弟子たちに任せるようになったのは、釈尊 59 歳＝成道 25 年であると結論することができる。

[4-1] ところで布薩における説戒を仏弟子たちに委ねたということはどのようなことを意味するのであろうか。

われわれは布薩や雨安居・自恣の制が制定されたのは、十衆白四羯磨具足戒法が制定されて正式なサンガが成立したのとはほぼ同じ時期であったと考えている。すなわち釈尊 46 歳＝成道 12 年である。しかしながら波羅夷罪の第 1 条が制定されたのは釈尊 57 歳＝成道 23 年のことで、したがって布薩の制が制定された時にはまだ比丘の学処すなわち波羅提木叉は制定されていなかった。

しかしながら布薩は波羅提木叉が存在しなければ行えないというものではない。『四分律比丘戒本』⁽¹⁾ や『四分僧戒本』⁽²⁾、『四分比丘尼戒本』⁽³⁾、『根本有部律』⁽⁴⁾ には、「釈迦牟尼仏が正覺して 12 年間はサンガの中に問題がなかったので、善護於口言自淨其志意 身莫作諸惡此三業道淨 能得如是行是大仙人道というのが戒經であったが、これ以後に広く分別して説くようになった」とされている。「善護於口言自淨其志意」云々は、「諸惡莫作 衆善奉行 自淨其意 是諸仏教」という偈に相当する。

この偈は「諸仏通誡偈」とか「七仏通誡偈」と呼ばれているが、それはこのような所以があるからである。*Dhammapada* v.183 の「諸惡莫作 衆善奉行 自淨其意 是諸仏教」を註釈した *Dhammapada-A.* ⁽⁵⁾ に次のようにいう。

諸仏の布薩 (uposatha) には時の違いだけがあって、偈には違いがない。ヴィパッシン仏は 7 年目、7 年目ごとに布薩を行った。シキン仏とヴェッサブー仏はそれぞれ 6 年目ごとに布薩を行った。カクサンダ仏とコーナーガマナ仏とはそれぞれ 1 年ごとに布薩を行った。カッサパ仏は 6 ヶ月ごとに布薩を行った。しかしこれらの諸仏が教誡する偈は同じくこの偈だけである。それが「諸惡莫作 衆善奉行 自淨其意 是諸仏教」という偈である。

と。

(1) 大正 22 p.1022 下

(2) 大正 22 p.1030 下

(3) 大正 22 p.1040 下

(4) 大正 23 p.628 上

(5) 『仏の真理のこぼれ』3 p.338

[4-2] しかし一方では、ヴィパッシン仏やシキン仏、ヴェッサブー仏などの法が久住しなかったのは、これらの仏が学処を制定せず波羅提木叉を誦出しなかったからだとされている。そこでサーリプッタが釈尊に梵行久住のために学処の制定と波羅提木叉の誦出を願い出たが、釈尊は、「舍利弗よ、待て。如来は自らその時を知る。如来はサンガに未だ有漏法が生じない間は学処を制定せず、波羅提木叉を誦出しない。サンガがいまだ経験ある者によつ

て最大とならないときはサンガに何らの有漏法も起こらないであろう。しかしサンガに経験ある者が最大となるときにはサンガに何らかの有漏法が起こるのである。……」としてそのときには波羅提木叉を誦出されなかった、とされている。この辺の経緯については【論文25】「サンガと律蔵諸規定の形成過程」の【1】律蔵の体系（森章司 「モノグラフ」第18号 2013年11月）⁽¹⁾に詳しく記しておいた。しかしそれからほどなくして制定されたのが波羅夷罪第1条の不浄罪であって、その制定年が釈尊57歳＝成道23年ということになる。すなわち波羅提木叉の最初の条文が成立したのはこの年ということになる。

そして布薩において釈尊自身が説戒することをやめられ、これを弟子に委ねられたのが釈尊59歳＝成道25年であったとすると、それからわずかに2年しか経過していなかったということになる。これではあまりに早すぎるという感なきにしもあらずであるが、釈尊自身が説戒をやめられた理由は、多くの文献が語るように、もし釈尊が説戒されるその衆中に不浄者が含まれているとその者の頭が破れて七分するからということであり、一方衆の中に有漏法が生じたからこそ波羅提木叉がはじめて制定されたのであるから、衆の中に不浄者が紛れ込む可能性のある時機はそれほど隔たっていなかったと考えるべきであろう。

(1) p.012以下

[5] 以上のように布薩において釈尊が説戒されなくなったのは釈尊59歳＝成道25年のことであったとするのは理に合っているというべきであろう。またおそらくそれは釈尊がアング国のチャンパーで雨安居を過ごされたその雨安居中のことであったであろう。

しかしもしパーリの伝承を尊重して、この時の仏在処を東園鹿子母講堂とすると、われわれは鹿子母講堂が建設され、それが釈尊教団に寄進されたのは釈尊の晩年に属する釈尊68歳＝成道34年の雨安居前のことであったと考えているから、これでは遮説戒の規定が作られた年代としては遅すぎるとせざるをえない。罪を犯したことを自覚しながら布薩に出席するという不届き者は、波羅提木叉が制定されてからすぐに現れているはずであるからである。そして本節の主題とする『中阿含』069「三十喻經」ではいまだ釈尊自身が波羅提木叉を誦しておられるのであるから、この経の説時はこれ以前ということになる。

ところでこの経の仏在処は王舎城の竹林迦蘭哆園であり、この時世尊は夏安居を過ごされたとされている。とするとこの経の説時は釈尊59歳＝成道25年以前であって、釈尊が王舎城において雨安居過ごされた年ということになる。正式なサンガが形成された釈尊46歳＝成道12年の雨安居以降、釈尊59歳＝成道25年に至るまでに、釈尊は何度も王舎城で雨安居を過ごされた。具体的にいえば、われわれはそれは釈尊47歳＝成道13年、50歳＝16年、54歳＝20年であったと考えている。そしてこの経の説時がこのうちのどの年であったかということであるが、この経からは布薩がサンガの行事として定着しているという印象を受けるから、その最後の釈尊54歳＝成道20年の雨安居中ということにしておきたい。

[038] 『中阿含』073「天経」（大正01 p.539中、国訳04 p.362）
AN.008-007-064 (vol.IV p.302、南伝21 p.240)

[1] これらの聖典の概要は次のとおり。

『中阿含』073「天経」：あるとき世尊は枝提瘦 (Ceti) の水渚林に住された。そのとき世尊は比丘らに、「私が未だ無上正真道を覚るを得なかったときにこのような思いが生じた。‘不放逸専精に修したので、①私は光明を生じて形色を見たが天と共に集会して問答していない、②天と共に集会して問答したが天の姓・字・生を知らない、③天の姓・字・生を知ったが天の飲食の苦・楽を知らない、④天の飲食の苦・楽を知ったが天の寿量・命終時を知らない、⑤天の寿量・命終時を知ったが天の作業によって生死するを知らない、⑥天の作業によって生死するを知ったが天の出处を知らない、⑦天の出处を知ったが自ら天中に生じるか生じないかを知らない、⑧私はこれらを得たが、しかし無上正真道を得ていないので天・魔・梵・沙門・梵志を出過することを得ず、解脱することを得ず、生すでに尽き、梵行立ち、さらに後有を受けずと知らない。これらの八行を得たら一向に説得するであろう’」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.008-007-064：ある時世尊はガヤーのガヤーシーサ (Gayāyaṃ Gayāsisa)に住された。そのとき世尊は比丘らに、「私が未だ無上正等覚を得ない菩薩であったときに、光明を解したけれどもいまだ色を見なかった。そのとき私に次のような思いが生じた。不放逸専精に修したので、①光明を解し色を見たが天と共に集会して問答していない、②天と共に集会して問答したが諸天がどの天衆に属しているかを知らない。③諸天がどの天衆に属しているかを知ったがどのような異熟によってここに没して彼処に生じるのか知らない、④どのような異熟によってここに没して彼処に生じるのか知ったが諸天の食や楽苦を知らない、⑤諸天の食や楽苦を知ったが諸天の長寿がどれくらいなのか知らない、⑥諸天の長寿がどれくらいなのか知ったが諸天と相共に共住していない、⑦諸天と相共に共住したが諸天を知らない、そして⑧諸天を知った。私はこのような八転の依天智見 (aṭṭha-parivaṭṭa adhideva-nāṇa-dassana) が悉く清浄とならないので『無上正等覚を現等覚した』とは称しなかった。しかし比丘らよ、これらが悉く清浄となったが故に、私は天・魔・梵天・沙門・婆羅門・人・天の衆生界において無上正等覚を現等覚した、心解脱しさらに後有を受けずと称したのである」と説かれた。

[2] この経の仏在処を漢訳はチーティ国とし、パーリはガヤーのガヤーシーサとする。固有名詞を有する人物は登場しない。

[2-1] 漢訳のいうチーティ国は16大国の1つで、コーサンビーを首都とするヴァンサ国の西隣にあった国である。釈尊はチーティ国において雨安居を過ごされたことはないが、ここを仏在処とする経には他に次のようなものがある。

『雜阿含』035 (大正02 p.008上、国訳01 p.054)：あるとき世尊は支提の竹林精

舎に住された。そのとき阿那律、難陀、金毘羅という3人がいて、彼らは出家して間もない頃であった。世尊は彼らに「色乃至識が無常であり、変異の法である」と説かれた。

『雑阿含』082（大正02 p.021上、国訳01 p.048）：あるとき世尊は支提の竹林精舎に住された。そのとき世尊は比丘らに「色乃至識において無常、苦を見る」と、五蘊無我の教えを説かれた。

このうち『雑阿含』035はそこに阿那律、難陀、金毘羅という3人がいて、彼らは出家して間もないころであったとしている。実はこのような状況を記す経は他にもあり、それは『中阿含』077「娑鷄帝三族姓子経」である。しかしこの経の仏在処は沙祇（Sāketa）の青林（Palāsavana）であって、この方を信頼すべきであろう。そしてこの説時は【研究ノート16】の【031】MN.031 *Cūlagosiṅga-s.*（牛角林小経）の説時を考察したところで、釈尊が初めてコーサラ国に足を踏み入れられた釈尊48歳＝成道14年ころとしてある。

この他にサーガタにちなんで飲酒が禁じられた縁を語る「律蔵」資料がある。その資料については【論文19】「コーサンビーの仏教」（森章司、本澤綱夫「モノグラフ」第14号2009年5月）において紹介済みであり(2)、この年度をわれわれは釈尊60歳＝成道26年の雨安居前のことであったと考えている。その後釈尊はコーサンビーに行かれ、そこでコーサンビーでの第2回目の雨安居を過ごされた。

(1) 大正01 p.544中、国訳04 p.376

(2) p.220以下

[2-2] パーリが仏在処とするガヤーのガヤーシーサは、釈尊が成道直後にウルヴェーラーにおいて3迦葉とその仲間たちを教化した後、ウルヴェーラーという小さな村では大勢の出家修行者をまかないきれないので、彼らを引連れて大都市ガヤーの近郊にあったガヤーシーサに移られたというその場所である。釈尊はこのとき、地方に布教に出した弟子たちが釈尊の弟子になりたいという希望者を引き連れて帰るのを待ちながら、新参弟子たちの教化に専念された。われわれはこれを釈尊38歳＝成道4年の雨期の時期から43歳＝成道9年の雨期の時期までの6年間であったと考えている。その他に釈尊がガヤーシーサにおいて雨安居を過ごされたことはない。

[3] 上記のように仏在処を漢訳はチーティ国とし、パーリはガヤーのガヤーシーサとするわけであるが、そのどちらを採用すべきかという決め手はない。しかしこの経の内容はいまだ菩薩であった時のことが細部にわたって回想され、八行＝八転の依天智見を得るまでは天・魔・梵・沙門・梵志を超えるものとはならなかったが、これを得たために無常正等覚を得たというのであるから、成道から間がなかったことを推測させる。とするならばまさにガヤーシーサはそれにぴったりの場所ということができるであろう。

ただし前述のように釈尊はここに6年間もの間留まれたから、そのうちの何年であったかは特定できない。恣意的ではあるがこの経の説時はその最初の年の釈尊38歳＝成道4年の雨安居中としておきたい。

[039] 『中阿含』090「知法経」（大正01 p.572下、国訳05 p.050）
AN.010-009-085 (vol.V p.157、南伝22下 p.060)

[1] これらの経の概要

『中阿含』090「知法経」：[釈尊は登場しない] あるとき世尊は拘舍弥の瞿師羅園に住された。そのとき**尊者周那**が比丘らに、「自分で私は諸法を知って悪欲悪見がないと説いていても、心に悪欲悪見を生ずるものは、心が悪見法に向い無余涅槃しない。あたかも裕福でない人が裕福であると言っているようなものである。しかし自ら私は諸法を知って悪欲悪見がないと説いて、しかも心に悪欲悪見を生じないものは無余涅槃する。あたかも大いに裕福な人であっても自ら裕福ではないと言うようなものである」と説いた。比丘らは尊者周那の所説を歡喜奉行した。

AN.010-009-085：[仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるとき尊者**マハーチュンダ** (Mahācunda) はチエーティのサハジャーティ (Cetisu Sahajāti) に住していた。そのとき彼は比丘らに、「ある比丘が証得を誇り奢って、自分は九次第定（四禪、四無色定、相受滅）に入出すると説いても、如来あるいは如来の弟子に審問されるとぼろを出して非難される。例えば自分には財があると誇っても、財を求められると財がないのが露見して非難されるようなものである。このような者には十法（①破戒、②無信、③少聞、④悪語、⑤悪友、⑥懈怠、⑦失念、⑧欺瞞、⑨難満、⑩劣慧）がある。このような十法を捨てなければ法と律において増長することはない、これを捨ててこそ増長がある」と説いた。

[2] 『中阿含』には仏在処として拘舍弥の瞿師羅園が記されるが、本文中に釈尊は登場しない。これに対してAN.には仏在処も記されず、釈尊も登場しない。

この経の主人公はマハーチュンダ（尊者周那）である。このマハーチュンダの住処は『中阿含』にしたがえば拘舍弥の瞿師羅園ということになるが、AN.にしたがえばチエーティのサハジャーティ (Cetisu Sahajāti) である。チエーティ国はコーサンビーを首都とするヴァンサ国の西隣にあった国で、コーサンビー文化圏に属するといつてよいであろう。

マハーチュンダはコーサンビーのゴーシタ園の造園に携わったとされ、コーサンビーと縁が深かったことは、【研究ノート16】の【008】MN.008 *Sallekha-s.* (削減経) の説時推定の [3-2] に記したところである。

[2-1] マハーチュンダが登場し、チエーティのサハジャーティを住処とする経には他に、AN.006-005-046 (vol.III p.355、南伝20 p.103)：[釈尊は登場しない] **マハーチュンダ**はチエーティ (Ceti) のサハジャーティ (Sahajāti) に住していた。マハーチュンダは比丘らに、「ここに法相應比丘 (dhammayoga bhikkhu) たちと禪定比丘 (jhāyin bhikkhu) たちがいて、互いに相手を批判し、自分たちのみを稱讚して相手を稱讚しないのでは、お互いに喜ばず多くの人々の利益とならない。法と相應しつつあるときには禪定にある比丘を稱讚し、禪定にありつつあるときには法と相應する比丘を稱讚すべきである」と説いた。

AN.010-003-024 (vol.V p.041、南伝 22 上 p.264) : [釈尊は登場しない] マハー
チュンダはチェーティのサハジャーティに住していた。マハーチュンダは比丘たちに
貪、瞋、痴、忿、恨、覆、惱、慳、悪嫉、悪欲について説いた。

がある。これらにも仏在処は記されず、釈尊も登場しない。

[2-2] これらの経の主人公であるマハーチュンダは、先に紹介した【008】MN.008
Sallekha-s. (削減経) の説時推定の [3-1] に記したように、釈尊が入滅された時の四大長
老の 1 人に数えられ、第 1 結集のメンバーであったともされている。釈尊入滅直後の釈尊教
団の大立者の 1 人であったわけである。

[2-3] ところで本節に取り上げた経には、仏在処が記される『中阿含』を含めて釈尊が
登場しない。『中阿含』に仏在処が記されるのは、【資料集 8】「パーリ『経蔵』の六事と
仏在処一覧」(森章司、金子芳夫 「モノグラフ」第 21 号 2017 年 4 月) の【9】「後書
きに代えて」に記したように、漢訳阿含経に見られる形式化の現れであろうと考えられる。
このように考えてこれらの経は釈尊入滅後の経とする。

【040】 『中阿含』 092 「青白蓮華喩経」（大正 01 p.574 下、国訳 05 p.055）

[1] この経の概要

あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「①身に従って滅し、口に従って滅せざる法がある。不善の身行を捨て、善の身行を修習することによって滅する。②口に従って滅し、身に従って滅せざる法がある。不善の口行を捨て、善の口行を修習することによって滅する。③身と口に従って滅せず、ただ慧見を以て滅する法がある。増伺、諍訟、恚、恨、瞋、纏、不語、結、慳、嫉、欺誑、諛諂、無慚、無愧、悪欲、悪見はただ慧見に従って滅する。身と戒と心と慧を修せばこれらは滅する。あたかも蓮華の水に生じ水に長じて、水の上に出て著せざるが如し。そのように如来は世間に生じ世間に長ずるも、世間の法に著せず」と説かれた。このとき阿難が「この教えを何と名づけるか」と尋ねると、世尊は「この経は青白蓮華喩と名づける。よく受持し誦せよ」と説かれた。阿難および比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

[2] この経には対応経がない。この経の仏在処は祇樹給孤独園であり、固有名詞を有する登場人物は阿難のみである。これでは説時を特定する材料とはならない。阿難が秘書室長に任命された釈尊 54 歳＝成道 20 年の雨安居以降とするほかない。

[041] 『中阿含』094「黒比丘經」（大正01 p.576上、国訳05 p.059）

[1] この經の概要

あるとき世尊は舎衛国の東園鹿母堂に住された。そのとき鬪諍を喜んでゐる鹿母の子である黒比丘が世尊のもとにやって来たので、世尊は黒比丘にちなんで比丘らに、「①鬪諍を喜び、②悪欲であり、③犯戒し、④瞋纏などがあり、⑤同梵行者を經勞せず、⑥諸法を觀ぜず、⑦宴坐をしない者は、涅槃を得ることができない。悪馬が櫪（厩の床下にわたす横木）につながれ、櫪に養われるようなもので、自由自在にならず、同梵行人に恭敬されない。反対に、①鬪諍を喜ばず、②悪欲を止め、③犯戒せず、④瞋纏などがなく、⑤同梵行者を經勞し、⑥諸法を觀じ、⑦宴坐を成就する者は、涅槃に至り、同梵行者の恭敬礼事が得られる」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

[2] この經の仏在処は東園鹿子母講堂で、登場人物ではないが、この經が説かれるきっかけになった人物はヴィサーカー・ミガーラマター（鹿子の母）の子とされる黒比丘である。

[2-1] 黒はパーリ語（サンスクリット語）で‘kāla’であるから、「伽羅比丘」「迦留比丘」と漢訳されている者もこれに相当するものと考えられる。

「黒比丘」ないしは「伽羅比丘」が登場する他の經には次のものがある。このうちのいくつかの文献は、「黒比丘」ないしは「伽羅比丘」は鹿子長者の子としている。ミガーラマターは「鹿子の母」という意味であるが、これは鹿子長者の母という意味ではなく、鹿子長者がその妻を母のように尊敬したからである。なおその息子もミガーラと名づけられたというから、この子にとっては文字通り「ミガーラの母」である⁽¹⁾。

『四分律』「僧残005」（大正22 p.582下、国訳01 p.062）：世尊は羅閱祇の耆闍崛山に住された。そのとき迦羅という比丘はもと王の大臣であつたのでよく俗法を知つており、そこで居士たちの結婚の仲介をしていた。心になつた者は彼の仲介を喜んで彼や比丘らに供養し、かなわない者は苦しみ供養しなかつた。これを聞いた少欲知足の比丘は迦羅を呵責した上で世尊に告げた。世尊は「結婚の仲介をしてはならない。仲介すれば僧伽婆尸沙である」と「媒人戒」を制せられた。

『五分律』「僧残005」（大正22 p.012上、国訳13 p.063）：世尊は舎衛城に住された。そのとき迦留という長者がいて聰明利根であり人びとの疑問をよく解決してゐた。また婚姻の世話もしていた。ところがうまく解決した者は彼を讃え、うまくいかなかった者は悪く言った。彼は後に出家しても日々に来訪者が益し、波斯匿王も国事を相談していた。このとき寡婦に娘がいて求婚者が多数いたが彼女は諾わなかつた。資産家の婆羅門もその娘をわが子の嫁にと考えたが断られた。そこで婆羅門は彼女の家に入りする迦留に仲介を依頼した。彼は寡婦を言い含めて結婚を成立させたが、娘は嫁ぎ先で苦勞したため「実家に帰りたい」と使いを出した。寡婦が迦留に相談すると、迦留は「娘に福がないからだ。そのような世事に關れない」と断つた。こ

れに怒った寡婦は人びとに言いふらしたので、人びとの中に沙門釈子の悪評が広まった。これを聞いた比丘が世尊に告げると、世尊は比丘僧を集め、彼を呵責されたのち、「媒法を行えば僧伽婆尸沙である」と「媒人戒」（初制）を制せられた。

『十誦律』「僧残 005」（大正 23 p.018 上、国訳 05 p.064）：世尊は舎衛国に住された。鹿子長者の子である迦羅は聡明利根にして男女の媒介をしていた。その後彼は出家して比丘となったが、しばしば檀越の家に入り出ては、男女の媒介をしていた。これを聞いた少欲知足の比丘が、「なぜ比丘でありながら媒人をするのか」と非難し、世尊に告げた。世尊は「媒嫁の法を行えば僧伽婆尸沙である」と「媒人戒」を制せられた。

『僧祇律』「僧残 005」[1/2]（大正 22 p.271 上、国訳 08 p.190）：世尊は舎衛城に住された。そのとき迦羅と名づける長老比丘があり、城内で乞食中にある檀越の家を訪れると、その家の母親が「息子の嫁にしようとした娘がいるが、その母親が『婿になるなら』と反対している」と話すと、彼は相手の家へ押し掛け、両家の結婚話をまとめた。ところが娘が嫁ぎ先で家事に疲れて起きられなくなると、迦羅は両家から怒りを買うことになった。これを聞いた比丘らが世尊に報告した。世尊は彼を呵責されたのち、舎衛城に依止する比丘らを集め、「意向を受けて男女を和合させるようなことをすれば僧伽婆尸沙」と「媒人戒」（初制）を制せられた。

『僧祇律』「僧残 005」[2/2]（大正 22 p.275 中、国訳 08 p.206）：世尊は舎衛城に住された。そのとき 2 人の摩訶羅比丘があり、1 人は妻と男児を捨て、もう 1 人は妻と女児を捨てて出家し、各々人間を遊行して舎衛城に戻り、同じ房に住した。2 人とも自分の家を訪れて、もとの妻に罵られて悲嘆にくれていたが、一方の摩訶羅の発案でお互いの子どもを結婚させることにした。これを聞いた比丘らが世尊に告げた。世尊は比丘らに二摩訶羅比丘本生譚を説かれたのち、「女性を和合させれば僧伽婆尸沙。黄門を和合させれば偷蘭遮。男子と畜生を和合させれば越毘尼。緊那羅女及び獼猴女を和合させれば偷蘭遮」と「媒人戒」（第二制）を制せられた。

『根本有部律』「僧伽伐尸沙 005」（大正 23 p.685 下、国訳 19 p.232）：世尊は室羅伐城の逝多林給孤独園に住された。そのとき城内に黒鹿子と名づける長者の子がいて深く三宝に帰依して五戒を守り、よく婚姻の仲介をしていた。彼は後に出家してもそれを続けた。そこで城内において美・悪の声が俱時に起こった。しかしこのときには未だ学処が制定されなかった。

その後六衆苾芻が媒嫁を行じたので、世尊は媒嫁事をなせば僧伽伐尸沙であると「媒嫁戒」（初制）を制せられた。

『四分律』「単提 038」（大正 22 p.662 下、国訳 01 p.320）：世尊は羅閱祇の耆闍崛山に住された。そのとき尊者迦羅は常に坐禅思惟していたが、そのころ羅閱祇では乞食がしやすかったため、日々乞食に入るのは面倒だと食料を貯蔵して食した。比丘らは食事時に迦羅を見なかったのが心配した。少欲知足の比丘がこれを知って彼を呵責した後、世尊に告げた。世尊は「宿食を残して食すれば波逸提である」と「食残宿戒」を制せられた。

『根本有部律』「波逸底迦 038」（大正 23 p.824 下、国訳 21 p.052）：世尊は室羅伐城の逝多林給孤独園に住された。そのとき具寿哥羅は諸根を護り、よく念住に住していたが、村で乞食して湿飯は当日に食し、乾飯はこれを瓮（口の広いかめ）に貯蔵していた。ときに世尊が阿難と共に房舎を見回れたとき、乾飯がさらしてあるのを見て阿難陀に、「これは誰の住処か」と尋ねられた。世尊は、「曾触食（かつて触れた食の意で、残宿食のこと）を食すれば波逸底迦である」と「食曾触食学処」を制せられた。

- (1) 【資料集7】「*Visākhā Migāramātā* 関係資料」（「モノグラフ」第12号 2007年4月）
p.145 参照

なお僧残 005 条の『四分律』『五分律』『十誦律』『僧祇律』『根本有部律』の制定因縁には上記のように等しく黒比丘（迦羅比丘、迦留比丘）が登場するが、しかし *Vinaya* の制定因縁の主人公はウダーインである。したがって *Vinaya* の方が誤伝であり、他の漢訳律の方が正しいというべきであろう。

ちなみに *Vinaya* は次のようにいう。

Vinaya Saṃghādisesa (僧残) 005 (vol. III p.135、南伝 01 p.227) : そのとき世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。このとき長老ウダーイン (Udāyin) は舍衛城に多数の檀越を有し、家々を往来しては未婚の子どもがいると結婚の世話をしていた。ところが結婚したある村の寡婦の一人娘と邪命外道の弟子とが別れてしまった。これを聞いた世尊は彼を呵責されたのち、「仲介をすれば僧残である」と定められた。

あるとき多数の賭博者が園中に遊女を呼ぼうとしたが、遊女は理由をつけて来なかった。彼らはウダーインに「遊女が来てくれるように」と仲介を頼んだ。彼は遊女のもとに行って園に行くように勧めた。これを知った少欲なる比丘たちが彼を非難し、世尊に告げた。世尊は「仲介を行えば、たとえ一時的な関係者ともであろうとも僧残である」と「媒人戒」を制された。

[2-2] 以上の黒比丘ないしは迦羅比丘、迦留比丘が登場する文献の仏在処は『四分律』を除くとすべて舍衛城である。本節の主題とする『中阿含』094 も舍衛城であるから、黒比丘（迦羅比丘）の主な活動地は舍衛城と考えてよいであろう。多くの文献がいうように、この比丘は鹿子長者ないしは鹿子母の子であるとしてよからうから、『四分律』がいう王舎城はむしろ奇異に感じる。

また本節の主題とする『中阿含』094 はその仏在処を東園鹿子母講堂とするのであるが、上述した「律蔵」資料では具体的な精舎名を挙げるものは祇樹給孤独園とする。東園鹿子母講堂と祇樹給孤独園は同じ舍衛城にあり、距離的にも近いところにあるから、釈尊や比丘らはこの両園をたえず往き来していたであろう。したがって園の名が異なることを問題とする必要はなかろう。

なお黒比丘（迦羅比丘）を『中阿含』094 は「鬪諍を喜んでいる」とする。しかし「律蔵」文献では、僧残罪の「媒嫁戒」の制定因縁となり、波逸提罪の「食残食戒」の制定因縁となったとはいうものの、『四分律』「单提 038」は「常に坐禅思惟していた」とし、『根本有部律』「波逸底迦 038」は諸根を護り、よく念住に住していた」とするし、その在家時代のことであるが『五分律』「僧残 005」は「聡明利根であり人びとの疑問をよく解決していた」

とし、『根本有部律』「僧伽伐尸沙 005」は「深く三宝に帰依して五戒を守っていた」とし、『十誦律』「僧残 005」は「聡明利根であった」とする。したがって本節の主題とする経のようにけっして悪印象を持っていなかったとってよいであろう。戒条制定の因縁になったのは、好意ないしは思慮不足という程度のものであったと理解してよいであろう。

ということで『中阿含』のいう黒比丘と、律蔵文献のいう黒比丘の印象が違いすぎるが、しかし両者とも賞讃されるべき比丘ではないという点では共通するので、これには拘泥しないこととしたい。

[3] ところで黒比丘は『四分律』によれば元は王の大臣であったとされ、『五分律』には波斯匿王がよく国事を相談していたとされている。また在家時代から結婚の媒介をしていたとされるから、黒比丘は青年時代に出家したのではなく壮年になってから比丘となったのであろう。

また律蔵文献での黒比丘は必ずしも印象が悪くないのは、母親の威名に比丘らが影響されていた結果かもしれない。そういう意味では以上に紹介した経・律の説時は東園鹿子母講堂が寄進された釈尊 68 歳＝成道 34 年以降ではないであろうか。その 5 年後と見当をつけて、これらの説時・制定時は釈尊 73 歳＝成道 39 年の雨安居中としておきたい。

【042】 『中阿含』 095 「住法経」 (大正 01 p.577 中、国訳 05 p.063)
AN.010-006-053 (vol.V p.096、南伝 22 上 p.336)

[1] これらの経の概要

『中阿含』 095 「住法経」 : あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「篤く禁戒を信じ、博聞、布施、智慧、弁才、阿含の所得が有っても、①この法において退善法にある者、②この法において住善法にある者、③この法において増善法にある者がある。比丘は増伺(貪欲)、瞋恚心、睡眠纏、調貢高、疑惑、身諍、穢汚心、不信、懈怠があるかどうかを観察し、もしあれば人が火のために頭が焼け衣が焼けそうになれば、急に方便して頭を救い衣を救わなければならないようにこの悪不善の法を消滅させようと精勤し、もしなかったとしても急に方便して頭を救い衣を救わなければならないように、この善法にとどまろうと精勤すべきである」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.010-006-053: [仏在処不記載] 世尊は比丘らに次のように説かれた。私は善法に止住するのを讃嘆しない。いわんや衰退をや。善法において増長するのを讃嘆する。そのためには明鏡によって自分の面相を観察し、もし汚れがあればその汚れを取り去り、汚れがなければ満足するように、自分の心を観察しなければならない。たとえば衣が燃え頭が燃えている時には、火を消すために最上の努力をするように、不善法を断じ善法を起こすために最上の努力をせよ、と。

[2] この経には固有名詞を有する人物は登場しない。ANは仏在処を記さないが、この一連の経の最初である AN.010-006-051 はその仏在処を舍衛城の祇樹給孤独園とするから、それが省略されているものと考えられる。したがってこの経の仏在処は舍衛城の祇樹給孤独園とみなす。といってもそれ以上の情報はないから、この経の説時は祇樹給孤独園が釈尊教団に寄進された釈尊 48 歳=成道 14 年の雨安居前以降とするしかない。

なお次節以下の『中阿含』 096、109、110 はこの関連経である。

【043】 『中阿含』 096 「無経」 （大正 01 p.577 下、国訳 05 p.064）
AN.010-006-055 (vol.V p.102、南伝 22 上 p.345)

[1] これらの経の概要

『中阿含』 096 「無経」： [釈尊は登場しない] あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき舎梨子は比丘らに次のように説いた。「比丘らよ、比丘・比丘尼にして未聞の法を聞かず、已聞の法を忘失する。これを浄法衰退するという。また比丘・比丘尼にして未聞の法を聞き、已聞の法を忘失せず。これを浄法増すという。比丘らよ、まさにこのような観をなすべし」として、前経（『中阿含』 095 「住法経」）に世尊が説かれた教えを説いた。比丘らは舎梨子の教えを歡喜奉行した。

AN.010-006-055： [仏在処不記載、釈尊も登場しない] そのときサーリプッタは次のように説いた。「比丘にして未聞の法を聞かず、已聞の法を忘失する。これを世尊は衰退法の人であると説かれた。比丘にして未聞の法を聞き、已聞の法を忘失せず。これを世尊は不衰退法の人であると説かれた。以下、AN.010-006-053 に同じ。

[2] この経の説主はサーリプッタであるが、内容は『中阿含』 095 「住法経」 = AN.010-006-053 と等しい。釈尊は登場しないが、釈尊の在世中に入滅したはずのサーリプッタが登場するから、滅後の経ではない。この説時は釈尊 48 歳 = 成道 14 年の雨安居前からサーリプッタが入滅した釈尊 77 歳 = 成道 43 年ころまでということになる。

- [044] 『中阿含』109「自観心経」（上）（大正01 p.598中、国訳05 p.128）
AN.010-006-054（vol.V p.098、南伝22上 p.339）
『中阿含』110「自観心経」（下）（大正01 p.598下、国訳05 p.130）
AN.010-006-051（vol.V p.092、南伝22上 p.331）

[1] ここでは上記の経を同時に扱う。これらの経の概要は以下のとおりである。

『中阿含』109「自観心経」（上）：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「他心を観ずることができなければ自ら己心を観ずべきであり、このように学びなさい。①内止を得るが最上慧観法は得ていない者は最上慧観法を求め、②最上慧観法を得ているが内止を得ていない者は内心を求め、③内心も最上慧観法も得ていない者は、火のために頭を焼き、衣を焼く人が頭を救い衣を救うように、速やかに方便を求めて精勤し、正念正智にして忍んで退かないようにし、④内心も最上慧観法も得ている者は、漏尽と智通と作証を求めるべきである」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.010-006-054：[仏在処不記載] 世尊は比丘らに次のように説かれた。明鏡によって自分の面相を観察し、もし汚れがあればその汚れを取り去り、汚れがなければ満足するように、自分の心を観察しなければならない。たとえば衣が燃え、頭が燃えている時には、火を消すために最上の努力をするように、不善法を断じ、善法を起こすために最上の努力をせよ。衣・食・坐臥具・村落・国土・人に2種がある。親近すれば不善法が増し善法が損滅するものと、親近すれば不善法が損滅し善法が増すものである、と。

『中阿含』110「自観心経」（下）：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「他心を観ずることができなければ自ら己心を観ずべし。若し、増伺（貪欲）、瞋恚心、睡眠纏、調貢高、疑惑、身諍、穢汚心、不信、懈怠、無念、無定を行ずると知るならば、火のために頭を焼き衣を焼く人が、頭を救い衣を救うように、速やかに方便を求めて精勤し、正念正智にして、忍んで退かないようにすべきである。若し、無増伺、乃至有定を行ずると知るならば、漏尽と智通と作証を求めるべきである」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.010-006-051：あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「他心において善能でなければ己心において善能になりなさい。喩えば、おしゃれを好む男女が鏡を見て、顔に汚れがあればその汚れを落すために精進努力するように、①貪欲があるか無貪欲か、②瞋心があるか無瞋心か、③昏眠があるか昏眠を離れているか、④掉挙があるか無掉挙か、⑤疑惑があるか疑惑を超えているか、⑥忿があるか無忿か、⑦染汚心があるか不染汚心か、⑧躁暴身があるか非躁暴身か、⑨勤精進しているかしていないか、⑩定を得ているか得ていないかをよく知って、善法に安住し、諸漏を尽そうと精進に努めるべきである」と説かれた。

[2] 『中阿含』は仏在処を舎衛城の祇樹給孤独園と明示している。パーリも一連の経の

最初は仏在処を舍衛城の祇樹給孤独園とし、それに続く経には明示しないがこれが省略されたものと考えられる。またこれらには固有名詞を有する人物は登場しない。

したがってこれらの経の説時も祇樹給孤独園が釈尊教団に寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前以降とするしかない。

【045】『中阿含』112「阿奴波経」（大正01 p.600 中、国訳05 p.135）

竺曇無蘭訳『阿耨風経』（大正01 p.853 下）

AN.006-062 (vol.III p.402、南伝20 p.162)

[1] これらの経の概要は以下のとおり。

『中阿含』112「阿奴波経」：あるとき世尊は跋耆瘦の阿奴夷という跋耆族の都邑に住された。そのとき世尊は晡時に宴坐より起って、阿難を連れて阿夷羅憇帝河へ行って沐浴された。沐浴の後、世尊は阿難に、「かつて私は『提憇達哆は放逸であるが故に地獄に墮して1劫の間救済されない』と記説したのを聞いたことがあるか」と尋ねられた。阿難が「聞きました」と答えると、世尊は「1毛ばかりの善行でもあれば、決してそのような記説はしなかったであろう」と告げられた。阿難は涙を流して、如来大人の根智分別を説きたまえと願った。世尊は根智を分別して三種の人（清浄の法を得る者、衰退の法を得る者、命終後に地獄に墮ちる者）と三種の人（衰退の法を得る者、清浄の法を得る者、現世で般涅槃する者）を説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

竺曇無蘭訳『阿耨風経』：ある時世尊は跋耆城の阿耨風に住された。そのとき世尊は阿難を連れて阿夷陀婆池に至られ、いっしょに澡浴された。そのとき世尊は「私が放逸者である憍婆達兜は地獄に墮ちて1劫の間救うことができないと記説した理由を知っているか。それは1毛ばかりも白法がなかったからである」と説かれた。そのとき阿難は大人根相を分別してほしいと願った。世尊は3種人（有清浄法・有滅法・身壞墮惡趣泥犁法の3種人と有滅法・有清浄法・見法應般涅槃の3種人）を説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.006-062：あるとき世尊は大比丘サンガと共にコーサラ国を遊行してダンダカッパカ (Dandakappaka) というコーサラの町に入り、道を外れた一樹下に設えた席に座られた。そのときアーナンダは多数の比丘たちと共にアチラヴァティー河 (Aciravati nadi) で沐浴した身体を乾かしていた。そこへ一人の比丘が近づいて来て、「世尊がデーヴァダッタは悪処に墮ちて1劫のあいだ救うことができないと記別されたのは、ご自身の存念によられたのか、あるいは天神が告げたものか」と質問した。阿難は世尊のところに行って、これを尋ねた。世尊は「その比丘は新学か無知なる長老であろう。なぜなら一向に記説したについては2意のあるはずはないからである。提婆達多に毛の先端ほどの白法でも見たならば、そのような記別はしなかった」と答えられたのち、3種の補特伽羅（不退法・退法・地獄に墮ちるの3種と不退法・退法・般涅槃法の3種）について説かれた。

[2] この経の仏在処を『中阿含』は「跋耆瘦の阿奴夷」とし、『阿耨風経』は「跋耆城の阿耨風」とするが、AN.006-062はコーサラ国のダンダカッパカとする。そしてこれらは釈尊とアーナンダ（パーリはアーナンダだけ）が「阿夷羅憇帝河」「阿夷陀婆池」「アチラヴァティー (Aciravati) 河」に沐浴に行ったとする。

アチラヴァティ河はヒマラヤ山脈から舎衛城とカピラバットウの間を通過してマッラ国に流れ、サラブー (Sarabhū 現在のガーガラ) 河に合流する河である。したがって『中阿含』と『阿耨風経』が仏在処をヴァッジ国とするのは理に合わない。

また「阿奴夷」と「阿耨風」は ‘Anupiyā’ であって、DN.024 *Pātika-s.* (波梨経) (1) などでは「マッラ国のマッラ族の町」とされている。したがって『中阿含』や『阿耨風経』がヴァッジ国とするのは誤伝であるとすべきであろう。

これに対して AN.006-062 は仏在処をコーサラ国の「ダンドカッパカ (Daṇḍakappaka) というコーサラの町」とするが詳らかなことはわからない。しかしコーサラ国とマッラ国は国境を接しているのであるから、マッラ国のアヌピヤーとコーサラ国のダンドカッパカは異なる地名だとしても、国境の近くの町であったと理解しておけば大過はなからう。

(1) vol.III p.001、南伝 08 p.001、片山・中部 5 p.027

[3] この経の登場人物はアーナンダであるが、話題の中にデーヴァダッタが登場する。しかもこの話題のデーヴァダッタは以前に墮地獄の記別をされたとされているから、今の時点は破僧した後と考えてよいであろう。とするならばこの経の説時はデーヴァダッタの破僧事件以降ということになる。すなわち釈尊 72 歳＝成道 38 年の雨安居後以降の経ということになる。しかし破僧事件からそう時間が経過していないと仮定し、この仏在処をコーサラ国とマッラ国の国境であると、これは釈尊が舎衛城で雨安居を過ごされ、王舎城に向かわれる途中の釈尊 73 歳＝成道 39 年の雨安居後とするのが妥当ではなからうか。

【046】 『中阿含』 113 「諸法本經」 (大正 01 p.602 中、国訳 05 p.142)

AN.008-009-083 (vol.IV p.338、南伝 21 p.303)

AN.010-006-058 (vol.V p.106、南伝 22 上 p.349)

[1] これらの經の概要は以下のとおり。

『中阿含』 113 「諸法本經」：あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「もし異学に、何をもって一切諸法の本、和、来、有、上主、前、上、真、訖りとなすかと質問されたら、それぞれ欲、更樂、覺、思想、念、定、慧、解脱、涅槃であると答えるべきである。それ故に比丘は、出家学道心、無常想、無常苦想、苦無我想、不浄想、悪食想、一切世間不可樂想、死想を習い、世間の習の滅と味と患と出要の如真を知れば、愛を断じ、結を除き、苦辺を得る」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.008-009-083：[仏在処不記載] 世尊は比丘らに、もし外道が一切諸法は何を根本となし、何より生起し、何より集起し、何に等趣し、何を上首となし、何を増上となし、何を最上となし、何を核心となすのかと問うたら、次のように答えなさい。一切諸法は欲を根本となし、思念より生起し、触より集起し、受到に等趣し、定を上首となし、念を増上となし、慧を最上となし、解脱を核心となすと、と説かれた。

AN.010-006-058：[仏在処不記載] 世尊は比丘らに、もし外道が一切諸法は何を根本となし、何より生起し、何より集起し、何に等趣し、何を上首となし、何を増上となし、何を最上となし、何を核心となし、何を究竟となし、何を究竟となすのかと問うたら、次のように答えなさい。一切諸法は欲を根本となし、思念より生起し、触より集起し、受到に等趣し、定を上首となし、念を増上となし、慧を最上となし、解脱を核心となし、不死と究竟となし、涅槃を究竟となすと、と説かれた。

[2] 『中阿含』は仏在処を舍衛城の祇樹給孤独園とするが、パーリには記されない。しかしこれら是对應經と見なしてよいであろうから、仏在処を祇樹給孤独園と考え、その説時を釈尊 48 歳=成道 14 年の雨安居前以降とする。

【047】 『中阿含』 114 「優陀羅經」 (大正 01 p.603 上、国訳 05 p.143)
SN.035-103 (vol.IV p.083、南伝 15 p.132)

[1] これらの經の概要

『中阿含』 114 「優陀羅經」 : あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「**鬱陀羅摩子**は衆中においてしばしば、この生中においてこれを観、これを覚り、塵の本を知らざりしが然る後に具に塵の本を知る、と説いた。また彼は一切知もないのに自ら一切知なりと称し、所覚もないのに覚ありと称したり、有は病、塵、刺なり、無想は愚痴なり、所覚あれば止息・最妙なり、すなわち非有想非無想処なりと説き、身壞命終してそして非有想非無想処に生じた。しかしその寿が尽きて後またこの世界に来て狸に生まれる」と説き、「正観とは六更触を知り、習と滅と味と患と出要を知り、慧をもって如真を知ることである。塵とはこの身であり、塵の本とは三愛(欲、色、無色)である。塵の一切漏は六更触処である」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

SN.035-103 : 舍衛城因縁。世尊は比丘らに次のように説かれた。**ラーマの子なるウツダカ**は (Uddako Rāmaputto) 不明智者であり一切不勝者でありながら、「自分は明智者 (vedagū) であり、一切勝者 (sabbaji) である」と称していた。しからば何が明智者であり、一切勝者であるか。六処の生起と滅と味と患を如実に知る者である、と説かれた。

[2] この經の伝在処を『中阿含』は舍衛国の勝林給孤独園とし、SN.は舍衛城とする。話題のなかに釈尊が出家出城の後に師事したウツダカ・ラーマプッタが登場するが、これは過去の話であるから、説時には関係がない。

ということでこの經の説時は、祇樹給孤独園が寄進された釈尊 48 歳=成道 14 年の雨安居前以降とするしかないのであるが、ウツダカ・ラーマプッタの説いたことを回想し、その死を回想するのであるから、それほど遅い時期ではないであろう。舍衛城では第 2 回目の雨安居を過ごされた釈尊 53 歳=成道 19 年の雨安居中であると推定しておく。

【048】 『中阿含』 117 「柔軟経」 (大正 01 p.607 下、国訳 05 p.157)
AN.003-004-038 (vol. I p.145、南伝 17 p.234)

[1] この経の概要。

『中阿含』 117 「柔軟経」 : あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに昔のことをふり返って、「かつて父王の悦頭檀の家にいたとき、私は三時殿(春殿、夏殿、冬殿)に住し、新品の衣服、豪華な食事を食して過ごした。そしてあるとき閻浮樹の下で結跏趺坐して初禪を得た、病いや老いについての思いを懐いた」と語られ、「病法や老法、及び死亡の法、如法にして自ら有り、凡夫は見て悪む、若し我、憎悪して、この法を度せざらんは、我、宜しく然るべからず、亦たこの法有り、彼、是の如く行ぜば、法を知り生を離る、無病少壯は、寿の為に貢高す、諸の貢高を断ずれば、無欲の安きを見る、彼、是の如く覚り、欲を怖ること無く、想有ること無きを得、浄き梵行を行はず」と偈を唱えられた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.003-004-038 : [仏在処不記載] 世尊は自らの若き日の生活をふり返られ、次のように語られた。**私の父**は冬・夏・秋に適する三時殿を作ってください、奴僕らにかしずかれて暮らした。このように楽しく暮らしていたが、人は必ず老・病・死しなければならぬのにそれを解決することができていない、と若さに対する憐れみへの反省心が起った、と。

[2] この経には『中阿含』が仏在処を祇樹給孤独園とする以外の、説時を推定するいかなる情報も含まれていない。この経も祇樹給孤独園が寄進された**釈尊 48 歳 = 成道 14 年の雨安居前以降**とするほかない。

- [049] 『中阿含』118「龍象經」（大正01 p.608中、国訳05 p.159）
AN.006-005-043 (vol.III p.344、南伝20 p.087)
Thera-g. vs.689~704 (p.069、南伝25 p.241)

[1] これらの經の概要は以下のとおり。

『中阿含』118「龍象經」：あるとき世尊は舍衛国の東園鹿子母堂に住された。そのとき世尊は晡時に宴坐より起って、**優陀夷**とともに東河 (Pubbakoṭṭhaka) に行つて沐浴された。そこへ**波斯匿王**の「念」という竜象がやつて来たので、人々が「あれは竜の中の大竜王だ」と稱讃した。優陀夷がそれを告げると、世尊は「その通りで確かに大きな身体である。しかし私は、身口意を以て害さないことこそ竜であるという。それ故に如来こそはまさに竜である」と答えられた。優陀夷は「淫欲と恚を遠離し、痴を断じて無漏を得、竜はその身を捨離す、この竜はこれを『滅す』という」という讃偈を誦し、世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.006-005-043：あるとき世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は早朝に乞食のために舍衛城に入られ、食事後に東園鹿子母講堂 (Pubbārāma Migāramātupāsāda) に赴かれ、晡時に宴坐から起つて**アーナンダ**と共に**プバコッタカ** (Pubbakoṭṭhaka) 河に行つて沐浴された。そのとき**パセーナディ王**のセータ (Seta) という名前の象 (nāga) が河を上つてやつて来た。人々がその象の肢体が大きいのを見て歡声を挙げたので、**ウダーイン**が世尊にそれを知らせた。世尊は「人々は象の肢体を見ていうが、私は天、魔、沙門、婆羅門、国王、民衆であろうとも、身と語と意において不善をなさない人を象と呼ぶ」と語られた。ウダーインはこの教えを聞いて讃偈を誦した。

次の**ウダーイン長老**の偈はこの經を下敷きに行っているとも考えられるので対応經扱いとする。

Therag. vs.689~704：ブツダこそナーガ（象）の名にふさわしい無上者である (vs.692)。不善をなさず慈愛と不害はナーガの両足であり、正念と正知はナーガの他の両足である (vs.693,694)。ナーガによってナーガは説明された (vs.703)。

[2] この經の仏在処あるいは説処は東園鹿子母講堂である。登場人物はウダーインであり、パーリにはアーナンダも登場する。話題にパセーナディ王が出る。しかしこの3人の人物が説時推定に資するとは考えがたい。

そこでこの經の説時は、東園鹿子母講堂が釈尊教団に寄進された釈尊68歳＝成道34年の雨安居前以降で、釈尊が舍衛城で雨安居を過ごされた釈尊77歳＝成道43年までの間とでもせざるをえない。

【050】 『中阿含』 119 「説処経」 (大正 01 p.609 上、国訳 05 p.161)
AN.003-007-067 (vol. I p.197、南伝 17 p.320)

[1] この経の概要。

『中阿含』 119 「説処経」 : あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「過去世によって説くと、未来世によって説くと、現在世によって説くの三説処がある。一心に法を聴く者は正定を得、一切の淫怒痴を断じて心解脱を得る。またその所説により四处(一向論、分別論、詰論、止論)がある。①一向論に一向をもって答える者、②分別論に分別をもって答える者、③詰論に詰をもって答える者、④止論に止をもって答える者には共に説くことや論ずることができるが、答えない者にはそれができない。さらに所説により四处(処非処、所知、説喩、道跡)がある。①処非処に住せる者、②所知に住せる者、③説喩に住せる者、④道跡に住せる者には共に説くことや論ずることができるが、住せざる者にはそれができない。このように義を説き、事を説くのが聖説義と聖説事である」と説いて、偈を誦された。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.003-007-067: [仏在処不記載] 世尊は比丘らに次のように説かれた。3種の言依がある。過去世・未来世・現在世に依りて言を發すことである。またこのように語られるべきである。一向に記すべき問には一向に記し、分別して記すべき問には分別して記し、反詰して記すべき問には反詰して記し、捨置して記すべき問には捨置して記すべきである。また処あるいは非処に住し、定見に住し、智者の説に住し、所行において住すならば、共に語るべきである。正しく解脱を証し、執着を離れることが言の目的である、と。そしてこれらを偈によって誦された。

[2] この経には固有名詞を有する人物が登場しないし、説法の内容にもそれという特徴がない。『中阿含』が仏在処を祇樹給孤独園とする以外の説時を推定する情報は含まれていない。釈尊 48 歳 = 成道 14 年の雨安居前以降とするしかない。

【051】 『中阿含』 120 「説無常経」 (大正 01 p.609 下、国訳 05 p.162)
SN.022-076 (vol.III p.082、南伝 14 p.131)

[1] これらの経の概要

『中阿含』 120 「説無常経」 : あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「五蘊は無常であり、無常なるものはすなわち苦であり、苦であるものはすなわち神にあらずと、このように観じて七道品を修習して解脱し、さらに後有を受けず」と説いて、「無著は第一の楽にして、欲を断じて愛は有ること無し、永く我慢を捨離し、無明の網を裂き壊る」という偈を誦された。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

SN.022-076 : ある時世尊は舎衛城……に住された。そのとき世尊は比丘らに、「五蘊は無常である。無常なるものは苦である。苦なるものは無我である。無我なるものは私のものでなく、私ではなく、私のアートマンではないと、このように正しい智慧をもって如実に観ずるべきである。このようにして有聞の聖弟子は五蘊を厭離し、離欲して解脱し、再び後有を受けずと知る。このような人を阿羅漢という」と説かれ、偈を誦された。

[2] この経にも『中阿含』が仏在処を祇樹給孤独園とする以外の説時を推定する情報は含まれていない。釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前以降とするしかない。

- [052] 『中阿含』124「八難經」（大正01 p.613上、国訳05 p.173）
AN.008-003-029 (vol.IV p.225、南伝21 p.102)
『増一阿含』042-001（大正02 p.747上、国訳09 p.242）

[1] これらの經の概要は以下のとおりである。

『中阿含』124「八難經」：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「梵行を行ずるに八難八非時がある。①如来が世に出現されたときに地獄、②畜生、③餓鬼、④長寿天、⑤辺国夷狄に生じたり、⑥中国に生れてはいても耳・口が不自由（本文「聾啞」）で善悪の義を知説することができなかつたり、⑦知説できたとしても邪見や顛倒の見にあつて自ら作証することができなかつたり、⑧如来が出現されない時（一不難一是時）である。反対に人が梵行を修すのに一不難一是時がある。如来が出現されたときに中国に生じて耳・口が不自由でなく、如来の法を聞くことである」と説いて、「若し人身を得れば、最も微妙の法を説く、若し果を得ざる有れば、必ずその時に遇わず。多く梵行の難を説き、人後世に在り、若しその時に遇うを得るは、これ世の中に甚だ難し、云々」という偈を誦された。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.008-003-029：〔仏在処不記載〕世尊は比丘らに次のように説かれた。「梵行住に八の難・非時がある。①如来が世に出現されたときに地獄、②畜生、③餓鬼、④長寿天、⑤辺国夷狄に生じたり、⑥中国に生れてはいても邪見や顛倒の見にあつて自ら作証することができなかつたり、⑦耳・口が不自由で善悪の義を知ることができなかつたり、⑧如来が出現されない時である。これに対し一の不難・是時がある。如来が出現されたときに中国に生まれ、慧あり、耳・口が自由で、説法を聞き義を知ることができることである」と説かれ、これを偈によって再説された。

『増一阿含』042-001：ある時世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「八不聞の時節があつて人は修行することができない。①如来が出現される時に地獄にある、②畜生にある、③餓鬼にある、④長寿天にある、⑤辺地にある、⑥六情（感覺器官）が具わらない、⑦邪見にある者は如来の教えを聞けない、⑧如来が世に出現されない、である。これに対し一時節がある。如来が出現するとき中国に生まれ、智慧あり善悪を分別できることである」と説かれ、「是の故に当に専心に、妙理を思惟して、至誠に正法を聴くべくんば、便ち無為の処を得ん」という偈を誦された。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

[2] この經にもまた仏在処を祇樹給孤独園とする以外の説時を推定する情報は含まれない。釈尊48歳＝成道14年の雨安居前以降とするしかない。

【053】『中阿含』125「貧窮経」（大正01 p.614上、国訳05 p.175）
AN.006-005-045 (vol.III p.351、南伝20 p.098)

[1] この経の概要。

『中阿含』125「貧窮経」：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「①善法を信ぜず、禁戒と博聞と布施と智慧がないのは聖法中の貧窮であり、②身口意の悪行をなすのは聖法中の挙貸（他人から財物を借用すること）であり、③身口意の悪行を覆い隠して発露せず、人からの呵責を嫌うのは聖法中の長息（利息が増えること）であり、④村や村の外に行くと、梵行者たちに『かくかくの悪があり不浄がある』と言われるのは聖法中の責索（利息の催促）であり、⑤山林や樹下で三不善の念（欲、恚、害）を思うのは聖法中の数往求索（利息にかわる物を取り立てること）であり、⑥身口意の悪行により悪趣地獄に墮すのは聖法中の収縛である」と説いて、「若し人身を得れば最も微妙の法を説く、若し果を得ざるあれば必ずその時に遇わず。多くの梵行の難を説き、人の後世に在り、若しその時に遇うを得るはこれ世中甚だ難し。また人身を得、微妙の法を聞かんと欲せば、まさに精勤を以て学すべし」という偈を誦された。比丘らは世尊の所説を歓喜奉行した。

AN.006-005-045：[仏在処不記載] 世尊は比丘らに説かれた。貧窮なる人は負債、利息、督促、追隨、収縛に苦しむ。善法に信・慚・愧・精進・慧なくして悪行を行うならば負債である。これを人に知られなくないと思う、これ利息である。悪い評判が起る、これ督促である。後悔と共に起こる悪不善尋は追隨である。死後に地獄・畜生に生まれる、これは地獄縛・畜生縛である、と。そしてこれを偈にて再説された。

[2] この経にもまた仏在処を祇樹給孤独園とする以外の説時を推定する情報は含まれない。釈尊48歳＝成道14年の雨安居前以降とするしかない。

【054】 『中阿含』 129 「怨家経」 (大正 01 p.617 中、国訳 05 p.184)
AN.007-006-060 (vol.IV p.094、南伝 20 p.346)

[1] これらの経の概要

『中阿含』 129 「怨家経」 : あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「七怨家の法あって怨家をなす。七とは、①怨家は怨家をして、好色あらしめんと欲せず、②安穩に眠らしめんと欲せず、③大利あらしめんと欲せず、④朋友あらしめんと欲せず、⑤称誉あらしめんと欲せず、⑥富ましめんと欲せず、⑦天上に生じせしめんと欲しない。瞋恚に覆われ、瞋恚を捨てないからである」と説かれ、「恚無くまた憂無く、烟を除き貢高無く、調御して瞋恚を断じ、滅し訖りて漏有ること無し」という偈を誦された。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.007-006-060 : [仏在処不記載] 世尊は比丘らに説かれた。敵に対してなす七法がある、①敵は敵の美しさを喜ばない、②楽眠を喜ばない、③義利豊富なるを喜ばない、④富者たるを喜ばない、⑤名声あるを喜ばない、⑥友をもつを喜ばない、⑦死後に善趣に生まれるを喜ばない、瞋恚に打ち勝たれているからである、と。そしてこれを偈にて再説された。

[2] この経にもまた仏在処を祇樹給孤独園とする以外の説時を推定する情報は含まれない。釈尊 48 歳 = 成道 14 年の雨安居前以降とするしかない。

[055] 『中阿含』130「教曇弥経」（大正01 p.618中、国訳05 p.187）
AN.006-054 (vol.Ⅲ p.366、南伝20 p.117)

[1] 経の概要

『中阿含』130「教曇弥経」：あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき**尊者曇弥**は生地の尊長であり、仏図（寺）の主であったが、凶暴ではげしく比丘らを罵倒したので、生地の比丘らがそこから立ち去ってしまった。そこで優婆塞らが相談して曇弥を追い出した。曇弥は祇樹給孤独園にやって来て世尊に訴えた。世尊は往昔の商人たちや、人寿8万歳の時の転輪聖王の高羅婆（Koravya）、あるいは善眼という大師（Sunetta）などの因縁譚を以て教誡された。曇弥および比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.006-054：ある時世尊は王舎城の耆闍崛山に住された。そのとき**具寿ダンミカ**（āyasmā Dhammika）は土地の人で、生地の7つの僧院のすべてに永住し、やってくる客比丘を罵ったりしたので、土地の優婆塞たちが相談して7つの僧院から駆逐した。ダンミカは耆闍崛山に世尊を訪ねてこれを訴えた。世尊は往昔の商人たちや、往昔のコーラヴィヤ王（rañña Koravya）、スネッタ（Sunetta）など外道の師の因縁譚をもって、「同梵行者に対して悪心を懐くな」と教誡された。

[2] 仏在処を『中阿含』は舍衛国の祇樹給孤独園とし、AN.は王舎城の耆闍崛山とし、伝承が異なる。

登場人物は尊者曇弥=具寿ダンミカである。

この人物と同定できるかどうかわからないが、ダンミカと称される人物が次の文献に登場する。

Suttanipāta 002-014 *Dhammikasutta* (p.066、南伝24 p.138)：ある時世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき**ダンミカ優婆塞**（Dhammika upāsaka）が500人の優婆塞と共に世尊のもとを訪れて、「邪命外道にせよ**ニガント**にせよ、論争を事とするこれら外道は慧をもって世尊を超えることができない」と世尊を讃嘆した後、比丘と優婆塞の心構えについて質問した。世尊は、「比丘たちは出家者に相應しい威儀の道をなせ。村での托鉢は定時に、五官（色、声、味、香、触）に対する欲を慎め。他の人と語るときには中傷や他の非難をするな。在家者は五戒（不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、不飲酒）と、半月の第14日、第15日、第8日に修する布薩（uposatha）である。そして如法による財で父母を養い、如法の商いに勤め励め。このような在家者は、死後、自光天（Sayam-pabha）に生れる」と答えられた。

Theragāthā vs.303~306 (p.035、南伝25 p.176)：（**ダンミカ長老**の偈）法は法行者を守り悪趣に墮ちることはないが、非法は地獄に導く。だから法に喜悅の心を起こせと善逝は指導してくださった。

『五分律』「五百集法」（大正22 p.192上、国訳14 p.331）：そのとき**拘舍弥**において**闍陀比丘**が衆僧を悩まし和合しなかったので、一人の比丘が安居を終わってか

ら迦葉のところに行ってこれを報告した。迦葉は阿難に、「拘舍弥に行って仏語をもって梵壇法をなしてこれを罰せよ」と言った。阿難はこれを受けて500人の比丘とともに闍陀のところに行った。闍陀は出迎え梵壇法とは何かと質問した。一切の比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷はあなたがやって来ても言葉を交わさないことであると聞いて卒倒したが、阿難の説法を聞いて法眼淨を生じた。

比尼法を集めた時は、長老阿若憍陳如を第一上座となし、富蘭那を第二上座となし、曇弥を第三上座となし、陀婆迦葉を第四上座となし、跋陀迦葉を第五上座となし、大迦葉を第六上座となし、優波離を第七上座となし、阿那律を第八上座となす五百阿羅漢が集まった。この故に五百集法となす。

『増一阿含』004-009（大正02 p.558中、国訳08 p.048）：（我が声聞比丘中の第1として）行焰盛三昧終不懈墮⁽¹⁾。所謂曇弥比丘是。

ここに紹介したダンミカ優婆塞、ダンミカ長老、曇弥比丘が、本節の主題とする経の主人公であるダンミカ比丘と同一人物であるかどうかはわからない。しかし *Theragāthā* の註釈⁽²⁾ は偈の誦者であるこのダンミカ長老を、コーサラ国の婆羅門の家に生まれ、釈尊が祇樹給孤独園の寄進を受けた時に出家して、ある村に住みながらやってくる比丘たちに不満を募らせて非難した。そこで彼は1人となって世尊に会い、教誡を受けて阿羅漢の境地に達した、としているから、。註釈者はこの偈の作者であるダンミカと AN.006-054 に登場するダンミカを同定しているわけである。

としてもこのダンミカ比丘が、『五分律』のいう第三上座としての曇弥、釈尊の声聞弟子中の焰盛三昧を行ずる第1と称される曇弥と同一人物であるとは考えがたい。

そこでここでは本節の主題とする『中阿含』130=AN.006-054と、*Suttanipāta* の *Dhammikasutta*、および *Theragāthā* vs.303~306のダンミカのみを同一人物と考えておく。

まず『中阿含』130=AN.006-054は共に、ダンミカがその出身地の僧院において絶大な権力を持っていたとしている。しかし前者は仏在処を舎衛城の祇樹給孤独園とするに対し、後者は王舎城の耆闍崛山とする。これによればダンミカの出身地は、前者すなわち漢訳は舎衛城ないしはその近辺、後者すなわちパーリは王舎城ないしはその近辺ということになるであろう。

しかるにパーリの *Suttanipāta* はその優婆塞時代のことであったと考えられるが、その活動地を舎衛城とし、さらに *Theragāthā* の註釈書はコーサラ国の婆羅門の生まれだとする。これによる限りこれらの情報には矛盾が含まれていると考えざるをえない。したがってここではダンミカの活動地は舎衛城ないしはその近辺であったと考えておきたい。本節の主題とする経の仏在処も舎衛城の祇樹給孤独園ということになる。

ところで注釈書のいうところであるが、このダンミカは祇樹給孤独園が寄進された時に出家したとされている。これを信じて、*Suttanipāta* 002-014 *Dhammikasutta* はまさしくこの時、すなわち釈尊48歳=成道14年の雨安居前を説時とすると考えておきたい。

そして出家し比丘となったダンミカは、おそらくそれから10年を経過して長老と称されるようになってから、出身地の舎衛城ないしはその近郊において絶大なる権力を握ることになった。釈尊は61歳=成道27年に舎衛城の祇樹給孤独園において雨安居を過ごされているから、ダンミカが放逐されて釈尊に駆け込み訴えをしたのはその雨安居後と考えておく。本

節の主題とする経の説時は釈尊 61 歳＝成道 27 年の雨安居後ということになる。

このときダンミカは釈尊の教誡を受け、阿羅漢果を得たとされている。*Theragāthā* vs.303~306 が何時ころ誦されたかわからないが、この参考経としておく。

- (1) テキストは「解脱」とするが、註の正倉院聖語蔵本によって「懈墮」を採った。
- (2) 『仏弟子達のことば註』2 p.263

- [056] 『中阿含』136「商人求財經」（大正01 p.642上、国訳05 p.256）
『増一阿含』045-001（大正02 769中、国訳09 p.315）

[1] これらの經の概要は次のとおり。

『中阿含』136「商人求財經」：あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「昔、閻部洲の商人たちが大海に出て財宝を得ようとし、万一人のために羊の革袋や楫などを準備して航海に出た。その航海中に摩竭魚のために船が破壊され、準備した避難具で大海の西岸に到着した。そこで美しく着飾った女性たちから宝物を与えられ、『これよりも南方に行くな。ここで楽しく過そう』と誘われたのでこの地に止まり、女性との間に子どもも生れた。そのうちの一人の智慧ある商人が、なぜ女たちが南に行かせないのだろうかと疑問を起し、密かにこの地より南方に行った。ここでかの女たちが羅刹であること、また駝馬王に乗れば閻浮提に戻れるが、このとき子どもや宝物などに執すれば、馬の背から落ちて羅刹に食われてしまうことを知った」との譚を語られ、その意味を、「我が所説は羊の革袋や楫などの避難具により天人に至る。若し六根と六境あるいは五蘊や六大に「我あり」とすれば羅刹に食われるように必ず害を被る。若し「我なし」とすれば駝馬王に乗り閻浮提に戻れるように比丘も安穩に至ることができる」と説かれて、「若し仏の説く正法律を信ぜざる有れば彼の人必ず害を被り、羅刹のために食われるが如し。若し仏の説く正法律を信ずる有れば安穩に度を得、駝馬王に乗るが如し」と偈を誦された。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

『増一阿含』045-001：あるとき世尊は羅闍城の迦蘭陀竹園に500人の比丘らと共に住された。そのとき城中の摩醯提利という婆羅門が意愛という娘を伴って世尊のもとを訪れ、「如来と轉輪聖王には会い難い。私には女宝がある」と娘を世尊に差し出したが、世尊はこれを断わられた。背後で扇で風を送っていた長老比丘が「受け取られるべきである」と進言したので、世尊は女性の九弊悪法を説かれた。それにも拘わらず長老はこの女には瑕疵がないように思えるというので、世尊は次のような物語をされた。

過去久遠の時に婆羅椽城に普富という商主があり500人の商人を引き連れて大海中に宝を採っていた。あるとき大風に吹かれて船は羅刹のところに流された。羅刹は女に化して商人たちを誘惑した。しかし普富のみは月の8日、14日、15日に虚空を周旋して「大海を渡ろうとする者は自分が背に負うて渡すぞ」と言う馬王の言葉を信じて、馬王に乗って帰った。羅刹は商主の後をつけて婆羅椽城に行き、梵摩達王のところに男児を抱いて現れ、夫の普富が自分を捨てたと訴えた。王は女の色香に迷って深宮に入れ、食われて骨だけになった、と。そしてそのときの商主は舍利弗であり、羅刹とは今のこの女であり、梵摩達王は長老比丘であり、馬王とは自分であり、500人の商人は今の500人の比丘であると語られた。これを契機にして長老比丘は梵行を修し阿羅漢を成じた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

なおB文献の *Jātaka* にもこの物語がある。

Jātaka 196 (vol. II p.127、南伝 30 p.211) : この物語は仏が祇多林に住された時、美しい女性に欲情を抱くある弟子について話されたものである。

昔、セイロン島 (Tambapaṇḍīpa) のシーラヴァットウ (Siravatthu) という夜叉の町に 500 人の商人を乗せた難破船が漂着した。夜叉女たちはこの商人たちを誘惑した。しかし商主がこれに気づいて商人たちを説得したが 250 人しか従わなかった。そのとき菩薩は真っ白な雲馬 (valāha) 王に生まれており、セイロン島に行つて 250 人を救つてもとの住処に帰した。

そして 250 人の商人はブツダの衆会 (Buddhaparisā) であり、雲馬王は私であると結ばれた。

[2] この経は上記のごとく、羅刹島に漂着した商人たちの説話が主な内容である。

仏在処を、『中阿含』は舍衛城の祇樹給孤独園、『増一阿含』は羅闍城の迦蘭陀竹園とする。後世の文献であるが *Jātaka* は祇樹給孤独園とする。

現在世の登場人物として、『増一阿含』は摩醯提利という婆羅門とその娘の意愛をあげるが、これはマーガンディヤ婆羅門と無比 (Anupamā) なる美人とされるその娘のマーガンディヤーである。このマーガンディヤ婆羅門とマーガンディヤーも説話に彩られた人物であるが、この説話については【研究ノート 13】の【015】DN.015 *Mahānidāna-s.* (大縁経) において詳しく調査済みである。ただし本節の主題とする経の説時とは関係がない。

また『増一阿含』によればマーガンディヤの住処は王舎城ということになるが、前述の調査においては、その住処はクル国のカンマーサダンマかコーサンビーであつて、王舎城ではありえないとすべきである。したがって全体的にいえば『増一阿含』には信頼性をおけないので、ここでは仏在処を舍衛城の祇樹給孤独園と考えておく。

といつてもその説時については、釈尊 48 歳 = 成道 14 年の雨安居前以降とするしかない。

- [057] 『中阿含』137「世間経」（大正01 p.645中、国訳05 p.265）
AN.004-003-023 (vol. II p.023、南伝18 p.042)
Itivuttaka.112 (p.121、南伝23 p.369)

[1] これらの経の概要は次のとおり。

『中阿含』137「世間経」：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「如来は自ら世間と世間の習と世間の滅と世間の道跡を覺り、また他のために説く。如来は世間の道跡を修し、昔夜に無上正等覺を覺ってより今日夜に無余涅槃界において当に滅訖を取らんとするに至るまで、如来のその中間に説くところのものは真諦であって如を離れない」と説かれ、「当に禪を楽しみ、遠離して定に住すべし。当に自らを灯明となすべし。時を失うなかれ」という偈を誦された。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.004-003-023：[仏在処不記載] 世尊は次のように説かれた。「如来は世間を覺り世間の繫縛を離れる。如来は世間の集を覺り世間の集を断じる。如来は世間の滅を覺り世間の滅を証する。如来は世間の滅に赴く道を覺り世間の滅に赴く道を修す。如来が覺った日より般涅槃の日に至るまで (*rattim tathāgato abhisambujjhati yañ ca rattim parinibbāyati*)、その中間に説いたものはただ如であって不如ではない、それゆえに如来と名づけられる (*sabbaṃ taṃ tatth' eva hoti no aññathā, tasmā tathāgato ti vuccati*)」と。そして「如来は、調者中の最上調であり、寂止者中の寂止仙であり、解脱者中の上解脱であり、度脱者中の最度脱である」との偈を誦された。

Itivuttaka 112 (p.121、南伝23 p.369)：[仏在処不記載] 世尊は次のように説かれた。「如来は世間を覺り世間の繫縛を離れる。如来は世間の集を覺り世間の集を断じる。如来は世間の滅を覺り世間の滅を証する。如来は世間の滅に赴く道を覺り世間の滅に赴く道を修す。如来が無上正等覺を覺った日より無余涅槃界に般涅槃する日に至るまで (*rattim tathāgato anuttaraṃ sammāsambodhiṃ abhisambujjhati yañ ca rattim anupādisesāya nibbānadhātuyā parinibbāyati*)、その中間に説いたものはただ如であって不如ではない、それゆえに如来と名づけられる」と。そして「如来は、調者中の最上調であり、寂止者中の寂止仙であり、解脱者中の上解脱であり、度脱者中の最度脱である」との偈を誦された。

[2] 上記3つの経の内容はピタリと重なる。ただし仏在処を記するものは『中阿含』しかなく、それは舎衛城の祇樹給孤独園である。

この経中には「昔夜に無上正等覺を覺ってより、今日夜無余涅槃界において当に滅訖を取るに至るまで」という文章があるから、入滅の日のことであるとも考えられるが、おそらくそうではなく、これは観念として語られたものであろう。しかし『中阿含』中には「当に自らを灯明となすべし。時を失うなかれ」という釈尊のサンガへの遺言と考えられることばも含まれているから⁽¹⁾、その晩年が意識されていることは明らかである。

われわれは釈尊が舎衛城において雨安居を過ごされた最後は釈尊 77 歳＝成道 43 年である

Majjhima-nikāya と対応しない『中阿含経』の説示年代の推定

と考えているから、この経の説時はその雨安居中のこととしておく。

(1) 拙稿「サンガへの遺言の書としての『涅槃経』と結集」参照

[058] 『中阿含』138「福経」（大正01 p.645下、国訳05 p.266）
AN.007-006-058 (vol.IV p.085、南伝20 p.336)

[1] これらの経の概要は次のとおり。

『中阿含』138「福経」：あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「福を畏れてはならない。福は愛樂の意の所念であり、福でないものは苦である」と説かれ、かつて長夜に福をなし、7年のあいだ慈を修し、後に大梵天となり、千返自在天王となり、36返天帝釈となり、無量返に刹利頂生王（Mandhātara）となり、そのときには豪華な生活を窮め尽していた。そうしたあるときこれは何業の果であろうかと、ふと疑問に思った。そして三業（布施、調御、守護）の果報によると考えた」と語られ⁽¹⁾、「大福祐を求めんと欲せば当に法を恭敬し、常に仏の法律を念ずべし」という偈を誦された。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.007-006-058：あるとき世尊はバग्ガ（Bhagga）国のスンスマーラギラ（Sumsumāragira）にあるベーサカラー林の鹿野園（Bhesakalāvana Migadāya）に住された。そのときマハーモッガッラーナはマガダのカッラヴァーラムッタ村（Kallavālamuttagāma）にいて居眠りをしていた。これを天眼で知られた世尊は瞬時にその前に現れ、眠気を覚ます方法を示され、眠気を断って修学せよと説かれた。そして、「福を畏るなかれ、福は樂の同義語である。私はかつて7年のあいだ慈を修し、後に梵天に生まれ、36度天帝釈天となり、100度轉輪王となり七宝を成就した」と語られ、「正法は尊重せられるべきであり、諸仏の教えは憶念されるべきである」との偈を誦された。

(1) この話題については、『中阿含』061「牛糞喻経」（大正01 p.496上、国訳04 p.234）＝SN.022-096 (vol.III p.143、南伝14 p.224)＝『雜阿含』264（大正02 p.067下、国訳01 p.033）においても語られている。また頂生王については、『中阿含』060「四洲経」（大正01 p.494中、国訳04 p.230）＝宝炬訳『頂生王故事経』（大正01 p.822中）＝曇無讖訳『文陀竭王経』（大正01 p.824上）＝『增一阿含』017-007（大正02 p.583中、国訳08 p.130）にも語られている。

[2] 仏在処を『中阿含』は舍衛城の祇樹給孤独園とするが、AN.はバग्ガ国のスンスマーラギラとする。しかし福は畏れるべからずと過去世の話をされたのは、AN.はマガダのカッラヴァーラムッタ村とするから、『中阿含』の舍衛城に相当する地名はマガダのカッラヴァーラムッタ村ということになる。そしてAN.はこの話を説かれたのはマハーモッガッラーナに対してであったということになる。

この異なる情報のどちらが正しいのかわからないが、より詳細にディテールを語るのはAN.であるからこちらを採ることにしたい。とするならばこの経の仏在処はバग्ガ国のスンスマーラギラということになる。マガダのカッラヴァーラムッタ村へはここから神通力で行かれ、再びここに戻られたのであろう。

バग्ガ国のスンスマーラギラでは、釈尊は76歳＝成道42年の雨安居を過ごされた。この経の説時はこの雨安居中のこととする。

【059】『中阿含』139「息止道経」（大正01 p.646下、国訳05 p.269）

Suttanipāta 001-011 Vijaya-sutta (p.034、南伝24 p.071)

[1] 経の概要

『中阿含』139「息止道経」：あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「年少の比丘が始めて戒を成就するには、骨相、青相、腐相、食相、骨鎖、骨鑱相を観ずべし。この相を修習すれば速やかに欲恚の病を除く」と説いて、「……常に不浄想を念ぜば、永く淫怒痴を断じ、一切の無明を除き、清浄の明を興起して、比丘の苦の辺を得ん」という偈を誦された。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

なお次の偈はここに説かれる偈に対応する。

Suttanipāta 001-011 Vijaya-sutta：「身体は不浄であり、これを如実に見れば、不死涅槃を証得する」

[2] この経には仏在処を舍衛城の祇樹給孤独園とする以外の説時を推定するにたる情報は含まれていない。祇樹給孤独園が寄進された釈尊48歳＝成道14年の雨安居前以降の経とするしかない。

【060】『中阿含』140「至辺経」（大正01 p.647 上、国訳05 p.270）

Itivuttaka 091 (p.089、南伝23 p.341)

[1] 経の概要

『中阿含』140「至辺経」：あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「生活の中で下極至辺なるものは行乞である。出家者にして欲に染められるのは、墨をもって洗おうとするようなもの、血をもって血を除こうとするようなものである。また焼人の残木のように無事処に用いるところとならず、村邑において用いるところとならないようなものである」と説かれ、「愚痴にして欲樂を失い、復た沙門の義を失い、俱に二辺を忘失す。猶お焼きたる残火の燼（燃え残り）の如く、猶お無事処（森林）に焼人の残火の燼の如し」という偈を誦された。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

Itivuttaka 091：世尊は次のように説かれた。終極の生活とは托鉢である（*antam-idaṃ jīvikānaṃ yad-idaṃ piṇḍolyaṃ*）。真ん中に糞を塗った樹木は薪の用をなさず木材の用もなさないように、世の楽しみと沙門の義とは両立しない。破戒無慚の者は国の飯を食うよりも、あつく熱せられた鉄丸を食う方がよい」と説かれた。

[2] この経にも仏在処を舍衛城の祇樹給孤独園とする以外の説時を推定するにたる情報は含まれていない。祇樹給孤独園が寄進された釈尊48歳＝成道14年の雨安居前以降の経とするしかない。

【061】 『中阿含』 141 「喩經」 (大正 01 p.647 中、国訳 05 p.271)

SN.045-139 (vol.V p.041、南伝 16 上 p.213)

SN.045-140 (vol.V p.043、南伝 16 上 p.215)

SN.045-141 (vol.V p.043、南伝 16 上 p.216)

SN.045-142 (vol.V p.044、南伝 16 上 p.216)

SN.045-143 (vol.V p.044、南伝 16 上 p.217)

SN.045-144 (vol.V p.044、南伝 16 上 p.217)

SN.045-145 (vol.V p.044、南伝 16 上 p.217)

SN.045-146 (vol.V p.044、南伝 16 上 p.217)

SN.045-147 (vol.V p.044、南伝 16 上 p.217)

SN.045-148 (vol.V p.045、南伝 16 上 p.218)

Itivuttaka 023 (p.016、南伝 23 p.261)

[1] 經の概要

『中阿含』 141 「喩經」：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「不放逸は諸の善法の中で最も第一とする、あたかも田業をなすに一切は大地によるように。また不放逸は善法の第1である、根香は沈香を第1とし、水華は青蓮華を第1とし、陸華は須摩那華を第1とするように。獸跡のすべては象跡に入るように、樓観は承縁梁によって立つように、小王の中で転輪王を第1とするように、星宿中に月殿を第1とするように、などと種々の喩を以て不放逸を説き、「不放逸が有れば2義を得る。此の世に能く義を獲、後世にもまた義を得る」という偈を唱えられた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

SN.045-139：舎衛城因縁。世尊は比丘らに、「如来・応供・正等覚者が諸々の衆生の中で最上であるように、不放逸は諸々の善法の中で最上である。不放逸の比丘は、①遠離と離貪と滅を所依とし、捨に向う八聖道分、②貪欲と瞋恚と愚痴を調伏する八聖道分、③不死を完結する八聖道分、④涅槃に向う八聖道分を修習する」と説かれた。

SN.045-140：舎衛城因縁。世尊は比丘らに、「象の足跡が諸々の歩行する有情の足跡の中、大きさの点で最上のものであるように、不放逸は諸々の善法の中で最上である。不放逸の比丘は、……」と説かれた。

SN.045-141：舎衛城因縁。世尊は比丘らに、「屋頂が諸々の垂木の中、高さの点で最上のものであるように、不放逸は諸々の善法の中で最上である。不放逸の比丘は、……」と説かれた。

SN.045-142：舎衛城因縁。世尊は比丘らに、「隨時檀が諸々の根香の中で最上であるように、不放逸は諸々の善法の中で最上である。不放逸の比丘は、……」と説かれた。

SN.045-143：舎衛城因縁。世尊は比丘らに、「赤檀が諸々の樹心香の中で最上であるように、不放逸は諸々の善法の中で最上である。不放逸の比丘は、……」と説かれた。

SN.045-144：舎衛城因縁。世尊は比丘らに、「夏生花が諸々の華香の中で最上であるように、不放逸は諸々の善法の中で最上である。不放逸の比丘は、……」と説かれた。

SN.045-145: 舎衛城因縁。世尊は比丘らに、「転輪王が諸々の王の中で最上であるように、不放逸は諸々の善法の中で最上である。不放逸の比丘は、……」と説かれた。

SN.045-146: 舎衛城因縁。世尊は比丘らに、「月光が諸々の星の光明の中で最上であるように、不放逸は諸々の善法の中で最上である。不放逸の比丘は、……」と説かれた。

SN.045-147: 舎衛城因縁。世尊は比丘らに、「秋の日の蒼天の太陽が一切の虚空の闇冥を除くように、不放逸は諸々の善法の中で最上である。不放逸の比丘は、……」と説かれた。

SN.045-148: 舎衛城因縁。世尊は比丘らに、「迦尸衣が諸々の糸織の衣の中で最上であるように、不放逸は諸々の善法の中で最上である。不放逸の比丘は、……」と説かれた。

Itivuttaka 023: 世尊は次のように説かれた。「不放逸は現法と未来の2利を得て安住する」と。

[2] この経にも仏在処を舎衛城の祇樹給孤独園とする以外の説時を推定するにたる情報は含まれていない。祇樹給孤独園が寄進された釈尊48歳＝成道14年の雨安居前以降の経とするしかない。

- [062] 『中阿含』142「雨勢經」（大正01 p.648上、国訳05 p.274）
AN.007-020 (vol.IV p.017、南伝20 p.254)
『増一阿含』040-002（大正02 p.738上、国訳09 p.213）

[1] この經の概要

『中阿含』142「雨勢經」：あるとき世尊は王舎城の鷲巖山中に住された。そのとき**摩竭陀王の未生怨鞞陀提子**が跋耆国と憎みあい、**大臣の雨勢**をやって跋耆者を滅ぼそうと思うがその成否は如何と尋ねさせた。世尊は、「かつて跋耆の人々に七不哀法を説いたことがある。もし跋耆の人々がこれを受け行じているならば跋耆者が勝つであろう」と説き、跋耆者の現状を雨勢と**阿難**に確認された。

雨勢大臣が去って間もなく世尊は比丘らを講堂に集めさせ、今度は比丘らに七不哀法と六慰勞法を説かれ、「比丘らがこれを行じて受持するならば法は衰えない」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.007-020：あるとき世尊は王舎城の靈鷲山に住された。そのとき**マガダ国王の阿闍世** (Ajātasatthu Vedehiputta) はヴァッジ族を滅ぼそうと思い、その成否を尋ねるために**ヴァッサカーラ婆羅門** (Vassakāra brāhmaṇa) を世尊のもとに派遣した。世尊は以前にヴェーサーリーのサーランダダ靈廟 (Sārāṇadā cetiya) で説いた七不退法 (satta aparihāṇiyā dhammā) が守られているかどうかを**アーナンダ**に確認し、「これが守られて限りこの国は繁栄が期待され、衰退することはないであろう」と説かれた。ヴァッサカーラ婆羅門は世尊の所説を喜び、信受して去った。

『増一阿含』040-002：あるとき世尊は羅闍城の迦蘭陀竹園に大比丘衆500人と共に住された。そのとき**摩竭国の阿闍世王**は跋耆国を攻めようと考え、その成否を尋ねるために**婆利迦婆羅門**を世尊のもとに遣わした。世尊は**阿難**に、跋耆国では七つの法が守られているかどうかを確認し、「それが守られている限り跋耆国に衰退はない」と説かれた。禹舎婆羅門が去って間もなく、世尊は比丘らに七不退轉の法を説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

[2] この經の内容はいうまでもなく『涅槃經』の冒頭のシーンと重なる。これは釈尊が王舎城から最後の旅に出発する時であって、釈尊78歳＝成道44年の雨安居後ということになる。

ここに78歳というのは、出胎を誕生日とする満年齢で数えているからである。伝統的な仏教の年齢の数え方は入胎を誕生とする満年齢であって、この数え方によれば、七不退法を説かれたのは釈尊の79歳の時であり、その後ヴェーサーリーに向けて遊行され、その近郊の竹林村で雨安居に入られようとしたが、そのとき重い病気にかかられた。これが80歳の誕生日の時であり、その10ヵ月後にクシナーラーで入滅された。この数え方でいうと満80歳10ヵ月のことであるが、出胎を誕生日とするならまさしく80歳の誕生日のことである⁽¹⁾。

(1) 【論文3】「釈尊の出家・成道・入滅年齢と誕生・出家・成道・入滅の月・日」「モノグ

Majjhima-nikāya と対応しない『中阿含経』の説示年代の推定

ラフ」第1号 1999年7月参照

【063】 『中阿含』 156 「梵波羅延経」 (大正 01 p.678 上、国訳 05 p.362)

Suttanipāta 002-007 Brāhmaṇadhammika-sutta (婆羅門法経 p.050、南伝 24 p.106)

[1] 概要

『中阿含』 156 「梵波羅延経」：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき拘娑羅国の多数の梵志らが世尊のもとにやって来て、「今の梵志はかつての梵志の法を学んでいるであろうか、古の梵志の法を越えているだろうか」と問答した。世尊は、「今の梵志はかつての梵志の法を学ばず、梵志の法を越えてから久しい」と答え、次のような偈を説かれた。「昔時には仙士あって自ら調御し熱行し、五欲の功德を捨てて清浄の梵行を行じ、梵行及び戒行を行じ、おおむね柔軟・恕亮の性にして害心なく、忍辱してその意を護っていた。……しかし今の世の行は、無知にして下賤であり、各々欲憎をなし、婦は夫を誹謗する。刹利も梵志の女も同じである」と。彼らはこの教えを聞き、三宝に帰依して優婆塞となり、比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

Suttanipāta 002-007 Brāhmaṇadhammika-sutta (婆羅門法経)：ある時世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのときコーサラ国の婆羅門の諸大家たちが世尊のところにやって来て、「今の婆羅門たちは昔の婆羅門たちの法に合致するか」と尋ね、「もし合致しないなら昔の婆羅門たちの法を聞かせて下さい」と願った。世尊は次のような偈をもって答えられた。「昔の仙人たち (isayo) は自らよく自制し、五種の欲を捨て、自己の真の利を行じた。……しかし今はシュードラとヴァイシャが分裂し、クシャトリアも互いに争い、妻は夫を軽蔑している」と。彼らはこれを聞き、三宝に帰依して優婆塞となった。

[2] この経にも仏在処を舎衛城の祇樹給孤独園とする以外の説時を推定するにたる情報は含まれていない。祇樹給孤独園が寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前以降の経とするしかない。

【064】『中阿含』158「頭那経」（大正01 p.680中、国訳05 p.368）
AN.005-020-192 (vol.Ⅲ p.223、南伝19 p.311)

[1] 経の概要

『中阿含』158「頭那経」：あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき**頭那梵志**が世尊のもとにやってきた。世尊は頭那に、「梵志とはどのような者だと思いますか」と尋ねた。頭那は「血統正しく、四典経を誦し、深く五句説に達するものです」と答えた。世尊は、「48年間童子の梵行（欲愛を断ずる修行）を行じ、師を供養するために財物を求乞し、師の供養をなし終えた後、①四無量心を修するという梵天の如き者と、②身口意の妙行を行じて生天するという天に似たる者と、③妻を求め、子孫ができて出家しないという界を越えない者と、④妻を求め、子孫ができて出家するという界を越える者と、⑤あらゆる女性に近づき、あたかも火が浄も不浄も焼くように、浄と不浄の一切事をなす梵志旃陀羅の5種の梵志がある」と説かれた。頭那は「私はこの最後の梵志旃陀羅にさえ及ばない」と語り、三宝に帰依して優婆塞となり、世尊の所説を歓喜奉行した。

AN.005-020-192：[仏在処不記載] あるとき**ドーナ婆羅門** (Doṇa brāhmaṇa) が世尊のもとを訪ね、「ゴータマが年取った婆羅門にも起立せず、席に招かないのは正しくないと思います」と言った。世尊は、「あなたもまた婆羅門であると自説するのか。梵天に等しき・天に等しき・限界を守る・限界を越えたる・婆羅門旃陀羅なる五婆羅門があるが、あなたはこのうちのどれに相応するのか」と反問された。ドーナは「私は婆羅門旃陀羅にさえ値しない」と、三宝に帰依して優婆塞となった。

[2] この経の主人公はドーナ婆羅門であるが、この人物が登場する経はほかにはない。パーリは仏在処を記さないが、『中阿含』は舍衛国の祇樹給孤独園とするから、これを採用するしかないであろう。

としても、この説時は祇樹給孤独園が寄進された釈尊48歳＝成道14年の雨安居前以降の経とするしかない。

【065】 『中阿含』 159 「阿伽羅訶那経」（大正 01 p.681 下、国訳 05 p.372）

[1] この経の概要は次のとおりである。

あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき阿伽羅訶那梵志が世尊のもとにやって来て、「瞿曇よ、梵志の経典は何に依りて住するのか」と質問した。世尊は、「梵志の経典は人に依りて住し、人は稲麦に依りて住し、稲麦は土に、土は水に、水は風に、風は空に依りて住するが、空は依るところがないが日月に依る。日月は四天王に依りて住し、四天王天は切利天に、切利天は夜摩天に、夜摩天は兜率天に、兜率天は化樂天に、化樂天は他化樂天に、他化樂天は梵世に、梵世は大梵天に、大梵天は忍辱温良に、忍辱温良は涅槃に依りて住する。涅槃は依住するところがなくただ滅訖である」と説かれた。梵志はこの教えを聞いて三宝に帰依して優婆塞となり、世尊の所説を歡喜奉行した。

[2] この経には阿伽羅訶那梵志なる人物が登場するが、この経以外には見出せない。したがってこの経の説時推定は仏在処の舎衛城の祇樹給孤独園によるしかない。祇樹給孤独園が寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前以降の経とする。

【066】 『中阿含』 160 「阿蘭那經」 (大正 01 p.682 中、国訳 05 p.374)
AN.007-007-070 (vol.IV p.136、南伝 20 p.395)

[1] 經の概要

『中阿含』 160 「阿蘭那經」 : あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき比丘らは食後に講堂に集って、「人の命は短く必ず後世に至る。応に善事をなすべし。応に梵行をなすべし。生じて死せざるは無し。然るに今世の人は無為にして求めない」と議論していた。世尊はこれを天耳で聞き、晡時に宴坐より起たれて講堂に赴かれ、比丘らに「その通りである」と是認された後、「過去世において人の寿命が 8 万歳の時、高羅婆 (Koravya) と名づける転輪聖王が法を以て安穩とさせた。この王のとき梵志の阿蘭那 (Araka) 長者は多数の弟子たちを教えていたが、あるとき「人の命は短く必ず後世に至る。応に善事をなすべし。応に梵行をなすべし」という思いを生じて、弟子たちと共に出家した。彼は弟子たちのために比喻を交え、命の得難いことを繰り返して教え、貪伺・瞋恚・睡眠・調悔を断じて慈・悲・喜・捨を成就し、さらに増上慈を修して晃昱 (Ābhassara、光音) 天に生れた。この阿蘭那とは実は私の前世である」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.007-007-070 : [仏在処不記載] 世尊は比丘らに次のように説かれた。「むかし諸欲を離れた外道の師のアラカ (Araka nāma satthar titthakara kāmesu vītarāga) には数百の弟子衆がおり、そのとき人々の寿命は 6 万歳であり、病といえば寒・熱・餓・渴・糞・尿しかなかったが、彼は弟子らに人の命には限りがあり苦しみが多い。善行をなせ、梵行を行ぜよと説いていた。比丘らよ、今は長く生きても 100 歳である。この師によってなされたことは私によってもなされた。これらは樹木の根本 (rukkhamūlāni) であり、空閑処である。静慮せよ、放逸であるなかれ、これが我らの教えである (ayaṃ vo amhākaṃ anusāsani)」と。

[2] この經にはアラカ＝阿蘭那という外道の師が登場するが、これは過去世のことである。この經の説時推定の手がかりは舍衛城の祇樹給孤独園しかないから、その説時は釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前以降とするしかない。

【067】『中阿含』172「心經」（大正01 p.709上、国訳06 p.103）

竺法護訳『意經』（大正01 p.901中）

AN.004-019-186 (vol. II p.177、南伝18 p.311)

[1] この經の概要

『中阿含』172「心經」：あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき1人の比丘が宴坐中に‘何ものが世間をもち去り、染著し、自在を起すのか’という思いが生じた。晡時に彼は宴坐より起って、世尊のもとを訪れた。世尊は彼に、「心が世間をもち去り、心が染著し、心が自在を起す。多聞の聖弟子は心の自在に随わず、しかも心は多聞の聖弟子に随う。多聞の聖弟子とは多聞にして法を受持するものであり、多聞の聖弟子の智慧ある者とは四諦を如実に正見するものであり、多聞の聖弟子の広慧ある者とは自他を害さずに安樂を求めるものである」と説かれた。彼はこの教えを聞き、心不放逸に精進して阿羅漢を得た。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

竺法護訳『意經』：ある時世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき1人の比丘が世尊を訪ね、「世間は何に牽かれ、何故に苦を受けるのか」と尋ねた。世尊は、「世間は意に牽かれ、意によって苦を受ける。私の説いた契・歌・記・偈・所因・法句・譬喩・所応・生・方等・未曾・法説の義を知り法を知るのが多聞である。苦・集・滅・道を知るのが智慧捷疾である。自饒益・饒益他・饒益多人・愍世間が聰明智慧捷疾である」と説かれた。この比丘は阿羅漢果を得、世尊の所説を歡喜して楽しんだ。

AN.004-019-186：[仏在処不記載]ある比丘の質問に、世尊は「世は心に導かれている。仏の説いた經(sutta)、偈頌(geyya)、記説(veyyākaraṇa)、諷誦(gāthā)、無問自説(udāna)、如是説(itivuttaka)、本生(jātaka)、未曾有法(abbhutadhamma)、知解(vedalla)の義を知り、本文を知るのが多聞者(bahussuta)である、苦・集・滅・道を知るのが決択慧者(nibbedhikapañña)である、自利と利他と両者の利と一切世界の利を思惟するのが賢人大慧者(pañña mahāpañña)である」と説かれた。

[2] この經の説時も舎衛城の祇樹給孤独園が寄進された釈尊48歳=成道14年の雨安居前の以後經とするしかない。

【068】 『中阿含』 176 「行禅経」 （大正 01 p.713 下、国訳 06 p.118）

[1] この経の概要は以下のとおり。

あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「世間には4種の行禅者がある。①“熾盛にして衰退す”という者と、②“衰退して熾盛なり”という者と、③“衰退して衰退す”という者と、④“熾盛にして熾盛なり”という者とである。四禅と四無色定を修する上で、①“熾盛にして衰退す”という行禅者は“自ら昇進せるを退墮する”と知る。②“衰退して熾盛なり”という行禅者は“退墮せるを昇進する”と知る。③“衰退して衰退す”という行禅者は“退墮して退墮する”と知る。④“熾盛にして熾盛なり”という行禅者は“昇進して昇進する”と知る」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

[2] この経には対応経はない。仏在処を舍衛城の祇樹給孤独園とするから、説時は釈尊 48 歳=成道 14 年の雨安居前の以後経とするしかない。

[069] 『中阿含』188「阿夷那経」（大正01 p.734上、国訳06 p.177）

AN.010-012-115 (vol.V p.224、南伝22下 p.148)

AN.010-012-116 (vol.V p.229、南伝22下 p.155)

[1] 経の概要

『中阿含』188「阿夷那経」：あるとき世尊は舎衛国の東園鹿子母堂に住された。そのとき世尊は晡時に宴坐より起って露地で経行されていると、沙門**蛮頭**の弟子の異学の**阿夷那**がやって来たので、世尊は阿夷那と蛮頭の説く法について問答された後、比丘らに智慧に関する非法衆と法衆の二衆を略説された後、部屋に入って宴坐された。比丘らは侍者の**阿難**のもとを訪れ、これを広説してほしいと頼んだ。阿難は「邪見は非法にして正見は法であり、邪智は非法にして正智は法である」と説いた。比丘らがこれを世尊に報告すると、世尊は善哉と褒められ、まさにそのように受持すべきであると説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.010-012-115：[仏在処不記載] そのとき世尊は「非法と法を知るべし」と説かれて精舎に入られた。比丘らは**アーナンダ**にこれを広説してほしいと頼んだ。アーナンダは「正見・正思・正語・正業・正命・正精進・正念・正定・正智・正解脱は法であり、邪見……邪解脱は非法である」と説いた。比丘らがこれを世尊に報告すると、世尊はアーナンダには大慧があると褒められた。

AN.010-012-116：[仏在処不記載] そのとき**遊行者アジタ** (Ajitaparibbājaka) が世尊のところにやってきて、「ゴータマよ、我らの仲間に賢人 (paṇḍita) がおり、彼は思慮深く、異学を詰問する」と言った。世尊は比丘らに、「あなた方は賢人の事を持ちなさい。ある者は非法説をもって法説を非難するが、非法と法を知るべきである。正見・正思・正語・正業・正命・正精進・正念・正定・正智・正解脱は法であり、邪見……邪解脱は非法である」と説かれた。

[2] この経にはアジタ＝阿夷那なる遊行者が登場するが、この人物はこの経にしか登場しない。また漢訳は阿夷那の師を「沙門蛮頭」と固有名詞のように訳しているが、これは「賢人 (paṇḍita)」という普通名詞であろう。その他にアーナンダが登場するが、ほぼ出づっぱりの感のあるアーナンダでは説時推定には役に立たない。

ただ漢訳は仏在処を東園鹿子母講堂とする。この精舎は**釈尊68歳＝成道34年の雨安居前**に寄進されたのであるから、この経の説時は**その以後経**ということになる。

- [070] 『中阿含』202「持齋經」（大正01 p.770上、国訳06 p.284）
AN.008-005-043 (vol.IV p.255、南伝21 p.150)
支謙訳『齋經』（大正01 p.910下）
失訳『優陂夷墮舎迦經』（大正01 p.912上）

[1] これらの經の概要は以下のとおり。

『中阿含』202「持齋經」：あるとき世尊は舎衛国の東園鹿子母堂に住された。そのとき鹿子母毘舍佉が沐浴した後、子どもや婦人らの眷族を引き連れて世尊のもとを訪れた。世尊は彼女らに「今沐浴したのか」と尋ねられた。彼女らは「今、齋を持しています」と答えた。世尊は、「齋には3種ある。放牛児齋と尼捷齋と聖八支齋である。①放牛児齋とは、日々牛を飼育する際に、どこで放しどこで水を飲みどこに宿すべきかをあれこれと考えるように、齋を持する時にも同じで、昼夜にわたって欲に執着するから果報がない。②尼捷齋は、『刀杖を捨てよ』と非暴力を教え、15日の從解脱を説く時には、衣を脱いで東方に向かって『我に父母なく、父母あるにあらず。我に妻子なく、妻子あるにあらず』などと唱え、無所有を勧めるが、やはり果報がない。③聖八支齋は、八齋戒（離殺生、離不与取、離非梵行、離妄語、離飲酒、離高広大床、離華鬘瓔珞塗香脂粉歌舞倡伎往觀聽、離非時食）を行じた後、五法（憶念如来、憶念法、憶念衆、憶念自戒、憶念諸天）を修習する。これには16大国において自在を得るよりも功德があり、死後化樂天に生れる」と説かれた。鹿子母および比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.008-005-043：あるとき世尊は舎衛城の東園鹿子母講堂（Pubbārāma Migārāmātupāsāda）に住された。そのときヴィサーカー・ミガーラマター（Visākhā Migāramātā）が世尊のもとを訪れた。世尊は「八支成就の布薩（aṭṭhaṅgasamannāgata uposatha）を修行すれば大果がある。すなわち、①殺生を断ち、②不与取を断ち、③非梵行を断ち、④妄語を断ち、⑤飲酒を断ち、⑥非時食を離れ、⑦舞踊・歌謡・音楽・觀劇と華鬘・薰香・塗香を離れ、⑧高床・大床を断つことで、これには16大国において自在を得るよりも功德があり、死後天に生れる」と、八齋戒について説かれた。

支謙訳『齋經』：あるとき仏は舎衛城の東丞相家殿に住された。そのとき維耶と名づく丞相の母が早朝に沐浴し綵衣を著け、諸子婦と俱に仏を訪ねた。仏は維耶に「沐浴何ぞ早きぞ」と声をかけられ、維耶は「諸婦と俱に齋戒を受けんと欲す」と答えた。仏は「齋に三種あり、何等の齋を樂うや」と問われ、維耶は長跪して「願くば何ぞ三齋と謂うや聞かせたまえ」と請うた。仏は「牧牛齋と尼捷齋と仏法齋であるが、牧牛齋、尼捷齋には功德はない、仏法齋とは八戒であって、これは十六大国において自在を得るよりも功德があり皆六天に生まれる」と説かれた。皆は歡喜受教した。

失訳『優陂夷墮舎迦經』：あるとき仏は舎衛国に住された。東出したところに蕪耶楼と字する女人があり人は蕪耶楼母と呼んでいた。仏は蕪耶楼母家殿上におられた。そこに教戒を奉持する墮舎迦と字する女人が、その日は月の十五日であったので早朝に

沐浴し七子婦を将いて仏を訪ねた。仏は優陂夷墮舎迦に「今日どうして沐浴し好衣を著け、子婦と俱に仏所に來たのか」と問われた。墮舎迦は「今日は十五日、我れ齋戒す。我れ一月当に六齋すべしと聞く。我れ子婦と俱に齋し敢えて懈慢せず」と答えた。仏は墮舎迦に、「仏の正しき齋法に八戒有り。一月に六日の齋あり、八日一齋、十四日一齋、十五日一齋、二十三日一齋、二十九日一齋、三十日一齋なり。齋日に持戒することまた当に阿羅漢の如く、①殺意無く、②貪心無く、③婦を畜えず亦た婦を念ぜず、③妄語せず、④人の意を傷けず、⑤飲酒せず、⑥意歌舞に在らず、⑦高好床に臥さず、⑧日中に及ち食し、日中已後明に至るまで復た食するを得ず、蜜漿を飲むは得る、是れが八戒である。これを持すは十六大国に自在を得るに勝る」と説かれた。優陂夷墮舎迦は仏に礼をなして去った。

[2] この経の仏在処は東園鹿子母講堂であり、登場人物はヴィサーカー・ミガーラマターである。これとって他に有力な情報はないから、鹿子母講堂が寄進された釈尊 68 歳 = 成道 34 年の雨安居前の以後経としておく。

[071] 『中阿含』215「第一得経」（大正01 p.799中、国訳06 p.370）

AN.010-003-029 (vol.V p.059、南伝22上 p.287)

[1] これらの経の概要

『中阿含』215「第一得経」：あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに次のように説かれた。

①拘薩羅王波斯匿の所有する領土においては波斯匿が第1である、②日月の照らす世界においては大梵が第1である、③この世が敗壞した時晃昱天 (Ābhassara、光音)中に生まれるがその世界では晃昱天が第1である、これらも変易する。④四想 (比丘想、小想、大想、無量想)と、⑤八勝処 (八勝処のこと) を楽しみ意解する者、⑥十の一切処 (無量地処、無量水処、無量火処、無量風処、無量青処、無量黄処、無量赤処、無量白処、無量空処、無量識処。十遍処のこと) を楽しみ意解する者、これらも変易する。これらを変易の法であると観じて厭い、第一と欲しないことを第一清浄説という。

無我・不有とその証のために道を施設する、これを第一外依見処という。

四無色定を成就する、これを第一現法涅槃という。

また四断 (断楽遅者、断楽速者、断苦遅者、断苦速者) がある。

と。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

AN.010-003-029: [仏在処不記載] 世尊は比丘らに、「パセーナディ (Pasenadi) 王の統治するカーシ (Kāsi) とコーサラ (Kosala) 国の中ではパセーナディ王が、また千世界の中で大梵天 (Mahābrahmā) が、あるいは世界が破壊するときは光音天 (Ābhassara deva) が最勝である。しかしこの王、大梵天、光音天ですら変異変化がある。このように観じて厭患し、最勝なるに於て離貪すべきである」と説かれ、同様に十遍処 (地・水・火・風・青・黄・赤・白・空・識)、八勝処、四行 (苦遲通行、苦速通行、楽遲通行、楽速通行)、四想 (少、多、無量、無所有) を解釈されたあと、「勝義現法涅槃 (paramadiṭṭhadhammanibbāna) を施設する者の中には、『沙門ゴータマは諸欲と諸色と諸受の遍知を施設しない』と誹謗する者もいるが、私はそれらを施設し、現法において無欲、寂滅、清涼となり、無取般涅槃 (anupādā-parinibbāna) を施設する」と教誡された。

[2] 漢訳は仏在処を舍衛城の祇樹給孤独園とする。

話題の中に登場する人物はパセーナディ王である。このパセーナディ王は地上の最高権力者というイメージで語られている。原始聖典ではパセーナディ王とビンビサーラ王は並置されるのが普通であるから⁽¹⁾、マガダ国のビンビサーラ王の没後をイメージしているのではなかろうか。漢訳は「波斯匿の所有する領土」と漠然というのみであるが、パーリはその領土をカーシとコーサラとしている。

パーリの註釈書は、もともとカーシはパセーナディ王の領土であったが、パセーナディ王の妹のコーサラデーヴィー (Kosaladevī) がビンビサーラの王妃として迎えられた時に、そ

の持参金としてビンビサーラに贈られたとする。その子がアジャータサットゥであるが、アジャータサットゥが後に父王を殺して王となったために、カーシを取り返そうとしてパセーナディとアジャータサットゥの間に戦争が起きたとする⁽²⁾。

SN.や雑阿含によれば、この戦争は初めアジャータサットゥが勝ったが、後にパセーナディが勝利をおさめアジャータサットゥを捕虜とした。しかしパセーナディはアジャータサットゥが甥であるからと釈放したとする⁽³⁾。この戦争があったのは、われわれはアジャータサットゥが父王を殺してマガダ国王に即位した翌年のことで、釈尊 73 歳＝成道 39 年ではなかったかと考えている。そしてこの年には釈尊は舎衛城で雨安居を過ごされた。

この経が説かれた時にはパセーナディ王はカーシを領有しているの、ビンビサーラが亡くなって、戦争に勝った後のことと理解して、この経の説時は釈尊 73 歳＝成道 39 年であったとすべきであろう。その雨安居の後のことであつたとしておく。

- (1) たとえば、DN.004 *Soṇadaṇḍa-s.* (種徳経 vol.I p.111、南伝 06 p.165) = 『長阿含』 022 「種徳経」 (大正 01 p.094 上、国訳 07 p.323)、DN.005 *Kūṭadanta-s.* (究羅檀頭経 vol.I p.127、南伝 06 p.189) = 『長阿含』 023 「究羅檀頭経」 (大正 01 p.096 下、国訳 07 p.331)、MN.095 *Caṅkī-s.* (商伽経 vol.II p.164、南伝 11 上 p.217、片山・中部 4 p.423) など。
- (2) *Jātaka-A.* (vol.II p.403、南伝 31 p.218) に次のようにいう。パセーナディの父マハーコーサラ (Mahākosala) はその娘コーサラ・デーヴィー (Kosaladevī パセーナディの姉妹) とビンビサーラ王を娶せ、持参金としてカーシ村を与えた。アジャータサットゥが父ビンビサーラ王を殺したとき、彼女は夫の死を悲嘆して世を去った。パセーナディ王は親殺しや盗人にカーシ村を与えまいとして 2 人のあいだに何回も戦争が起きた。
- (3) 拙稿「コーサラ国波斯匿王と仏教—その仏教帰信年を中心に」 (『印度哲学仏教学』第 21 号 北海道印度哲学仏教学会 2006 年 10 月)

- [072] 『中阿含』 218 「阿那律陀経」 (上) (大正 01 p.802 下、国訳 06 p.381)
『中阿含』 219 「阿那律陀経」 (下) (大正 01 p.803 上、国訳 06 p.382)

[1] 経の概要

『中阿含』 218 「阿那律陀経」 (上) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき比丘らが晡時に宴坐より出定して**阿那律陀**のもとにやって来て、「賢い死に方とは何か」と質問した。阿那律陀は「悪不善の法を離れ、第四禪を成就し、また六神通(如意足、天耳、他心智、宿命智、生死智、漏尽智)を得、現法中に解脱することである」と説いた。比丘らは阿那律陀の所説を歡喜奉行した。

『中阿含』 219 「阿那律陀経」 (下) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき比丘らが晡時に宴坐より出定して**阿那律陀**のもとにやって来て、「どのようにすれば苦しまずに死ぬことができるか」と質問した。阿那律陀は「①見質直にして聖愛戒を得、②四念処を觀じ、③四無量心を成就し、④四無色定を成就し、⑤慧觀により漏尽を得ることである」と説いた。比丘らは阿那律陀の所説を歡喜奉行した。

[2] この経には対応するパーリはない。

仏在処を舎衛城の祇樹給孤独園とするが、本文中に釈尊は登場しない。このように本文中に釈尊が登場しないにかかわらず仏在処を記す経は、「モノグラフ」第 21 号(2017 年 4 月)に掲載した【研究ノート 12】「アーナンダが登場し釈尊が登場しない経の説時推定」(森章司)において記したように漢訳の阿含経に多い⁽¹⁾。これも同じ「モノグラフ」第 21 号に掲載した【資料集 8】「パーリ『経藏』の六事と仏在処一覧」(森章司、金子芳夫)に記したように、おそらく漢訳阿含は形式化が進んだためであろう⁽²⁾。

またこの経の登場人物というよりも経の説主たる主人公はアヌルッダである。ちなみにアヌルッダはナンディヤとキンピラを加えた 3 人組の一人であって、聖典にはよくこの 3 人が一緒に登場する。またアーナンダ、デーヴァダッタ、バツディヤ、バグそしてウパーリを加えた 8 人は、釈迦族の青年として一緒に出家した⁽³⁾。

なお前記研究ノートにおいては、アーナンダが登場し釈尊が登場しない経の説時は原則として仏滅後の経としてよいとした。この経もこれに倣って仏滅後の経としておきたい。

(1) p.131

(2) p.328

(3) 【031】MN.031 *Cūḷagosiṅga-s.* (牛角林小経 vol.I p.205、南伝 09 p.362、片山・中部 2 p.124) = 『中阿含』 185 「牛角婆羅林経」 (大正 01 p.729 中、国訳 06 p.163) = 『増一阿含』 024-008 の後半 (大正 02 p.629 上、国訳 08 p.277) を参照。

【073】『中阿含』222「例経」（大正01 p.805 下、国訳06 p.389）

[1] この経の概要は次のとおり。この経に対応経は存しない。

あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「無明を断ずるために、①四念処（身、覚、心、法）、②四正断（すでに生じた悪を断じ、未だ生じない悪を生ぜざらしめ、未だ生じない善を生ぜしめ、すでに生じた善を久住ならしめる）、③四如意足（欲定如意足、精進定如意足、心定如意足、思惟定如意足）、④四禅、⑤五根（信根、精進根、念根、定根、慧根）、⑥五力（信力、精進力、念力、定力、慧力）、⑦七覚支（念覚支、法覚支、精進覚支、喜覚支、息覚支、定覚支、捨覚支）、⑧八支聖道（正見、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正念、正定）、⑨十一切処（地一切処、水一切処、火一切処、風一切処、青一切処、黄一切処、赤一切処、白一切処、無量空処一切処、無量識処一切処）、⑩十無学法（無学の正見、正思、正語、正業、正命、正精進、正念、正定、正智、正解脱）を修すべし」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

[2] 説時推定の手がかりになるものは仏在処の舎衛城・祇樹給孤独園のみである。釈尊48歳＝成道14年の雨安居前の以後経とするしかない。